

建設荷役車両



VOL.45 No.268

第268号
2023-11

令和5年11月1日発行（隔月1回1日発行）



令和5年特白検啓発イメージモデル
飯豊まりえさん



公益
社団法人

建設荷役車両安全技術協会
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

URL <http://www.sacl.or.jp>



とくじけんくん

産業車両用・建設機械用タイヤに新シリーズ登場！！

クッション性に優れた 穴あき ノーパンクタイヤ



製品サイズ

- ・ 16.00-25
- ・ 17.5-25
- ・ 20.5-25
- ・ 23.5-25

他各種

大型ホイールローダー対応！
各機種用ホイールも製作します
ホイールとセットで更にお買い得！！



ソリッドエアータイヤ

ノーパンクなのにエアーの乗り心地 フォークリフト用穴あきノーパンクタイヤ

製品サイズ

- ・ 5.00-8
- ・ 6.00-9
- ・ 6.50-10
- ・ 7.00-12

他各種

パターンは省エネデザインを採用！！
普通のノーパンクタイヤより
10%(当社比)の軽量化を実現

スノー用パターン

- ・ 大型ニューマチックタイヤ
- ・ フォークリフト用ノーパンクタイヤ

大好評スノーパターンに
待望の大型サイズ登場！！
ピン打ち場所もしっかり確保



大型ニューマチックタイヤ フォークリフト用ノーパンクタイヤ

※価格は下記の最寄りの営業所へお問い合わせ下さい。

MRC 丸中ゴム工業株式会社

本社 〒467-0861 愛知県名古屋市瑞穂区二野町4番11号 TEL:(052)889-5556 FAX:(052)889-3338
名古屋営業所 〒467-0861 愛知県名古屋市瑞穂区二野町4番11号 TEL:(052)889-1777 FAX:(052)883-2511
東京支店 〒228-0002 神奈川県座間市小松原2-17-16 TEL:(046)256-8206 FAX:(046)256-8208
大阪営業所 〒566-0064 大阪府摂津市鳥飼中3丁目6-60 TEL:(072)650-5650 FAX:(072)650-3650
仙台営業所 〒983-0013 宮城県仙台市宮城野区中野5丁目3-8 TEL:(022)387-0020 FAX:(022)786-0440

令和5年度 特自検強調月間ポスター

特自検

特定自主検査

特定自主検査
強調月間

令和5年

11/1(水)・30(木)

ゼロ災害の意識を持って 特自検

飯豊まりえ



検査を済ませた機械には、それを証する検査済標準を貼付しなければなりません。



公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES



ECUJAPAN

毎年11月は、特定自主検査強調月間です。

この期間に、各事業者様は「検査の実施体制及び

検査対象機械の管理体制」の再確認・再整備をお願いいたします。

主催 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 本部・各都道府県支部

後援 厚生労働省 経済産業省

協賛 中央労働災害防止協会
建設業労働災害防止協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会
林業・木材製造業労働災害防止協会

一般社団法人 日本建設機械工業会
一般社団法人 日本産業車両協会

【飯豊まりえさんプロフィール】

1998年千葉県生まれ。

2008年にファッション雑誌『ニコプチ』でモデルデビュー。

2012年に女優デビュー後、数多くのドラマ・映画でも活躍。

主な出演作に、ドラマ『オクトー～感情捜査官 心野朱梨～』、『岸边露伴は動かない』シリーズ、『君と世界が終わる日に』シリーズ、NHK連続テレビ小説『ちむどんどん』、映画『いなくなれ、群青』、『シライサン』、『岸边露伴 ルーヴルへ行く』など。

2023年8月からは、主演ドラマ『何曜日に生まれたの』が放映された。

『Oggi』専属モデル、『MORE』レギュラーモデルを務める。



◆ 巻頭カラーグラビア

令和5年度 特自検強調月間ポスター

◆ 令和5年度 特定自主検査強調月間実施中！

◆ 特定自主検査 業務点検表の解説

◆ 車両系荷役運搬機械/車両系建設機械及び高所作業車の労働災害による死亡者数の推移と令和4年における発生状況



INDEX

■ 巻頭カラーグラビア

令和5年度 特自検強調月間ポスター	1
-------------------------	---

■ 巻頭言

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて	小倉 崇 7
---------------------------	--------

■ 広報

令和5年度 特定自主検査強調月間実施中！	8
----------------------------	---

特定自主検査 業務点検表〔検査業者用〕の解説	11
------------------------------	----

特定自主検査 業務点検表〔事業内用〕の解説	23
-----------------------------	----

車両系荷役運搬機械の労働災害による

死亡者数の推移と令和4年における発生状況	31
----------------------------	----

車両系建設機械及び高所作業車の労働災害による

死亡者数の推移と令和4年における発生状況	37
----------------------------	----

特自検Q & A 第22回	43
---------------------	----

■ 技術解説

新型ホイール式油圧ショベル ZX125W-7 製品紹介	安部 真也 45
-----------------------------------	----------

■ イラスト災害事例	49
------------------	----

■ 安全・技術講座

我が社のセールスポイント	53
--------------------	----

富山県支部 砺波重機株式会社

■ 製品紹介

20トンクラス 新型電動ショベル「PC200LCE-11」/超小旋回型ミニ油圧ショベル 3機種/リーダレス型基礎機械「RX3300-7」…………… 57

■ Topics

令和4年度 考案賞受賞企業を訪ねて

第2回 銀賞受賞 「フォーク脱着治具」

考案者：茨城県支部 日立建機ロジテック株式会社

 コンストラクション物流部 菅原 亮 …………… 60

■ お知らせ

令和6年標章 頒布価格変更について……………	64
令和5年度 「中央労働災害防止協会 緑十字賞」を受賞！ ……………	64
建荷協の動き……………	65
令和5年度 特定自主検査資格取得研修・教育の予定表 ……………	67
令和5年度 各種研修の受講料……………	75
特定自主検査者資格取得者名簿（令和5年8月1日～令和5年9月30日）…	76
令和5年度版 建荷協発行図書等のご案内 ……………	79
支部一覧……………	83
編集後記……………	84
「建設荷役車両」年間総目次 ……………	85

建荷協からのお知らせ

■ 建荷協が実施する『巡回指導』制度のご紹介！

11月1日より、特定自主検査強調月間が始まります。皆様の事業所でも、強調月間の行事のひとつとして受診はいかがでしょうか。

特定自主検査を行う、事業所のみなさま、検査業者のみなさまへ

特定自主検査のことでお悩みのことは ありませんか？建荷協がアドバイスします。

巡回指導のご案内

みなさまが行う特定自主検査（以下「特自検」と言う）は労働者が安全に建設荷役車両を使用するための大切な制度です。

この特自検を行ううえで

「記録表の記入を先輩から聞いただけで良く判らない。合っている？」
「担当の引継ぎが上手くできていない、このままでは不安だ・・・」
「この仕事を始めて間もない。ちゃんと出来ているのだろうか??？」
「行政監査が心配・・・」等々、

お悩み、お困りのことはありませんか？

お気軽に建荷協にご相談ください！！

建荷協では巡回指導の制度があり、巡回指導員が御社にお伺いし、無償で特自検業務について点検を実施し、改善すべきポイントや特自検に関する最新情報等をアドバイスさせていただきます。

巡回指導員とは・・・特自検の普及・検査技術の向上を図るため、建荷協が任命した特自検業務に精通した方です。全国で500名を超える指導員が活躍しています。（巡回指導員は守秘義務を遵守します。）



適正な検査
業務の実施

なるほど!!

納得!!

特自検



検査業務の担当が変わった
近日中に行政監査を受ける予定
検査業者の業務を始めて間もない

こういった方に特におすすめをします。

巡回指導のお申込みは

最寄りの



公益
社団法人

建設荷役車両安全技術協会 (建荷協)
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES
(SACL)

けん に きょう
(SACL)



へお願いします。

<http://www.sacl.or.jp/>

(最寄りの建荷協支部の連絡先は、本機関誌の「支部一覧」をご覧ください)

巻頭言



ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会
理事 小倉 崇

トヨタエルアンドエフ東京株式会社 代表取締役社長

「時間」は全ての人に与えられている平等な資源です。この一人ひとりの大切な「時間」をより有効に活用してもらうため、働く場を提供する企業側の責任として様々な取組みが求められています。コロナ禍の影響で、仕事はオフィスとするもの、という概念が大きく変わったこともあり、働き方改革の動きは今後ますます活発になっていくと思います。

かつて「長時間労働」が日本人の美徳とされていた時代に育った世代（私もそうです）にとっては、多様な働き方を取り入れていく流れに対し少なからず抵抗を感じる方もいるでしょう。しかしながら、労働を時間の長さで評価することは時代遅れであり、いかにして仕事を効率的に快適に行うことができる環境を整備するか、がこれからの企業の存続に関わる重要な鍵になってくるのではないかと思います。

自宅や出張先でのテレワークは、仕事を効率的に快適に行う手段として、今では世の中で当たり前のように普及し、通勤や移動時間の削減などの効率化に大きく寄与しています。企業側としても、テレワークを新しい働き方の手段のひとつとして積極的に推進していくことはもちろんですが、同時にムダな仕事そのものを削減することへの注力も必要不可欠だと思います。例えば会議や打合せなども、テレワークで便利だからといって、出席

する必要のない人にも会議の開催通知を送るとか、そもそも必要がない会議をしているとか、様々なムダを排除しないと何も変わりません。RPA（Robotic Process Automation：ロボットによる業務自動化）も同じです。RPAは業務効率化の大変有益な手段ですが、業務改善なしでの導入では、結局ムダな仕事は残り、本当の意味での効率化にはなりません。

テレワークなど進化するIT手段と、業務改善やChatGPTなどのAIやロボット技術などを使い業務効率化で獲得した「時間」を、残業時間など労働時間の短縮につなげ、従業員の仕事と生活の調和、すなわちワーク・ライフ・バランスを充実させることは企業の使命です。社員の方々が働くことを楽しく感じる、いきいきとした職場づくりに向け、福利厚生も含め、必要な投資や諸制度の導入はどんどん行っていくべきだと考えます。

一方で、大切な「時間」を有効に活用するのは個人の問題でもあります。持論ですが、仕事と生活のバランスを取ることが上手な人は、仕事を楽しみながらテキパキとこなしているように感じます。就業中は仕事に集中し、プライベートの時間は自分の趣味や家族のために、仕事のことを一切考えずに最大限に楽しむ、といったメリハリのある生活をするには、ストレスの多い現代社会において、より充実した人生を送るためにとっても重要なことだと思います。

令和5年度 特定自主検査 強調月間(11/1～30)実施中！

建設荷役車両安全技術協会 本部

11月1日から30日までの1ヶ月間「建設荷役車両特定自主検査強調月間」と銘打って、フォークリフト・不整地運搬車・車両系建設機械・高所作業車の特定自主検査の普及・促進を図るキャンペーンを全国一斉に行っています。

本年度も、各都道府県労働局・労働基準監督署のご協力のもと、登録検査業者

及び事業者における検査の実施体制及び検査対象機械の管理体制の整備を促進し、特自検が適正に実施されるよう、その周知・徹底に努めることとしました。

実施にあたり、ご不明な点などございましたら最寄りの当協会支部にご相談ください。

■ スローガン

ゼロ災害の意識を持って 特自検

登録検査業者及び事業内検査を行う事業者の皆さん！

- 特自検業務が、法令及び「特定自主検査業務マニュアル」に従い適正に実施されているかを、「特定自主検査業務点検表(267号29頁参照)及びその解説[検査業者用又は事業内用](本号11頁参照)」を使用して、自社の特自検業務の実施体制・検査者・検査機器・標章・台帳・記録表等の管理について、業務点検を実施してください。
- 登録検査業者は、特自検の実施が定着するよう顧客に対しPRを行ってください。

建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者
及びリース・レンタル事業者の皆さん！

- 特自検が計画的に実施されているか確認してください。
- 特自検未実施機械がないか、標章の貼付を確認してください。
- 特自検記録表の検査結果とその補修措置を確認してください。

主唱 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 本部・各都道府県支部

後援 厚生労働省 経済産業省

協賛 中央労働災害防止協会
建設業労働災害防止協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会

林業・木材製造業労働災害防止協会
一般社団法人 日本建設機械工業会
一般社団法人 日本産業車両協会

令和5年度 特自検強調月間リーフレット

特自検

特定自主検査

飯豊まりえ

ゼロ災害の意識を持って 特自検



検査を済ませた機械には、それを証する検査済標章を貼付しなければなりません。

特定自主検査 強調月間 > 令和5年 11/1〔水〕 ▶ 30〔木〕

主催 | 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会
本部・各都道府県支部

後援 | 厚生労働省 経済産業省

協賛 | 中央労働災害防止協会
建設業労働災害防止協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会 一般社団法人 日本建設機械工業会
林業・木材製造業労働災害防止協会 一般社団法人 日本産業車両協会



公益社団法人 **建設荷役車両安全技術協会**
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES



令和5年度 建設荷役車両特定自主検査 強調月間実施要綱

スローガン

「ゼロ災害の意識を持って 特自検」

令和5年11月1日〔水〕 > 11月30日〔木〕

趣旨

建設荷役車両の特定自主検査(特自検)の実施台数は、令和4年度には全国で約203万台と推定され、特自検が定着しつつあるとはいえ、未だ相当数の未実施機械があるものと思われまます。

また、フォークリフト、車両系建設機械等建設荷役車両に係る死亡災害は依然として多発しており、憂慮される状況です。当協会においては、令和5年度においても、建設荷役車両を取扱う人の安全を確保し、労働災害の防止を目指して特自検の一層の普及促進を図るため、11月を特自検強調月間として各種の運動を強力に展開することとしました。

本年度は、各都道府県労働局・労働基準監督署のご協力のもと、登録検査業者及び事業者における検査の実施体制及び検査対象機械の管理体制の整備を促進し、特自検が適正に実施されるよう、その周知・徹底に努めることとしました。

対象事業者

- (1) 建設荷役車両の検査・整備を行う登録検査業者
- (2) 建設荷役車両の事業内検査を行う事業者
- (3) 建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者
- (4) 建設荷役車両のリース・レンタル事業者

主唱者の実施事項

- (1) 新聞、機関誌等による強調月間の趣旨と特自検の重要性のPR
- (2) ポスター、リーフレット等広報資料の作成と配布
- (3) 巡回指導による現地指導
- (4) 研修会・実務研修等の開催
- (5) 「特自検業務点検表及びその解説(検査業者用又は事業内用)」を用いた特自検業務点検の実施勧奨

事業者が行う実施事項

- (1) 登録検査業者及び事業内検査を行う事業者のそれぞれの立場での実施事項

- 特自検業務が、法令及び「特自検業務マニュアル」に従い適正に実施されているかを、「特自検業務点検表及びその解説(検査業者用又は事業内用)」を使用して、自社の特自検業務の実施体制・検査者・検査機器・標章・台帳・記録表等の管理について、業務点検を実施する。
- 登録検査業者は、特自検の実施が定着するよう顧客に対しPRを行う。

- (2) 建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者及びリース・レンタル事業者のそれぞれの立場での実施事項

- 特自検が計画的に実施されているか確認する。
- 特自検未実施機械がないか、標章の貼付を確認する。
- 特自検記録表の検査結果とその補修措置を確認する。

BP-YC-03-C




特定自主検査 業務点検表 [検査業者用] の解説

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

この「『特定自主検査 業務点検表 [検査業者用]』の解説」は「特定自主検査 業務点検表 [検査業者用]」の点検項目について、項目ごとに「解説」と「点検のポイント」したものです。

 業務点検表を示します。

 業務点検表に対する「解説」、「点検のポイント」を示します。

本書を十分に理解し、「特定自主検査 業務点検表[検査業者用]」による適切な業務点検を定期的に、実施下さる様、お願いいたします。検査事務所責任者は「点検のポイント」を定期的に確認するよう心掛けてください。

1. 表題部 (検査業者名等)

特定自主検査 業務点検表 [検査業者用]

検査業者名	①	点検年月日	⑤	年	月	日
登録番号	②	第	号	区分	③	本社・検査事務所
検査事務所名	④	点検責任者 職氏名	⑥			
		点検者 職氏名	⑦			

① 検査業者名	厚生労働大臣又は都道府県労働局に登録した業者名を記入する。
② 登録番号	厚生労働大臣又は都道府県労働局から交付された検査業者登録証の番号を記入する。
③ 区分	検査事務所が複数の場合、点検を行う事務所について何れかに○をする。
④ 検査事務所名	検査事務所が点検を行なう場合、検査事務所の名称を記入する。
⑤ 点検年月日	点検を実施した年月日を記入する。
⑥ 点検責任者職氏名	当該事務所の責任者の役職と氏名を記入する。
⑦ 点検者職氏名	業務点検を実施した者の役職と氏名を記入する。

2. 点検項目部 (区分、項目等)

区分	No.	項目	判定	備考
①	②	③	④	⑤

① 区分	点検内容の区分を示す。
② No.	点検項目の番号を示す。
③ 項目	業務点検を実施する際、どのような点検を行うかを表示している。 文頭に「*」のある項目は法令・通達に定められた項目をしめします。
④ 判定	判定欄には良の場合は「○」、否の場合は「×」、該当しない項目は「-」をそれぞれ記入し、 検査員の人数欄および検査機器の台数欄には数値をそれぞれ記入する。
⑤ 備考	点検内容、判定等の特記事項があれば記入する。

※ 特定自主検査 業務点検表 [検査業者用] の解説は建荷協HPよりダウンロードできます

I 組織・管理

区分	No.	項目	判定	備考	
組織・管理	体制	1	本社において特定自主検査業務を統括する責任者を選任している		
		2	検査事務所毎の検査員は指名され、配置状況が管理されている		
		3	検査事務所に対する内部監査を年1回以上定期的に実施し、結果を保存している		
		4	本社の内部監査を年1回以上定期的に実施し、結果を保存している		
		5	検査事務所における検査実施状況を把握している		
	報告	6	各検査事務所において特定自主検査業務を統括する責任者を選任している		
		7	* 特定自主検査実施状況報告書を労働局長（大臣登録検査業者にあつては厚生労働大臣）に提出している（4月1日～翌3月31日の状況について、4月30日迄に報告している。） 教育記録表を作成し、社内及び建荷協の研修・教育等を検査員毎に管理している		
	教育	8	社内・その他	判定	建荷協
		教育内容		研修・教育	
				* 検査業者検査員資格取得研修	
				* 能力向上教育	
				実務研修	
				安全教育	
				特定自主検査セミナー	

No.	解説	点検のポイント	備考
1	複数の検査事務所がある場合それらを統括する本社統括責任者を選任する必要があります。また、検査業務に関する人員体制が判る様、組織図、人員配置図等を作成し本社統括責任者名を明示しておきます。検査事務所が1つの場合は自らが統括責任者となるか、準ずる者を統括責任者に選任します。 また、統括責任者が不在の場合でも業務が滞らないように、代行者も選任しておきます。	・組織図、人員配置図等の統括責任者の名前が最新の者になっていますか。 ・統括責任者が不在の場合でも業務が滞らないように、代行者を定めていますか。	
2	検査事務所ごとに検査員を指名し、検査員名簿（検査員名と検査資格のある機械の種類等を明示したもの）を作成して管理します。また、検査員は所属する検査事務所以外の検査事務所の検査員として兼任はできません。	・検査員名簿に既に他の検査事務所に転出したり、退職した人の名前はありますか。 ・過去の異動経過（3年分）も保存してありますか。	
3	本社統括責任者はそれぞれの検査事務所の内部監査を定期的の実施し、その結果（監査結果および是正項目がある場合は是正指示の結果の両方）を保存しておきます。また、検査事務所に対し、検査事務所でも毎年定期的に業務点検を実施するよう指示をします。	・検査事務所に対する内部監査は定期的計画的に実施していますか。 ・検査事務所に対し、毎年定期的に業務点検を行なうように指示していますか。	
4	特自検に係る本社管理の帳簿等（検査済標章、標準受払簿、廃棄済標章、検査員名簿等）の内部監査を本社統括責任者又はその指名する者が定期的（毎年、隔年等）実施し、その結果を保存しておきます。	・本社に対する内部監査は定期的計画的に実施していますか。 ・検査業務を行っていない本社においても内部監査を実施していますか。	
5	本社統括責任者は各検査事務所より前年4月1日から本年3月31日までに実施した特定自主検査対象機械ごとの台数について定期的に報告を受け、実施状況を把握しておきます。	・本社は各検査事務所からの報告に間違いなしか定期的に（半期、4半期に1度等）確認していますか。	
6	本社統括責任者は各検査事務所の統括責任者を選任し、組織図等を作成して特定自主検査業務体制を明確にしておきます。	・組織図、人員配置図等の検査事務所統括責任者が最新の者になっていますか。	
7	本社統括責任者は特定自主検査実施状況報告書を各都道府県労働局長、または厚生労働大臣に報告する必要があります。 *法 第100条、登録省令 第19条の21	・本社にて特定自主検査実施状況報告書を作成し、労働局長または厚生労働大臣に提出されていますか。また、「控え」を保存していますか。	
8	検査員の養成、検査技術向上のため、社内及び建荷協の研修・教育に積極的に参加する必要があります。検査員ごとの教育記録表を作成し、計画的に（能力向上教育についてはおおむね5年）参加できるように管理します。 社内・その他： 建荷協の研修以外で実施している教育（社内研修（新機種勉強会）、技能講習等）を記入し、その実施状況を判定します。 建荷協： 建荷協で開催される研修・教育について実施状況を判定します。	・検査員ごとの教育記録表を作成していますか。 ・検査員の急な欠員に対応出来るよう、計画的に検査員を養成していますか。	

II 掲示

区分	No.	項目	判定	備考
掲示	9	最新の検査業者登録証写しを依頼者に見やすい場所に掲示している		
	10	* 検査業者の氏名若しくは名称又は住所、代表者の氏名、特定自主検査を行うことができる機械等に変更はない		
	11	検査料金を依頼者に見やすい場所に掲示している		
	12	検査業者であることを示す銘板等を見やすい場所に掲示している		
	13	検査員を一覧表等にして掲示し明確にしている		

No.	解 説	点検のポイント	備考
9	登録証（写し）は依頼者から見える場所に、読めるように掲示します。	・事務所の奥や応接室等、特自主検査の依頼者から見えない場所に掲示していませんか。	
10	掲示されている登録証は最新のものでなければなりません。変更がある場合は「検査業者登録事項変更等申請書」を提出しなければなりません。 また、検査事務所が複数の場合は、事務所毎の検査ができる機械についても掲示します。事務所毎の検査機械を変更する場合は業務規定変更届（組織図、事務所毎の検査機械等の変更）を提出します。 *登録省令 第19条の17	・検査業者名、検査できる機械等に変更はありませんか。 ・検査事務所が複数の場合、事務所毎の検査できる機械に変更はありませんか。 ・受理された登録事項変更等申請書の写しは検査事務所毎に時系列にファイルされていますか。	
11	検査料金表は依頼者から見える場所に、読めるように掲示します。	・金額が読める大きさの料金表になっていませんか。	
12	依頼者に登録検査業者であることが判るように銘板、看板等に登録番号を記載し事務所の入口に掲示します。（検査業者銘板は建荷協会員が建荷協で購入することができます。）	社名変更等、現在と異なる古い銘板、看板等が掲示していませんか。	
13	検査員一覧は依頼者から見える場所に、読めるように掲示します。一覧には資格取得状況等も判るようになっていいることが望ましい。	・検査員一覧は検査員名と検査資格のある機械の種類が判る最新のものになっていますか。	

Ⅲ 検査員

区分	No.	項 目	判定	備考	
検査員	14	検査員名簿を備えている			
	*	機械等の種類ごとに有資格者が2人以上いる	登録の有無	人数	判定
		フォークリフト	有・無		
		不整地運搬車	有・無		
		車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用、掘削用及び解体用）	有・無		
		車両系建設機械（基礎工事用）	有・無		
		車両系建設機械（締固め用）	有・無		
		車両系建設機械（コンクリート打設用）	有・無		
		高所作業車	有・無		
	15	検査員の過去3年間の異動、退職等の経過を記録している			
16	過去3年間の検査員の資格証の写しをファイルしている				
17	検査資格者を明確にするために検査員標識（ワッペン、腕章等）を装着している				
18					

No.	解 説	点検のポイント	備考
14	検査事務所毎に最新の検査員名簿（検査員名と検査資格のある機械の種類を明示したもの）を作成して管理する必要があります。また、改訂履歴が判るように改訂年月日を記載しておきます。 検査員は所属する検査事務所以外の検査事務所の検査員として兼任はできません。	・複数の検査事務所がある場合に、異動者を含めた過去3年間の検査員名簿がありますか。 ・名簿は改訂した年月日順に時系列にファイルしてありますか。	
15	有資格者は登録している検査対象機械の種類ごとに2人以上必要です。欠員で有資格者が一人以下の場合、該当する機械の種類の特定制検査業務は行うことができません。すみやかに欠員を補充し業務を再開するか、その機械の登録の取消しをしなければなりません。 *登録省令 第19条の15	・検査対象機械で欠員のあるものはありませんか。（欠員中の検査業務の実施は厳禁）	
	登録の有無 当該検査事務所で特定制検査業務を行うことができる機械として業務規程に定めていない場合、無を「○」で囲む。		
	人数 当該検査事務所内で登録有の機種についてその機種の資格を保有する人数を記入。登録無の場合は「-」を記入します。		
	判定 当該検査事務所内で特定制検査を行うことができるかできないか。		
16	検査員名簿等、検査員の所属及び異動又は退職の経歴が分かるものを特定制検査記録表（および特定制検査台帳）の保存期間3年と同じく保管しておきます。	・検査員名簿の他、資格証の写しも保管してありますか。	
17	資格証の写しは本社だけでなく、各検査事務所にも過去3年間の検査員（移動、退職を含）を備えておきます。	過去の推移が判るように時系列にファイルしてありますか。	
18	無資格者による検査を防止するために検査員は有資格者であることを他の社員と区別できる標識を装着します。	・標識を確認できますか。 ・標識は検査員のみが装着するルールになっていますか。（服に縫付、ヘルメットに貼付等）	

IV 業務規程

区分	No.	項目	判定	備考
業務規程	19	業務規程を検査事務所に備え、関係者に周知している		
	20	* 業務規程に定めた下記事項に基づき業務を行い、業務規程と実際の業務に相違がない		
	21	・各検査事務所（統括責任者、所在地・電話番号・郵便番号）		
	22	・特定自主検査を行うことができる機械等の種類		
	23	* 検査料の額及び収納方法に関する事項		
	24	* 特定自主検査記録表（検査結果証明書）の発行に関する事項		
	25	* 特定自主検査の業務に関する帳簿の保存に関する事項		
	26	* 休日、営業時間、検査場所		
	27	* 出張検査の要領		
	28	* 検査済標章の発行及び管理		
	29	・記録表（検査結果証明書）、検査済標章の再発行		
30	* 業務規程の変更を行った際、業務規程変更報告を労働局長（大臣登録検査業者にあつては厚生労働大臣）に報告している			

No.	解説	点検のポイント	備考
19	最新の業務規程の備付とともに、改訂の履歴が分かる書類（過去の業務規程等）を保管しておきます。	・最新の業務規程が備え付けられていますか。また、変更された過去の業務規程を保管してありますか。	
20	業務規程と実際の業務に相違があつてはなりません。相違がある場合はすみやかに業務規程通りの業務を行う様、是正するか実際の業務に合致するように業務規程を変更しなければなりません。	・関係者に業務規程の保管場所・内容が周知されていますか。	
29	* 登録省令 第19条の15第3号	・検査事務所統括責任者、代行責任者は業務規程の内容を周知していますか。	
29		・業務規程通りの業務を行っていますか。	
29		・業務規程を変更せずに、実際の業務内容を変更していませんか。	
30	業務規程を変更した場合はすみやかに業務規程変更報告書を提出しなければなりません。 * 登録省令 第19条の19	・受理された業務規程変更報告書の写しは各検査事務所毎に時系列にファイルしてありますか。	

V 検査機器

区分	No.	項目	判定	備考				
検査機器	31	検査機器台帳を備えている						
	32	* 検査機器は1台以上保有し、検査員の人数に対して適正である						
	33	検査機器は整備され、いつでも使用できる状態にある						
			台数	判定	整備状況	台数	判定	整備状況
		①圧力計 (エプ・レクションゲージ)	ダイヤル用			⑤油圧計		
			ガソリン用			⑥電圧計		
		②回転計				⑦電流計		
		③シックネスゲージ				⑧探傷器(又はカーチェック等)		
		④ノズルテスター				⑨磨耗ゲージ		

No.	解説	点検のポイント	備考
31	検査機器台帳を備え、検査機器の数量、保守状態を確認し、その結果と不具合機器の較正、更新状況等の記録を保存しておきます。	・検査機器台帳等を備え定期的に数量、状態等を点検していますか。	
32	検査機器は最低1組以上、特定自主検査実施台数、出張検査等に応じた数量を保有していなければなりません。 * 登録省令 第19条の15第2号	・台帳に記載されている機器（メーカー名・型式・機番及び数量等）と現在保有の検査機器との相違はありませんか。	
32		・検査機器は性能、数量等を満足していますか。	
32		・法定検査機器のほか検査に必要な検査機器が記載されていますか。	
32	検査機器は常に整備され、いつでも使用できる状態でなければ、特定自主検査は実施できません。	・検査機器の保有が2組なのに3名の検査員が各々異なる場所で終日特定自主検査業務に就いていませんか。	
33	台数 : それぞれの検査機器の保有数を記入します。	・定期的な機器の検査、補修の結果を検査機器台帳に記載してありますか。	
33	判定 : 業務規程に定められた性能に適合している機器の数量を記入、不適合の数量を()内に記入します。	・検査の結果不具合のある機器は修理、較正または更新をしていますか。	
33	整備状況 : 正常に使用できる検査機器の数量を記入、不良の機器の数量を()内に記入します。		

VI 検査済標章

区分	No.	項目	判定	備考
検査済標章	34	標章管理者を定め、直接、受払・引当等の実務を行っている		
	35	標章受払い簿を備えている		
	36	標章の貼付位置は適切である		
	37	標章受払簿の残数と現物が一致している		
	38	標章はロッカー等施錠設備のある箇所に保存している		
	39	年末残数の廃棄処理を適切に行っている		

No.	解説	点検のポイント	備考
34	標章の紛失、払出し間違い等を防止するため、検査事務所統括責任者自ら若しくは検査事務所統括責任者が定めた標章管理者に限定して標章の管理、受払い業務等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 受払・引当等の業務は検査事務所統括責任者自ら若しくは標章管理者を定め実施していますか。 標章管理者は標章の受払の都度または定期に台帳に記載していますか。 	
35	標章の受払の状況、残数及び廃棄数等を明確にするため、標章受払簿を備え、受払状況を記入、管理します。	<ul style="list-style-type: none"> 決まった様式の標章受払簿を使用していますか。 	
36	標章を事業者に引き渡す際、機械の運転席付近で車両の管理者、運転者、検査員等が見やすく、仕様変更、修理等を行っても容易に取り外せない部分、また、汚れ、損傷等が発生しにくい場所に貼付する様、要請します。	<ul style="list-style-type: none"> 標章は、特定自主検査を行った年月を明らかにするように見やすい場所に貼付する様、事業者に要請していますか。 	
37	標章受払簿に記載されている標章の残数（標章番号）と現物の残数（標章番号）は常に一致していなければなりません。	<ul style="list-style-type: none"> 受払簿に記入しないで標章を持ち出し、検査終了後に払出しの記入をしていませんか。 統括責任者が定期的に受払簿と実際の標章の残数を確認していますか。 	
38	標章は施錠可能なロッカー、金庫、キャビネット等の収納設備に収納します。また、収納設備は標章受払時以外は施錠しておきます。	<ul style="list-style-type: none"> 収納設備の鍵は統括責任者若しくは標章管理者が保管していますか。 収納設備は標章受払時以外は施錠されていますか。 	
39	年末の余剰標章は、標章番号・廃棄年月日・廃棄枚数・廃棄方法・廃棄者氏名を受払簿に記入の上、標章番号を含む部位を切断、台紙等に貼付し保管する等、適切に廃棄処理を行います。（関連43, 52）	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄した標章の番号、枚数は受払簿の残数と一致していますか。 廃棄した標章の番号を含む部位を台紙等に貼付し保管していますか。 	

Ⅶ 帳簿等(1)

区分	No.	項目	判定	備考
帳簿等	40	標章の受払は適正に記載されている		
	41	受入数、払出数、残数に差異がない		
	42	標章は受払都度、又は、月(週)毎等一定の期間単位で管理され、払出数が適切である		
	43	廃棄処理が適正に行われ、廃棄理由が明確になっている		
	44	* 3年間保存している		

No.	解説	点検のポイント	備考
40	標章受払簿には標章(特定自主検査検査済標章)の標章番号、受入数、払出数、残数、廃棄数、受払先(建荷協、本社、検査事務所等)等の状況を正確に記入しなければなりません。また、標章の受払は受払の都度、記入します。	<ul style="list-style-type: none"> ・標章を纏めて購入している場合、受払簿の最終番号と現物の最初の番号が連続していますか。 ・受払簿の受入、払出し、廃棄数が残り枚数と一致していますか。 ・受入れた全ての標章の枚数と標章番号を記入していますか。 ・払出した標章の枚数と標章番号を記入していますか。 ・受払い後の標章の残数を記入していますか。 ・標章を廃棄した場合、廃棄数と廃棄理由を記入していますか。 ・標章の受入先(建荷協支部、本社、検査事務所等)が備考欄に記入してありますか。 ・事務所間でまとまった数の標章の移動の受払を行なう場合は理由を記載していますか。 ・受払の記載は都度または定期に実施していることを確認していますか。 	
41	検査事務所統括責任者は標章受払簿に記載の項目について、間違いがないか、定期的に確認をします。	<ul style="list-style-type: none"> ・標章受払簿の記載事項について、定期的に確認していますか。 	
42	標章の受払の都度、又は週、月単位等、定期的に受払の状況を記載し管理しなければなりません。また、その結果を統括責任者が確認・押印します。	<ul style="list-style-type: none"> ・統括責任者の確認は定期的に行われていますか。 	
43	標章の廃棄には、汚れ、損傷、切取間違い等による廃棄(関連52)と年末の余剰標章の廃棄(関連39)があります。これらの廃棄処理を行った場合は受払簿に標章番号、廃棄年月日、廃棄理由、廃棄枚数、廃棄方法、廃棄者氏名等を記載しておきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・標章の廃棄をした場合、廃棄した標章番号、枚数、廃棄理由等を受払簿に記入していますか。 	
44	標章受払簿は3年間保存する必要があります。 * 登録省令 第19条の20	<ul style="list-style-type: none"> ・受払簿と標章番号を含む部位を切断したものは保存してありますか。 	

区分	No.	項目	判定	備考
帳簿等	45	証明書発行番号、標章番号等、系統的に記載されている		
	46	記載事項に漏れない		
	47	標章払出後、長期間未記載（仕掛り）のものがない		
	48	検査記録表、標章を再発行した場合、再発行年月日を適用欄に記載されている		
	49	再発行の場合、再発行受領書を受領している		
	50	検査料金は業務規程どおりである		
	51	一人一日あたりの検査台数は適正である		
	52	汚損、切取ミス等、使用不可能になった標章は、理由を記載し残余片を保管している		
	53	紛失した標章は、紛失理由を記載してある		
	54	* 3年間保存している		

No.	解説	点検のポイント	備考
45	特定自主検査台帳は証明書発行番号若しくは標章番号等、何れかの番号順で系統的に管理します。	・番号順になっていない場合は理由が明確になっていますか。	
46	特定自主検査台帳の記載項目は登録省令の第19条の20により定められています。したがって該当する項目についてはすべて記入（空欄なし）します。	・定期的に空欄なしを確認していますか。	
47	標章の払出しは特定自主検査実施後に行うのが管理上望ましい。特定自主検査実施前に払出した場合は、できる限り速やかに検査を実施し特定自主検査台帳に記入します。	・標章払出し後、特定自主検査台帳に長期間未記入（長期仕掛り）のものはありませんか。（例 10日間以上未記載の場合は当初引当した注文を取消し、次の依頼者に引当てて仕掛りを防止する、または戻入します。）	
48	特定自主検査記録表及び標章の再発行について検査台帳の摘要欄に再発行年月日、再発行申込No.を記入します。	・業務規程で定めた再発行申込書で受付、再発行をしていますか。	
49	特定自主検査記録表及び標章を再発行した場合、各々の受領書を受領します。	・業務規程で定められた再発行の料金を請求し、収納していますか。	
50	検査料金は業務規程に定めている金額を請求し、収納しなければなりません。 検査料金と部品代等を一括して請求する場合、その請求書には検査業務規程で定めた検査料金および部品代それぞれを明細で表示する必要があります。また、値引きする場合、検査料金部分の値引きはできません。	・検査料金は業務規程に定めた金額を過不足無く請求していますか。 ・検査料金を明示し、部品代等と区別して請求していますか。（検査料金と部品代を合算し検査料金一式として請求するのは不適當です） ・検査料金と他の費用の合計金額から値引きをしていませんか。	
51	検査対象機械の種類、性能、検査方法等から判断し、1日当たりの検査台数は適正でなければなりません。	・日報での検査所要時間が機械の種類、性能等に比して短時間の場合はありませんか。 ・出張検査の場合、検査場所への移動時間は適正ですか。	
52	標章発行前に汚損、実施月の切り抜き誤り等により使用不可能となった場合や発行後機械に貼付された標章が汚損し標章の再発行申込があった場合は、台帳、受払簿の適用欄にその状況を記入しておきます。 標章の残片がある場合は、残片を台紙等に貼付し、保管しておきます。（関連39, 43）	・使用不能となり廃棄した標章の摘要欄に廃棄理由を記入してありますか。 ・廃棄した標章の番号を含む部位を台紙に貼付し保管していますか。	
53	標章発行前に検査業者内で紛失した場合、顛末書を作成し保存します。標章発行後、依頼主が標章を機械に貼付する前に紛失し再発行申込があった場合はその申込書を保管しておきます。 これらの状況は台帳、受払簿の摘要欄に記入しておきます。	・紛失した標章の標章番号の摘要欄に紛失理由を記入してありますか。 ・検査業者内で紛失した検査標章の場合は顛末書を作成し保管してありますか。	
54	特定自主検査台帳は3年間保存する必要があります。 * 登録省令第19条の20		

Ⅷ 帳簿等(2)

区分	No.	項目	判定	備考	
帳簿等	特定自主検査記録表(証明書)	55	特定自主検査記録(証明書)の控は月別、証明書発行番号順等、系統的にファイルされている		
		56	記載事項に漏れはない		
		57 *	特定自主検査を受けた者の氏名・名称及び住所		
		58 *	メーカー名、機械の種類、型式、性能及び製造年月日又は製造番号		
		59 *	特定自主検査実施年月日		
		60 *	特定自主検査を実施した者の氏名(有資格者である)が自署している		
		61	検査事務所責任者名が自署している		
		62 *	検査箇所、検査内容等に記載漏れ・誤記はない		
		63	該当しない箇所は「該当なし(-)」が記されている		
		64	適切な検査機器を使用し、検査方法欄にチェックを記している		
		65 *	補修等が必要と認められる場合、検査依頼者への連絡等措置の状況を記載している		
		66	未補修事項がある場合は事業者が補修してから標章を貼付するように要請している		
		67	検査記録表、標章を再発行した場合の再発行申込書を一緒にファイルしている		
		68	定期自主検査指針および検査・整備基準値表を備付、これに基づき検査を実施している		
69 *	3年間保存している				
日報	70	作業日報と特定自主検査記録表で検査員および検査日が一致している			
	71	3年間保存している			

記録表の記入方法について

協会発行「特定自主検査記録表の記入要領」を参照のこと。(記入要領を解説する「抜粋版」は協会HPより無料でダウンロードいただけます。)

No.	解説	点検のポイント	備考
55	特定自主検査記録表(証明書)は建荷協製の記録表について、ノンカーボン式は2枚目(副)を、ノンカーボン式以外のものについては(カーボンで転写した写し)を副として系統的に保管します。	・記録表は証明書発行番号または標章番号等の番号順に綴っていますか。	
56	特定自主検査記録表(証明書)は特定自主検査を実施したことを証明する重要な書類です。記載事項に記入漏れ、記入ミス等があってはなりません。標頭部、検査事項部、事業者への要請等及び補修等の措置内容について、検査を実施した結果を検査依頼者に分かり易く記入します。	・記入漏れ、記入ミスはありませんか。 ・丁寧に判り易く記入されていますか。	
57	検査対象機械の使用者の氏名又は名称、及び住所を正確に記入します。	・検査対象機械の使用者の氏名又は名称、及び住所を判り易く正確に記入してありますか。	
58	メーカー名、型式、製造・車体番号、性能を銘板等で確認して正確に記入します。	・項目はすべて記入してありますか。 ・製造・車体番号を訂正していませんか。	
59	検査年月日とは特定自主検査が完了した日(検査が複数日に亘った場合は、検査が完了した日)を示します。検査年月日を訂正してはいけません。	・標章の払出日・特定自主検査記録表(証明書)の作成日になっていませんか。 ・検査後、全ての補修整備が完了した日になっていませんか。	
60	検査者氏名とは検査を実施した検査員(有資格者)の氏名のことで、検査員が自筆で署名をします。検査者氏名欄を訂正してはいけません。	・検査実施者の不在日になっていませんか。 ・修正液、修正テープで修正していませんか。	「特定自主検査記録表の記入要領」(TC-ZC-02)を参照
	検査員(有資格者)2名で検査を実施した場合はいずれかを代表者とするか2名の自筆署名を併記します。業務規程で署名と捺印が取り決められている場合は署名、捺印をします。このとき複数印鑑を所有する場合、捺印する印鑑は一つに決めて使用します。	・検査員名が印刷・ゴム印になっていませんか。	
61	責任者名とは代表者又は業務規程において指定された者(本社統括責任者、検査事務所統括責任者等)の氏名のことで、責任者は特定自主検査記録表(証明書)の記載内容に誤りのないことを確認後、証明書発行番号を記入し、自筆署名をします。名前の訂正をしてはいけません。	・責任者氏名が印刷・ゴム印になっていませんか。 ・統括責任者の不在の日が発行日になっていませんか。	
62	当該機械の検査箇所及び検査内容について、確実に検査を実施し正確に記入します。また、記録表に記載のない検査箇所及び検査内容の項目は、追記し検査をします。	・検査箇所及び検査内容の、検査すべきすべての項目について検査し、確認チェック「レ」を付していますか。 ・記録表に記載のない検査箇所及び検査内容の項目は、追記し検査をしていますか。	

No.	解 説	点検のポイント	備考
63	検査する当該機械に記録表に記載されている検査箇所が存在しない場合は、検査結果欄および補修内容欄に「-」を記入し記載漏れがないことを明示します。	・存在しない検査箇所に「-」の記入忘れはありませんか。 ・存在しない検査箇所及び検査項目に検査実施済みの確認チェック「レ」を付していませんか。	「特定自主検査記録表の記入要領」(TC-ZC-02)を参照
64	検査は適切な検査方法、適切な検査機器を使用して実施します。またその結果を基準値と照合し良否を判定します。 検査方法欄は検査を行った方法、使用した検査機器に確認チェック「レ」を付します。検査方法欄にない方法、検査機器を使用した場合は追記して確認チェック「レ」を付します。	・検査機器で測定した数値は当該機械の基準値と比較し正しく判定していますか。 ・検査内容、検査方法・検査機器に正しく確認チェック「レ」を付していますか。また、検査方法欄にない方法、検査機器を使用して検査を実施した場合、検査方法、検査機器名を追記してありますか。	
65	「検査業者が特自検を行つときに事業者者に勧告した事項等」を記載することが定められており、次の内容が含まれます。 1) 検査の結果、不良と判断されたが補修しなかった事項。 2) 検査の結果、良と判定されたが、稼働時間の経過に伴い異常の発生が予見される事項。 *登録省令第19条の20第6号、通達S53.2.10基発第79号 また、不具合箇所がない場合でも、定期点検整備の重要性を説明し、継続実施の励行を促します。 「補修等の措置内容欄」には検査の結果、異常が認められ補修を行った内容（不具合箇所と内容、補修を行った年月日、補修の内容）を記載します。	・事業者への要請等欄は不具合のある箇所の番号と、具体的な不具合内容、補修等の要請を事業者者に「何を何時までにどうすれば良いか」判り易く記入してありますか。 ・補修を必要とする場合、事業者にすみやかに通知し、その旨を記録表に記入してありますか。	
66	標章は事業者（依頼者）が貼付します。標章の貼付は事業者の義務です。検査の結果、補修を必要とする箇所が存在し、検査の依頼者に対しその必要性を説明したが、依頼者が直ちに補修等の措置を取らない場合については、標章は貼付せず、補修完了後、標章を貼付するよう要請します。またこの要請は手渡し等直接行うことが望ましい。	・検査員自らが標章を貼付していませんか。 ・未補修部分がある場合は補修実施を確認後に標章を貼るように依頼者に要請していますか。	
67	検査記録表、標章を再発行した場合は再発行申請書を保管しておく必要があり、記録表（副又は控）と一緒に綴っておきます。 標章を再発行する際、記録表を標章番号順に綴っている場合は、新旧の標章番号の両方に再発行申請書を綴ります。	・再発行申請書は記録表（副又は控）と一緒に綴っていますか。 ・定期自主検査指針は特定自主検査を行うことができる機械について最新のものを備えていますか。また、検査員がいつでも閲覧できますか。	
68	検査業者は誤りのない正しい検査結果を依頼者に提示しなければなりません。このため、検査業者は検査対象機械についての検査項目、検査方法、判定基準等を定めた「定期自主検査指針」及び検査対象機械の測定値等の良否を判定する基準値を掲載した「検査・整備基準値表」を準備し、検査員が判定基準に従って適正な判断ができるようにしておきます。	・検査・整備基準値表は特定自主検査を実施した全ての機械、年式、型式について備えていますか。また、検査員がいつでも使用できるようになっていますか。 ・出張検査では検査・整備基準値表（または検査を実施する機械の頁のコピー）を携行していますか。	
69	特定自主検査記録表は3年間保存する必要があります。 *登録省令 第19条の20	・記録表は3年間確実に保存されていますか。	
70	検査日報等を備え、検査員の業務の管理をします。また、日報はその他の台帳等と整合性がとれていなければなりません。	・特定自主検査記録表に記載の検査員の日報に当該機械の特定自主検査の実施が記入してありますか。 ・検査実施日は同一ですか。 ・検査員の休日に検査が行われていませんか。 ・会社の休日が検査実施日の場合、検査員の休日出勤届けは提出されていますか。（検査員が休日出勤となっていますか） ・業務規程に定められた休日対応の料金を請求していますか。 ・機械に見合った検査時間となっていますか。	
71	検査日報は3年間保存する。		

3. 関係法令

【労働安全衛生法】

(報告等)

第100条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

2 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、製造時等検査代行機関等に対し、必要な事項を報告させることができる。

3 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

(書類の保存等)

第103条 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律又はこれに基づく命令の規定に基づいて作成した書類(次項及び第3項の帳簿を除く。)を、保存しなければならない。

2 登録製造時等検査機関は、厚生労働省令で定めるところにより、製造時等検査、性能検査、個別検定、型式検定、特定自主検査、免許試験、技能講習又は教習に関する事項で、厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

3 (省 略)

(罰 則)

第118条 (省略)、第54条の6第2項、(省略)の規程による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした製造時等検査代行機関等の役員又は職員は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第20条、第33条第1項若しくは第2項、第42条の規程に違反した者(関係条項以外は省略)
- 二、三及び四 (省略)

第120条 次の各号のいずれかに該当する者は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第33条第3項、第45条第1項若しくは第2項、第103条第1項の規定に違反した者(関係条項以外は省略)
- 二、三、四、五及び六 (省略)

第121条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録製造時等検査代行機関等の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

- 一、二及び三 (省略)
- 四 第100条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。
- 五 第103条第2項の規定による帳簿の備付け若しくは保存をせず、又は同項の帳簿に虚偽の記載をしたとき。

(両罰規定)

第122条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第116条、第117条、第119条又は第120条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

【労働安全衛生規則】

(定期自主検査の記録)

第151条の23 事業者は、前2条の自主検査(フォークリフト関係の定期自主検査)を行なったときは、次の事項を記録し、これを3年間保存しなければならない。

- 一 検査年月日
- 二 検査方法
- 三 検査箇所
- 四 検査の結果
- 五 検査を実施した者の氏名
- 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

第151条の55(不整地運搬車関係)、第169条(車両系建設機械関係)、第194条の25(高所作業車関係)

【登録省令】

(検査業者の登録事項)

第19条の13 法第54条の3第1項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 検査業者にならうとする者が特定自主検査を行うことができる機械等の種類

(登録の基準)

第19条の15 法第54条の3第4項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 法第54条の4の厚生労働省令で定める資格を有する者の数が申請に係る特定自主検査の業務を適正に行なうために必要な数以上であること。
- 二 検査機器の数が申請に係る特定自主検査の業務を適正に行うために必要な数以上であること。
- 三 次の事項を記載した特定自主検査の業務に関する規程を定めていること。
 - イ 特定自主検査を行うことができる機械等の種類
 - ロ 検査料の額及びその収納の方法に関する事項
 - ハ 特定自主検査の検査の結果についての証明書が発行に関する事項
 - ニ 特定自主検査の業務に関する帳簿の保存に関する事項
 - ホ その他特定自主検査の業務に関し必要な事項
- 四 特定自主検査の業務を行うために必要な事務所を有すること。

(登録事項の変更)

第19条の17 検査業者は、氏名若しくは名称又は住所について変更が生じたとき(法第54条の5第1項の承継により変更が生じたときを除く。)は、遅滞なく、検査業者登録事項変更等申請書(様式7号の4)に登録証及び書換えの理由を証する書面を添えて、所轄都道府県労働局長等に提出し、登録証の書換えを受けなければならない。

2 検査業者は、第19条の13第二号に掲げる事項について変更が生じたときは、遅滞なく、検査業者登録事項変更等申請書(様式7号の4)に変更事項を証する書面を添えて、所轄都道府県労働局長等に提出しなければならない。

3 検査業者は、第19条の13第三号に掲げる事項について変更しようとするとき(法第54条の5第1項の承継により変更が生じたときを除く。)は、検査業者登録事項変更等申請書に登録証及び書換えの理由を証する書面を添えて、所轄都道府県労働局長等に提出し、登録証の書換えを受けなければならない。

(業務規程の変更の報告)

第19条の19 検査業者は、第19条の15第三号の特定自主検査の業務に関する規程を変更したときは、遅滞なく、所轄都道府県労働局長等に報告しなければならない。

(帳簿)

第19条の20 検査業者は、特定自主検査を行った機械等について、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から3年間保存しなければならない。

- 一 特定自主検査を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 二 特定自主検査を行った機械等の種類、型式、性能及び製造年月日又は製造番号
- 三 特定自主検査を行った年月日
- 四 特定自主検査を実施した者の氏名
- 五 特定自主検査の結果
- 六 その他特定自主検査に関し必要な事項

(定期報告)

第19条の21 検査業者は、4月1日から翌年の3月31日までの間に行った特定自主検査の状況について、その年の4月30日までに、特定自主検査実施状況報告書(様式第7号の6)を所轄都道府県労働局長等に提出しなければならない。

4. その他

帳簿類の保存期間について

帳簿の保存については、【登録省令】第19条の20に保存する項目、および期間(3年間)が定められ、また、これに違反した場合の罰則は【法】第121条に定められています。

これらの定められた項目以外の帳簿類についても、関連する帳簿類については、最低でも上記帳簿と同様、保存期間3年以上(原則は記載した日から3年間であるが、当該年度を除いた過去3年度分)保存しておくことが望ましい。また、その中で経理処理に関わる、帳票、帳簿類については、各社の会計規程に沿った保存期間とする必要があります。

5. 協会発行図書等のご案内

建荷協では特定自主検査に関する図書や、無資格者による検査を防止するための標識（シール、腕章、ワッペン等）を頒布しています。ご購入は建荷協都道府県各支部へお申し付け下さい。

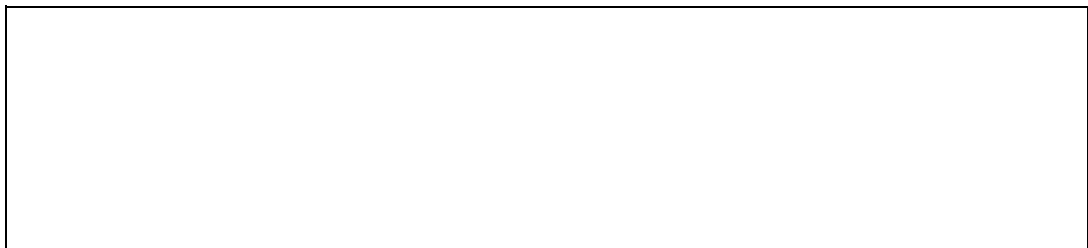
図書名（図書符号）	説明
特定自主検査業務マニュアル BP-ZC-08	特定自主検査業務が的確に行われるよう、必要とされる項目ごとに判りやすく説明したものです。
特定自主検査登録検査業者必携 BC-ZC-01	これから検査業者の登録申請をするにあたって申請に必要な事項や、登録事項の変更手続き等を解説したものです。
特定自主検査に関するQ&A BC-YC-01	特定自主検査の適正な実施を行なうため実務から得た質疑をQ&Aとしてまとめたものです。
安全と特定自主検査のおはなし PC-ZC-02	「なぜ特定自主検査が必要なのか？」をご理解いただけるよう、イラスト入りでわかりやすく解説したパンフレットです。
定期（特定）自主検査関係法令・通達集 BC-ZC-03	特定自主検査制度に関する法令、通達（労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、告示等）について、まとめたものです。
定期自主検査指針 SG-LC-01フォークリフト SG-GR-01不整地運搬車 SG-KC-01車両系建機 SG-HL-01高所作業車	労働安全衛生法 第45条第3項の規定に基づき公表された自主検査指針を関係事業者等への便宜を図るために発行しているものです。
特定自主検査記録表	特定自主検査の結果を記録するための表を定期自主検査指針に則り、機械ごとにまとめたものです。
特定自主検査記録表の記入例 TC-ZC-02	特定自主検査記録表を正しく記入するために、記入の仕方の解説と記入例を示したものです。
特定自主検査台帳〔検査業者用〕 BC-ZC-07	検査台帳は標章の受払と検査業者に備え付けが義務づけられている帳簿の記載事項の主な事項と、業務規程に定めた検査料の収納にかかわる事項と一緒に記入できるようにしたものです。
検査整備基準値表 SS-LC-03フォークリフト SS-CP-01コンクリートポンプ車 SS-GE-03油圧ショベル SS-RC-01締固め用機械 SS-GE-04トラクタ・ショベル SS-HL-01高所作業車 SS-GE-05ブルドーザー SS-DM-01解体用機械	特定自主検査結果の良否を判定するための「基準値」を機械の種類、メーカ、機種ごとにまとめたものです。

保有する資格をヘルメットに貼付

特自検検査者
腕章

特自検検査者
ワッペン
(アイロンで圧着)

検査業者検査員シール



本解説の最新版は協会ホームページよりダウンロードすることが出来ます。

©2019 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 URL: <http://www.sacl.or.jp>

平成31年4月改訂



特定自主検査 業務点検表 [事業内用] の解説

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

この『特定自主検査 業務点検表 [事業内用]』の解説は「特定自主検査 業務点検表[事業内用]」の点検項目について、項目ごとに「解説」と「点検のポイント」を解説したものです。

. 業務点検表を示します。

. 業務点検表に対する「解説」、「点検のポイント」を示します。

本書を十分理解し、「特定自主検査 業務点検表[事業内用]」による適切な業務点検を定期的に、実施下さる様、お願いいたします。事業所の責任者は「点検のポイント」を定期的に確認するよう心掛けてください。

1. 表題部（事業所名等）

特定自主検査業務点検表 [事業内用]

検査実施事業所名	①	点検責任者 職氏名	③
点検年月日	②	点検者 職氏名	④

① 検査実施事業所名	事業所名または事業場名を記入する。
② 点検年月日	点検を実施した年月日を記入する。
③ 点検責任者職氏名	事業所または事業場の責任者または機械管理責任者の役職と氏名を記入する。
④ 点検者職氏名	業務点検を実施した者の役職と氏名を記入する。

2. 点検項目部（区分、項目等）

区分	No.	項目	判定	備考
----	-----	----	----	----

① 区分	点検内容の区分を示す。
② No.	点検項目の番号を示す。
③ 項目	業務点検を実施する際、どのような点検を行うかを表示している。 文頭に「*」のある項目は法令・通達に定められた項目をしめします。
④ 判定	判定欄には良の場合は「○」、否の場合は「×」、該当しない項目は「-」をそれぞれ記入し、 検査者の人数欄および検査機器の台数欄には数値をそれぞれ記入する。
⑤ 備考	点検内容、判定等の特記事項があれば記入する。

※ 特定自主検査 業務点検表 [事業内用] の解説は建荷協HPよりダウンロードできます

I 組織・管理

区分	No.	項目	判定	備考																					
組織・管理	1	特定自主検査業務全般を統括する責任者として、機械管理責任者を選任している																							
	2	必要に応じて機械管理責任者を補助する、検査実施責任者を選任している																							
	3	標章の払出や「標章受払簿」「標章貼付簿」等の管理をする標章管理者を選任している																							
	4	教育記録表を作成し、社内及び建荷協の研修・教育等を検査者毎に管理している																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>教育内容</th> <th>判定</th> <th>建荷協</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修・教育</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>* 検査者資格取得研修</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>* 能力向上教育</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実務研修</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全教育</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定自主検査セミナー</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	教育内容	判定	建荷協	研修・教育			* 検査者資格取得研修			* 能力向上教育			実務研修			安全教育			特定自主検査セミナー				
教育内容	判定	建荷協																							
研修・教育																									
* 検査者資格取得研修																									
* 能力向上教育																									
実務研修																									
安全教育																									
特定自主検査セミナー																									
機械の管理	5	検査対象機械一覧表を整備してある。(検査対象機械一覧表とは検査対象機械が、ひと目で判るよう、機械の名称、型式・車体番号、特定自主検査の実施等を記入したもの)																							
	6	年間安全衛生計画の中で機械ごとに検査実施時期等を定めている																							
	7	検査の実施状況をチェックし、遅滞なく検査を実施している																							
	8	* 検査対象機械は、1年に1回(不整地運搬車は2年に1回)、定期に、漏れなく検査を行っている																							

No.	解説	点検のポイント	備考
1	特定自主検査業務に関する管理体制を確立するため、業務を統括する責任者として機械管理責任者を選任します(事業場が複数の場合は事業場ごとに選任)。また、そのことが判る様、組織図、人員配置図を作成し機械管理責任者名を明示しておきます。	・組織図、人員配置図の機械管理責任者の名前が最新の者になっていますか。	
2	事業規模が大きい場合は、必要に応じて補助者として検査実施責任者を選任します。	・事業場毎に機械管理責任者を選任し必要に応じて補助者選任していますか。	
3	機械管理責任者が必要に応じて標章管理者を定め、標章の紛失、払出し間違い等を防止するため、標章の管理、受払い業務等を実施させます。	・標章管理者を選任し、標章の受払等の業務を本人に実施させていますか。 ・複数事業所がある場合は、事業所ごとに標章管理者を選任していますか。	
4	検査者の養成、検査技術向上のため、社内及び建荷協の研修・教育に積極的に参加する必要があります。検査者ごとの教育記録表を作成し、計画的に(能力向上教育についてはおおむね5年ごと)参加できるように管理します。 社内・その他: 建荷協の研修以外で管理している教育(社内研修、技能講習等)を記入し、その実施状況を判定します。 建荷協: 建荷協で開催される研修・教育について実施状況を判定します。	・検査者ごとの教育記録表を作成していますか。 ・検査者の急な欠員に対応出来るよう、計画的に検査者を養成していますか。	
5	保有している特定自主検査対象機械について一覧表を作成し、検査時期等を明確にします。	・一覧表は、機械の種類、号機、稼働部署、特自検実施時期等が判るものになっていますか。	
6	保有している特定自主検査対象機械について稼働部署、検査者の配置状況を勘案して、検査実施計画を立案します。	・一覧表は、検査が完了したものが判る様になっていますか。 ・一覧表で実施状況を定期的に確認していますか。	
7	保有している特定自主検査対象機械について一覧表を作成し、検査の実施状況を把握します。		
8	特定自主検査対象機械は、1年以内ごとに1回(不整地運搬車は2年に1回)、定期に、漏れなく検査を行わなければなりません。 * 安衛則 第151条の24.56、第169条の2、第194条の26	・機械管理責任者は特定自主検査期限切れの未実施機械がないことを定期的に確認していますか。	

II 検査者

区分	No.	項目	判定	備考
検査者	9	検査者名簿を備えている。(検査者名簿とは誰がどの資格を保有しているのか、機械等の種類ごとに何名の検査者がいるのかを把握するためにまとめたもの)		
	10	* 機械等の種類ごとに検査者を配置してある	人数	判定
	11	フォークリフト		
	12	不整地運搬車		
	13	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用)		
	14	車両系建設機械(基礎工用)		
	15	車両系建設機械(締固め用)		
	16	車両系建設機械(コンクリート打設用)		
	17	高所作業車		
	18	検査者の過去3年間の異動、退職等の経過を記録している		
	19	過去3年間の検査者の資格証の写しをファイルしている		
20	検査資格者を明確にするために検査者標識(ワッペン、腕章等)を装着している			

No.	解説	点検のポイント	備考
9	事業場内に「誰が、どのような資格を保有しているか」「機械の種類ごとに何名の検査者がいるか」を把握しておくことが必要です。そのため「特定自主検査検査者名簿」を作成し管理します。	<ul style="list-style-type: none"> 検査者名簿を備え、検査できる機械を把握していますか。 複数事業場がある場合は、検査できる機械を事業場毎に把握していますか。 	
10	有資格者は検査対象機械の種類ごとに最低1人必要です。欠員で有資格者が一人もない場合は、該当する機械の種類の特定制検査業務は行うことができません。欠員を補充するか、その機械については検査業者に特定制検査を依頼しなければなりません。	<ul style="list-style-type: none"> 複数事業所がある場合は、検査対象機械や台数に応じた検査資格者の人員配置にしていますか。 	
17	人数：当該事務所で保有している機種についてその機種の資格を保有する人数を記入。保有していない場合は「-」を記入します。		
	判定：当該事務所で特定制検査を行うことができるかできないかを判定します。		
18	特定制検査記録の保存期間が3年となっていることから、過去3年間の検査者の在籍状況を把握しておく必要があります。最新の特定制検査検査者名簿と過去3年間分の検査者名簿を保存しておきます。	<ul style="list-style-type: none"> 検査者名簿を3年間保存していますか。 	
19	特定制検査記録の保存期間が3年となっていることから、記録表に記載されているすべての検査者の資格証の写しを保管しておきます。	<ul style="list-style-type: none"> 資格者の修了証の写しを3年間保存していますか。 	
20	無資格者による検査を防止するために、検査者は有資格者であることを他の社員と区別できる標識を装着します。	<ul style="list-style-type: none"> 標識を用意し検査者に装着を指示していますか。 検査者が標識を装着していることを確認していますか。 	

Ⅲ 検査機器

区分	No.	項目						判定	備考
検査機器	21	検査機器台帳を備えている							
	22	検査機器は1台以上保有し、検査者の人数に対して適正である						/	
	23	検査機器は整備され、いつでも使用できる状態にある							
			台数	判定	整備状況		台数	判定	整備状況
		①圧力計 (コンプレッションゲージ)	ディーゼル用			⑤油圧計			
			ガソリン用			⑥電圧計			
	②回転計				⑦電流計				
	③シックネスゲージ				⑧探傷器(又はカラーチェック等)				
	④ノズルテスター				⑨磨耗ゲージ				

No.	解説	点検のポイント	備考
21	検査機器台帳を備え、検査機器の数量、保守状態を確認し、その結果と不具合機器の較正、更新状況等の記録を保存しておきます。	<ul style="list-style-type: none"> 検査機器台帳等を備え定期的に数量、状態等を点検していますか。 台帳に記載されている機器(メーカー名・型式・機番及び数量等)と現在保有の検査機器と相違はありませんか。 	
22	検査機器は最低1組以上、特定自主検査実施台数に応じた数量を保有することが望ましい。 保有が困難な場合は特自検の際、検査機器を借りて実施できる体制を確保しておく必要があります。	<ul style="list-style-type: none"> 検査機器は性能、数量等を満足していますか。 検査機器の保有が2組なのに3名の検査者が各々異なる場所で終日特定自主検査業務に就いていませんか。 	
23	検査機器は常に整備され、いつでも使用できる状態であれば、特定自主検査は実施できません。	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な機器の検査、補修の結果を検査機器台帳に記載してありますか。 検査の結果不具合のある機器は修理、較正または更新をしていますか。また結果を検査機器台帳に記載してありますか。 	
	台数 : それぞれの検査機器の保有数を記入します。 判定 : 保有する検査対象機械の検査を行う性能に適合している機器の数量を記入、不適合の数量を()内に記入します。 整備状況 : 正常に使用できる検査機器の数量を記入、不良の機器の数量を()内に記入します。		

検査機器について 事業内検査では特定自主検査を実施するために使用する検査機器の備え付けは義務づけられていません。しかし、検査をする以上は、必要最小限の検査機器は、検査時には、すぐに使用できる状態であることが必要です。検査機器を保有していない場合でも、必要に応じていつでも使用できる体制(検査機器を随時借用・使用できる体制)を整え、借用した際は検査機器を使用した証として借用証を保存しておきます。

Ⅳ 検査済標章

区分	No.	項目		判定	備考
検査済標章	24	標章管理者を定め、直接、受払・引当等の実務を行っている			
	25	標章受払簿を備えている			
	26	標章の貼付位置は適切である			
	27	標章受払簿の残数と現物が一致している			
	28	標章はロッカー等施設設備のある箇所に保管している			
	29	年末残数の廃棄処理を適切に行っている			

No.	解説	点検のポイント	備考
24	標章の紛失、払出し間違い等を防止するため、標章管理者以外の者が取扱えないよう、標章管理者自身が標章の管理、受払等の業務を直接行います。	<ul style="list-style-type: none"> 機械管理責任者は標章管理者本人が標章の受払等の業務を実施しているか定期的に確認していますか。 	
25	標章受払簿を備え、標章の受入数、払出数、廃棄数、残数等を管理します。受入、払出の都度記入するようにします。	<ul style="list-style-type: none"> 標章の受入先(建荷協支部、本社、事務所等)が備考欄に記入してありますか。 	
26	標章は機械の運転席付近で、車両の管理者、運転者、検査者等が見やすく、仕様変更、修理等を行っても容易に取り外せない部分、また、汚れ、損傷等が発生しにくい場所に貼付します。	<ul style="list-style-type: none"> 標章は特定自主検査を行なった年月を明らかにするように見やすい場所に貼付していますか。 受払簿の払出しの最終標章番号と残りの標章の最初の番号とが連番となっていますか。 機械管理責任者が定期的に受払簿と実際の標章の残数を確認していますか。 	
27	標章受払簿に記載の残数と実際の標章の残数が一致していることが必要です。また標章の番号についても同様に一致していることが必要です。		
28	標章は施設可能なロッカー、金庫、キャビネット等の収納設備に収納し、また、収納設備は標章受払時以外は施錠しておきます。	<ul style="list-style-type: none"> 収納設備の鍵は機械管理責任者若しくは標章管理者が保管していますか。 収納設備は標章受払時以外は施錠されていますか。 	

29	年末の余剰標章は、標章番号・廃棄年月日・廃棄枚数・廃棄方法・廃棄者氏名を受払簿に記入の上、標章番号を含む部位を切断、台紙等に貼付し保管する等、適切に廃棄処理を行います。（関連33,39）	・廃棄した標章の番号、枚数は受払簿の残数と一致していますか。 ・廃棄した標章の番号を含む部位を台紙等に貼付し保管していますか。
----	---	--

V 帳簿等(1)

区分	No.	項目	判定	備考	
帳簿等	30	標章の受払は適正に記載されている			
	31	受入数、払出数、残数に差異がない			
	32	都度または月ごと（週ごと）等一定の期間単位で管理され、払出数が適切である			
	33	廃棄処理が適正に行われ、廃棄理由が明確になっている			
	34	3年間保存している			
	標章貼付簿	35	標章番号順等系統的に記載されている		
		36	記載事項に漏れがない		
		37	再発行の場合、適用欄に旧標章番号を記載している。		
		38	標章番号に欠番はない		
		39	汚損、切取ミス等、使用不可能になった標章は、理由を記載し残余片を保管している		
		40	紛失した標章は、紛失理由を記載してある		
		41	一人一日あたりの検査台数は適正である		
		42	3年間保存している		

No.	解説	点検のポイント	備考
30	標章受払簿には標章の標章番号、受入数、払出数、残数、廃棄数、受払先等の状況を正確に記入しなければなりません。	・受入れた全ての標章の枚数と標章番号を記入していますか。 ・払出した標章の枚数と標章番号を記入していますか。 ・受払後の標章の残数を記入していますか。 ・標章を廃棄した場合、廃棄数と廃棄理由を記入していますか。	
31	機械管理責任者は標章受払簿に記載の項目について、間違いがないか、定期的に確認をします。	・標章受払簿の記載事項について、定期的に確認していますか。	
32	標章の受払の都度、又は週、月単位等、定期的に受払の状況を記載し管理しなければなりません。また、その結果を機械管理責任者が確認・押印します。	・機械管理者の確認（押印等）は定期的に行なわれていますか。	
33	標章の廃棄には、汚れ、損傷、切取間違い等による廃棄（関連39）と年末の余剰標章の廃棄（関連29）があります。これらの廃棄処理を行った場合は受払簿に標章番号、廃棄年月日、廃棄理由、廃棄枚数、廃棄方法、廃棄者氏名等を記載しておきます。	・標章の廃棄をした場合、廃棄した標章番号、枚数、廃棄理由等を受払簿に記入していますか。	
34	標章受払簿は3年間保存することが望ましい。	・受払簿と標章番号を含む部位を切断したものは保存してありますか。	
35	標章貼付簿は記録表の発行番号若しくは標章番号等、何れかの番号順で系統的に管理します。	・番号順になっていない場合は理由が明確になっていますか。	
36	標章貼付簿では標章番号、当該検査標章を貼付した機械名、型式、車体番号、検査年月日、検査者名、補修確認月日等を記入します。	・該当する項目が無い場合は（－）で未記入でないことを明示していますか。	
37	標章を再発行する場合は適用欄に旧標章番号を記載します。	・再発行した標章の適用欄に旧標章番号が記載してありますか。	
38	払出した標章は全て標章貼付簿に記載し欠番のないように管理します。	・払出し後、長期間の仕掛りとなる場合は、一旦戻入します。	
39	標章発行前に汚損、実施月の切り抜き誤り等により使用不可能となった場合や発行後機械に貼付された標章が汚損し再発行する場合は、台帳、受払簿の適用欄にその状況を記入しておきます。 標章の残片がある場合は、残片を台紙等に貼付し、保管しておきます。（関連29,33）	・使用不能となり廃棄した標章の摘要欄に廃棄理由を記入してありますか。 ・廃棄した標章の番号を含む部位を台紙に貼付し保管していますか。	
40	標章を紛失した場合は標章受払簿の廃棄欄、標章貼付簿の摘要欄にその理由を明記するとともに、当事者に顛末書を作成させ保管しておきます。	・紛失した標章の標章番号の摘要欄に紛失理由を記入してありますか。 ・紛失した標章について顛末書を作成し保管してありますか。	
41	検査対象機械の種類、大きさ、検査方法等から判断し、1日当たりの検査台数は適正でなければなりません。	・検査所要時間が機械の種類、性能等に比して短時間の場合はありませんか。	
42	標章貼付簿は3年間保存することが望ましい。		

VI 帳簿等(2)

区分	No.	項目	判定	備考
帳簿等 (証明書)	43	特定自主検査記録表は、標章番号別、記録表発行番号順、検査年月日順等、系統的に全てファイルされている		
	44	* 記載事項に漏れはない		
	45	メーカー名、機械の種類、型式、性能及び製造年月日又は製造番号		
	46	* 特定自主検査実施年月日		
	47	* 特定自主検査を実施した者の氏名（有資格者である）が自署している		
	48	機械責任者名が自署している		
	49	* 検査箇所、検査内容等に記載漏れ・誤記はない		

No.	解説	点検のポイント	備考
43	特定自主検査記録表は標章番号順、記録表発行番号順、検査年月日順等、系統的にファイルしておけば検査標章の紛失防止、記録表の発行漏れ防止に役立ちます。また特定自主検査記録表は3年間保存します。	・特定自主検査記録表は発行番号または標章番号等の番号順に綴っていますか。	
44	特定自主検査記録表は特定自主検査を実施したことを証明する重要な書類です。記載事項に記入漏れ、記入ミス等があってはなりません。標題部、検査事項部、補修等の措置内容について、検査を実施した結果を分かりやすく記入します。	・記入漏れ、記入ミスはありませんか。 ・丁寧に判り易く記入されていますか。	
45	メーカー名、型式、製造・車体番号、性能を銘板等で確認して正確に記入します。	・項目はすべて記入してありますか。 ・製造・車体番号を訂正していませんか。	
46	検査年月日とは特定自主検査が完了した日（検査が複数日に亘った場合は、検査が完了した日）を示します。検査年月日を訂正をしてはいけません。	・検査実施者の不在日になっていませんか。 ・修正液、修正テープで修正していませんか。	
47	検査者氏名とは検査を実施した検査者（有資格者）の氏名のことです。検査者が自筆で署名をします。検査者氏名欄を訂正してはいけません。検査者（有資格者）2名で検査を実施した場合はいずれかを代表者とするか2名の自筆署名を併記します。社内規程で自署と捺印が取り決めされている場合は署名、捺印をします。	・検査者名が印刷・ゴム印になっていませんか。	
48	責任者名とは事業者名又は機械管理責任者のことです。責任者が記入内容を確認後、署名します。社内規定で自署と捺印が取り決めされている場合は署名、捺印をします。	・責任者氏名が印刷・ゴム印になっていませんか。 ・責任者の不在の日が発行日になっていませんか。	
49	当該機械の検査箇所及び検査内容について、確実に検査を実施し正確に記入します。また、特定自主検査記録表に記載のない検査箇所及び検査内容の項目は、追記し検査をします。 * 安衛則 第151条の23、55、第169条、第194条の25	・検査箇所及び検査内容の、検査すべきすべての項目について検査し、確認チェック「レ」を付していますか。 ・記録表に記載のない検査箇所及び検査内容の項目は、追記し検査をしていますか。	

記録表の記入方法について

詳細は協会発行「特定自主検査記録表の記入要領」を参照のこと。（記入要領の解説部分を抜粋した「特定自主検査記録表の記入要領（抜粋版）」は協会HPより無料でダウンロードいただけます。）

帳簿類の保存期間について

特定自主検査の結果（特定自主検査記録表）については安全衛生規則第151条の23、55、第169条、第194条の25にて3年間と定められています。

また、台帳類については特に定められていませんが、検査業検査の場合に定められている（【登録省令】第19条の20）3年間（原則は記載した日から3年間であるが、当該年度を除いた過去3年度分）相当、保存しておくことが望ましい。

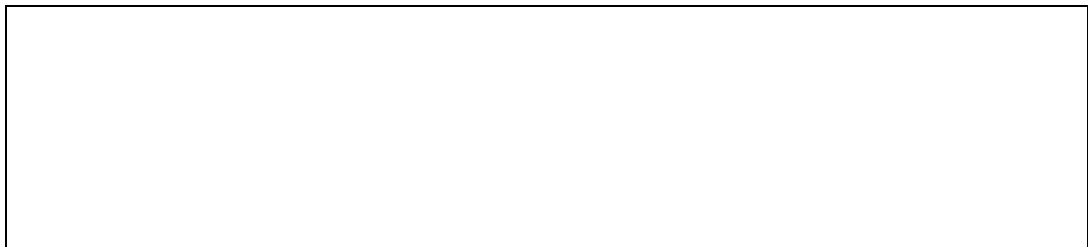
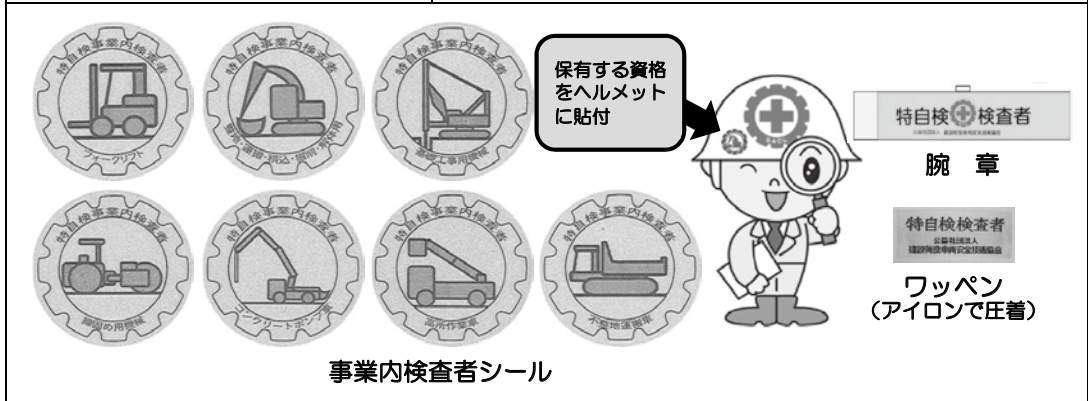
帳簿等	50	該当しない箇所は「該当なし（－）」が記されている		
	51	適切な検査機器を使用し、検査方法欄にチェックを記している		
	52	* 検査の結果、異常が認められた箇所は、直ちに補修その他必要な措置をとり、正常な状態に修復している		
	53	未補修事項がある場合は補修を確認してから標章を貼付することとしている		
	54	検査記録表、標章を再発行した場合の再発行申込書を一緒にファイルしている		
	55	定期自主検査指針および検査・整備基準値表を備付、これに基づき検査を実施している		
	56	* 3年間保存している		
注意 この検査業検査の欄は特定自主検査を検査業者に依頼している場合に記入して下さい				
検査業検査	57	検査業者が作成した特定自主検査記録表（検査結果証明書）を所定の年数（3年間）保存している		
	58	検査業者による検査の結果、異常が認められた箇所は、補修その他必要な措置を講じ、正常な状態に修復した上で標章を貼付している		

No.	解説	点検のポイント	備考
50	検査する当該機械に特定自主検査記録表に記載されている検査箇所が存在しない場合は、検査結果欄および補修内容欄に「－」を記入し、記載漏れがないことを明示します。	<ul style="list-style-type: none"> 存在しない検査箇所に「－」の記入忘れはありませんか。 存在しない検査箇所及び検査項目に検査実施済みの確認チェック「レ」を付していませんか。 	
51	検査は適切な検査方法、適切な検査機器を使用して実施します。またその結果を基準値表と照合し良否を判定します。 検査方法欄は検査を行った方法、使用した検査機器に確認チェック「レ」を付します。検査方法欄にない方法、検査機器を使用した場合は追記して確認チェック「レ」を付します。	<ul style="list-style-type: none"> 検査機器で測定した数値は当該機械の基準値表と照合し正しく判定していますか。 検査内容、検査方法・検査機器に正しく確認チェック「レ」を付していますか。また、検査方法欄にない方法、検査機器を使用して検査を実施した場合、検査方法、検査機器名を追記してありますか。 	
52	<ul style="list-style-type: none"> 検査の結果、不良と判断されたが補修しなかった事項は、「事業者への要請等」の欄に、不具合の状況と修理要請を記述します。なお、この場合事業者はすみやかに補修等の措置を行わなければならない。 また、検査の結果、良と判断されたが、稼働時間の経過に伴い異常の発生が予見される事項についても「事業者への要請等欄」にその旨を記入しておく必要があります。 機械管理者は補修等の処置に関して補修計画を立て速やかに補修を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者への要請等欄は不具合のある箇所の番号と、具体的な不具合内容、補修等の要請を事業者に「何を何時までにどうすれば良いか」判り易く記入してありますか。 検査の結果、不良と判断されたが補修しなかった事項は、すみやかに補修措置を講じていますか。 機械管理者は補修計画を立て、補修の完了を確認していますか。 	
53	検査の結果、補修を必要とする箇所が存在したが、直ちに補修等の措置を取れない場合については、標章は貼付せず、補修完了後貼付します。	<ul style="list-style-type: none"> 未補修部分がある場合は補修実施を確認後に標章を貼付するようにしていますか。 	
54	紛失、汚損等により特定自主検査記録表、標章を検査業者へ再発行を依頼した場合は再発行申請書を保管しておきます。	<ul style="list-style-type: none"> 再発行申請書は特定自主検査記録表と一緒に綴っていますか。 	
55	検査対象機械についての検査項目、検査方法、判定基準等を定めた「定期自主検査指針」及び検査対象機械の測定値等の良否を判定する基準値を掲載した「検査・整備基準値表」を準備し、検査者が判定基準に従って適正な判断ができるようにしておきます。	<ul style="list-style-type: none"> 定期自主検査指針は特定自主検査を行うことができる機械について最新のものを備えていますか。また、検査者がいつでも閲覧できますか。 検査・整備基準値表は特定自主検査を実施した全ての機械、年式、型式について備えていますか。また、検査者がいつでも使用できるようになっていますか。 	
56	特定自主検査記録表は3年間保存する必要があります。事業内検査・検査業検査どちらで検査を実施した場合でも記録表は系統的にファイルし保存しておきます。	<ul style="list-style-type: none"> 記録表は3年間確実に保存されていますか。 	
57			
58	検査業者による検査の結果、不良と判断されたが補修しなかった事項は、「事業者への要請等」の欄に、不具合の状況と修理要請が記述されます。修理要請があった場合は事業者はすみやかに補修等の措置を行わなければならない。直ちに補修等の措置を取れない場合については、標章は貼付せず、補修完了後貼付します。	<ul style="list-style-type: none"> 検査業者による検査の結果、事業者への要請等欄を確認していますか。 補修を必要とする場合はすみやかに補修措置を講じた上で標章を貼付していますか。（関連52, 53） 	

3. 協会発行図書等のご案内

建荷協では特定自主検査に関する図書や、無資格者による検査を防止するための標識（シール、腕章、ワッペン等）を頒布しています。ご購入は建荷協都道府県各支部へお申し付け下さい。

図書名（図書符号）	説明
特定自主検査業務マニュアル BP-ZC-08	特定自主検査業務が的確に行われるよう、必要とされる項目ごとに判りやすく説明したものです。
特定自主検査に関するQ&A BC-YC-01	特定自主検査の適正な実施を行なうため実務から得た質疑をQ&Aとしてまとめたものです。
安全と特定自主検査のおはなし PC-ZC-02	「なぜ特定自主検査が必要なのか？」をご理解いただけるよう、イラスト入りでわかりやすく解説したパンフレットです。
定期（特定）自主検査関係法令・通達集 BC-ZC-03	特定自主検査制度に係る法令、通達（労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、告示等）について、まとめたものです。
定期自主検査指針 SG-LC-01フォークリフト SG-GR-01不整地運搬車 SG-KC-01車両系建機 SG-HL-01高所作業車	労働安全衛生法 第45条第3項の規定に基づき公表された自主検査指針を関係事業者等への便宜を図るために発行しているものです。
特定自主検査記録表	特定自主検査の結果を記録するための表を定期自主検査指針に則り、機械ごとに纏めたものです。
特定自主検査記録表の記入例 TC-ZC-02	特定自主検査記録表を正しく記入するために、記入の仕方の解説と記入例を示したものです。
特定自主検査台帳【事業内用】 BC-ZC-04	検査台帳は特定自主検査済標準の受払を明確に記録しておくための標準受払簿と特定自主検査の実施した状況を記録するための標準貼付簿からなります。
検査整備基準値表 SS-LC-037フォークリフト SS-CP-01コンクリートポンプ車 SS-GE-03油圧ショベル SS-RC-01締固め用機械 SS-GE-04トラクタ・ショベル SS-HL-01高所作業車 SS-GE-05ブルドーザー SS-DM-01解体用機械	特定自主検査結果の良否を判定するための「基準値」を機械の種類、メーカー、機種ごとに纏めたものです。



本解説の最新版は協会ホームページよりダウンロードすることが出来ます。

© 2019 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 URL: <http://www.sacl.or.jp>

平成31年4月改訂

1) 車両系荷役運搬機械の労働災害による 死亡者数の推移と令和4年における発生状況

建設荷役車両安全技術協会 本部

平成20年からの車両系荷役運搬機械の労働災害による死亡者数の推移がグラフ1の折れ線グラフ、また機械の種類別の内訳が棒グラフである。

令和4年の死亡者数は38名であり、平成20年以降、最大となった。平成20年の31名に比べ、7名の増（23%増）であり、内訳をみると「フォークリフト」「不整地運搬車」ともに増加している（それぞれ4名増、3名増）。

令和4年に発生した車両系荷役運搬機械の労働災害による死亡者数は、前年の22名より16名増（73%増）の38名となり増加に転じた。

機械の種類別・業種別の死亡者数は表1・グラフ2のとおりである。

機械の種類別では、「フォークリフト」に起因するものが34名（前年比13名増）、「不整地運搬車」は4名（前年比3名増）で、ともに大幅に増加した。

業種別では、最も多いのが「製造業」「建

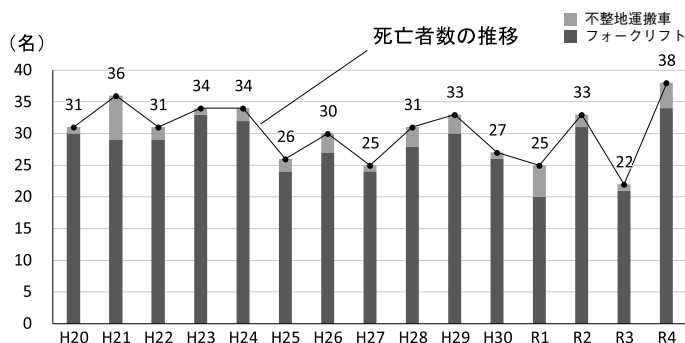
設業」の9名、次いで「商業」の6件で、「建設業」では、とくに「不整地運搬車」が急増し、前年の3件より3倍増となった。この3業種で全体の63%を占めた。また、「運輸交通業/貨物取扱業」でも前年より倍増した。

次に、車両系荷役運搬機械の種類別・事故の型に分類したものが表2・グラフ3である。

事故の型では「激突され」が前年より急増し、9名と最も多く、次いで「転倒」「はさまれ・巻き込まれ」が7名、「墜落・転落」が6名と続いた。「激突され」は、ここ数年の約2.5倍増となった。「はさまれ・巻き込まれ」「墜落・転落」は例年上位を占めるが、前年大幅に減少した「転倒」は再び増加し、令和2年以前の水準となった。

災害事例をみると、アタッチメントを装着した「フォークリフト」の作業中によるものが散見された。「不整地運搬車」の4件はすべて「建設業」で、うち2件が「墜落・転落」であった。

[資料提供：厚生労働省]



グラフ1
車両系荷役運搬機械の労働災害による死亡者数の推移

1) 車両系荷役運搬機械のうち特定自主検査対象機械

表1 車両系荷役運搬機械の種類別・業種別死亡災害発生状況（令和4年）

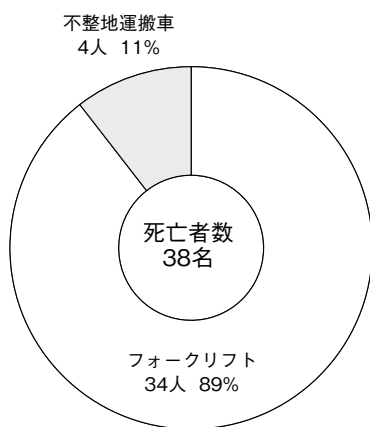
（単位：名）

業種 機械の種類	運輸交通業/貨物取扱業						農林業/ 畜産・ 水産業	商業	その他	計
	製造業	鉱業	建設業	道路貨物 運送業	陸上貨物 取扱業	港湾 運送業				
フォークリフト	9	0	5	4	4	0	2	6	4	34
不整地運搬車	0	0	4	0	0	0	0	0	0	4
計	9	0	9	4	4	0	2	6	4	38

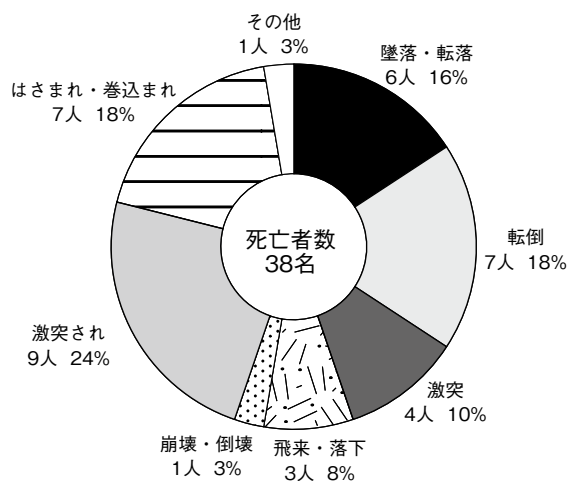
表2 車両系荷役運搬機械の種類別・事故の型別死亡災害発生状況（令和4年）

（単位：名）

事故の型 機械の種類	事故の型別								計
	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・ 巻込まれ	その他	
フォークリフト	4	6	4	3	1	8	7	1	34
不整地運搬車	2	1	0	0	0	1	0	0	4
計	6	7	4	3	1	9	7	1	38



グラフ2 機械の種類別



グラフ3 事故の型別

事故の型別にみた車両系荷役運搬機械による死亡災害事例

(令和4年発生分)

■車両系荷役運搬機械

01. 墜落・転落

No	発生日	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
1	4	22～24	道路貨物運送業	フォークリフト	夜勤の始業後、物流センター3階の南東側プラットフォーム上で、作業者は、リーチ式フォークリフトを運転して仮置きされているパレット積みの番重を出荷場所へ移す作業を行っていた。フォークリフトを後進させた際、プラットフォームから1m下の床に転落し、作業者はヘッドガードと床に頭をはさまれた。
2	6	4～6	陸上貨物取扱業	フォークリフト	事業は4階建て物流センターの構内作業下請。作業者はリーチフォークリフト（積載荷重1.39t、リース車）で接車前のパースにトラック積み予定の荷（パレット積みラップ包装）を荷揃え中、荷を積載して後進時に高さ1mのプラットフォームから同車ごと落ち、頭が同車ヘッドガードと床にはさまれた。
3	1	12～14	陸上貨物取扱業	フォークリフト	フォークリフト（ピッカーリフト）の傍らで作業者が出血して倒れている状態で発見されたもの。災害発生後の運転席の高さが3.24mの位置にあったことから、運転席の位置からラックに移り、ラックから荷を取り、取った荷をフォークまたは搭乗スペースに置く際に荷と共に墜落したものと推定される。
4	12	8～10	商業	フォークリフト	地方卸売市場において、作業者がフォークリフト運転中、床水洗用の高圧洗浄機のホースを迂回した際、誤ってセリ場の端部から段差36cm下へ転落し横転した。作業者はフォークリフトから投げ出され、フォークリフトのヘッドガードのフレーム部分と地面の間に頸部をはさまれた。
5	2	10～12	建設業	不整地運搬車	事業場Aが施工する国道道路改良工事において、同社の作業者が、最大積載量1t以上の不整地運搬車に土砂を載せ、斜度25度から30度の仮設道を下っていたところ、転倒し、そのまま、同車とともに、仮設道端から転落した。
6	10	14～16	建設業	不整地運搬車	川右岸の支障木を伐採、搬出する工事で、作業者は最大積載量11tの不整地運搬車を運転して高水敷を南下していたところ低水路（深さ約2.25m）に転落した。不整地運搬車の左側半分程度が低水路に水没しているのが発見された。

02. 転倒

No	発生日	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
7	12	18～20	建設業	フォークリフト	1.5tフォークリフトを運転し、廃コンクリート（推定重量1.4t）を入れたフレコンバックを吊りながら移動中、敷き鉄板の窪みでバランスを崩し、フォークリフトが転倒。運転していた作業者は同時に投げ出され、ヘッドガードにはさまれた。作業者は無資格であった。
8	11	10～12	建設業	フォークリフト	作業者は、最大荷重1.5tのフォークリフトのフォークにフレコンバック（重量1t、中に地盤改良剤が入っていた）をかけた状態で解体工事現場の道路を走行していたが、走行中にフォークリフトが横転し、作業者はフォークリフトのヘッドガードと地面との間に頭をはさまれた。なお、作業者は無資格者であった。
9	3	14～16	農林業	フォークリフト	フォークリフトで軽トラックから丸太を降ろす作業に従事していた作業者が丸太の山に丸太を積み終えて、軽トラックへの方向転換のためフォークリフトを後進させたとき、フォークリフトの右側の車輪が段差（高さ40cm、傾斜30度）を通ったため左右のバランスが崩れ転倒し、作業者が転倒したフォークリフトと地面にはさまれた。なお、フォークリフトのフォークは最上昇位置付近まで上がっていた。
10	6	16～18	商業	フォークリフト	作業者は転倒したフォークリフトの運転席付近で倒れている状態で発見された。当該フォークリフトはバケット型のアタッチメントを装着したものであり、転倒していた場所の付近には重さ約600kgの金属製のモーターが4つ落ちていた。
11	5	16～18	商業	フォークリフト	作業者がフォークリフト（最大荷重：3,000kg）を運転して敷地内の資材置き場から荷（ドラッグ・ショベルのアタッチメントであるブレーカー、重量：1,650kg）を移動させ、下り坂部分（勾配：約10度）を後退で下っていたところ、坂道の端部からフォークリフトが脱輪したことで横転し、運転席から投げ出された作業者がフォークリフトのマスト部と約70cm下の地面との間にはさまれた。

02. 転倒

No	発生日	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
12	6	8 ~ 10	その他	フォークリフト	作業者は、アタッチメントを全回転ローラックランブに変更したフォークリフト（最大積載荷重750kg）に乗り、刈草（自社駐車場の草刈りで発生）を集めていた。刈草入りドラム缶をクラブで両側から掴み、コンテナまで走行しドラム缶を逆さまにして刈草投入後、空ドラム缶を下降・回転させながら、右後方に方向転換しつつ後進中に同車が倒れ、同車マストの下敷きになった。
13	7	14 ~ 16	建設業	不整地運搬車	作業者が土砂を積んだ不整地運搬車を操作し、傾斜地を下っていたところ、不整地運搬車がひっくり返り、作業者がその下敷きとなった。

03. 激突

No	発生日	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
14	1	8 ~ 10	製造業	フォークリフト	野菜を一次加工する事業場において、大根が入ったフレコンバッグを運搬するためフォークリフトに乗り込もうとした作業者が、フォークリフトのヘッドガードの支柱枠に額を強打した弾みでアスファルト地面に倒れ、後頭部を地面に強打したことにより頸椎を損傷した。
15	12	10 ~ 12	陸上貨物取扱業	フォークリフト	作業者が、倉庫内でリーチフォークリフトを運転し、パレットを取りに行こうと走行したところ、リーチフォークが柱に激突し、作業者の腰部付近がリーチフォークリフトと柱にはさまれた。
16	3	10 ~ 12	陸上貨物取扱業	フォークリフト	フォークリフト（最大積載荷重1.5t）を運転中、意識を失い倉庫の柱と激突し挟まれた。
17	10	8 ~ 10	商業	フォークリフト	運輸会社倉庫内にて、作業者がフォークリフトを用いて、焼耐用の宇をフレコンバッグに入れて運搬する作業において、フォークリフトを後退させた際、作業者の搭乗しているのは別のフォークリフトのフォークが上げられたまま無人で停車しており、当該フォークに後ろ向きに激突した。

04. 飛来・落下

No	発生日	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
18	10	10 ~ 12	製造業	フォークリフト	作業者は出荷する商品のピッキング作業を行うため倉庫内を行き来しており、同時に代表取締役がフォークリフトを運転し、第2倉庫の在庫の入れ替えを行っていた。作業者が第2倉庫にある商品のピッキングのため第2倉庫に立ち入り、フォークリフトの運転者である代表取締役が作業者に気づいたため急ブレーキをかけたところ運搬していた荷が傾き、そのまま作業者に向かって落下した。
19	1	14 ~ 16	製造業	フォークリフト	ダンボールを製造する工程において、フォークリフトにて材料となる原紙ロールを供給装置に運搬する作業が行われていた。仮置き場に3段に積み重ねてあった原紙ロールの内2段目の原紙が必要のため、クランプ式フォークリフトにて2段目を掴み所定位置まで運搬し、原紙を降ろすためクランプを90度左回転させていたところ、掴んでいた原紙の上に乗っていた原紙が滑り落ち、近くで作業していた作業者の上に落下した。
20	7	8 ~ 10	建設業	フォークリフト	アトラクションの電気及び圧縮空気配管の据付工事現場において、木箱に入った配電盤（重さ約2.3t）をトラックからフォークリフトで荷下ろしする際、荷が傾き倒れ落ちそうになったため、すぐ横で作業を見ていた作業者が支えようとしたところ、支えきれず落ちてきた荷の下敷きになった。

05. 崩壊・倒壊

No	発生日	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
21	11	8 ~ 10	道路貨物運送業	フォークリフト	貨物自動車（大型トレーラー）の荷台上に積載された木材の束（桧木の束（長さ4m、高さ0.51m、幅0.68m）×24ブロック）の脇の地上において作業をしていた作業者が、崩れてきた木材の下敷きになった。なお、貨物自動車を基点に、作業者の反対側で別の労働者がフォークリフトを使用して荷下ろしの作業を行っていた。

06. 激突され

No	発生日	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
22	2	16～18	製造業	フォークリフト	工場内の製品サンプル等を回収する業務等を担当する作業者が、当該業務後、事務棟まで戻るために移動していたところ、空コンテナを運搬するフォークリフトに接触した。作業者がフォークリフトと接触した箇所は、日常的にフォークリフトの走行する範囲内となっていた。
23	10	10～12	製造業	フォークリフト	故障したトラックをフォークリフトで牽引するため、作業者は牽引用のワイヤーロープを持ち、トラックとフォークリフトの間に屈んで立っていた。ロープが届く距離までフォークリフトをトラックに近づけようと、社長がフォークリフトを後行させたところ、アクセルを踏みすぎ、作業者の頭部が両車体後部の間にはさまれた。
24	8	8～10	建設業	フォークリフト	機械の運搬作業中、機械の下にフォークリフトのフォークを入れる位置調整をしていた。作業者が機械とフォークリフトの間に入りフォークリフトの誘導をしていたところ、労働者Aが運転するフォークリフトが急発進し、フォークリフトと機械の間にはさまれた。
25	1	12～14	建設業	フォークリフト	木材用プレカット機械の解体中、作業者は機械の搬出ラインのフレームを搬出できる大きさにガス溶断し、分割していた。分割したフレームを作業者とは別の労働者がフォークリフトを用い搬出しようとしたところ、作業者が溶断を行っていたフレームと搬出しようとしたフレームが未切断の状態であったため、溶断中のフレームがともに動き、ガス溶断中の作業者が動いたフレームと当該機械のフレーム等にはさまれた。
26	10	12～14	畜産・水産業	フォークリフト	作業者がフォークリフトを運転し、子牛運搬用鉄柵にフォークリフトのフォークを差し入れようとしていた際、作業者がフォークリフトの運転席をエンジンに掛けた状態で離席し、鉄柵とフォークリフト前方に移動していたところ、フォークリフトが前進し、作業者はバックレストと鉄柵にはさまれた。
27	3	10～12	商業	フォークリフト	圧縮梱包された段ボールを移動させるため、当該段ボールに向かってフォークリフトを前進移動中、歩行していた作業者とフォークリフトが接触し、フォークリフトの下敷きとなった。
28	11	10～12	商業	フォークリフト	作業者は車両積載形トラッククレーンのワイヤーロープを滑車に接続し、牽引する形でフォークリフトを当該トラッククレーンの荷台に積み込む作業を行っていたところ、荷台後部に取り付けられていた道板が外れた結果、フォークリフトの右後輪が脱輪し、横転したフォークリフトの下敷きになった。
29	12	6～8	その他	フォークリフト	作業者が、港内にある事務所から作業場所に向かって、途中の共有倉庫出入口付近を徒歩で移動中、コンテナを倉庫内に搬入するため後進中のフォークリフト（別事業場の労働者が運転）に激突された。
30	5	12～14	建設業	不整地運搬車	農地の畦道の造成工事を施工中、次の施工箇所に移動するために土砂等を運ぶために使用していた不整地運搬車を別の労働者が隣接する農道を通り移動しようとしていた際、近くにいた作業者が不整地運搬車の運転を代わろうとした。運転を代わろうと作業者が不整地運搬車の前方を通過しようとした際に、不整地運搬車が前進し作業者に激突、農道に隣接する水路へ不整地運搬車ごと転落した。

07. はさまれ・巻き込まれ

No	発生日	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
31	9	16～18	製造業	フォークリフト	めっき工場において、脱脂槽に付属するヒーターの交換作業を行った後、フォークリフト（最大荷重3.5t）を使用して、脱脂槽から取り外したヒーター（重さ約4.2t）を運搬する作業中、同フォークリフトが前のめりとなり、同フォークリフトのカウンターウェイトの上に載せていた亜鉛のインゴットの束（重さ約0.96t）が同フォークリフトを運転していた作業者に激突し、作業者がハンドル等との間にはさまれた。
32	4	14～16	製造業	フォークリフト	工場で不要となった閉止板（耐圧試験に使用する円形のふた板）を整理する作業で、廃棄しない閉止板（重さ1.2t）を空いた保管場所へフォークリフトで移動させていた時、別の作業をしていた作業者が作業中のフォークリフトの前方に立ち入り、積荷の閉止板と工場建屋との間にはさまれた。
33	8	12～14	製造業	フォークリフト	養鶏場内の給餌用機械の復旧作業において、飼料タンク周辺の配管内部の部品を引き出すため、ワイヤーロープで配管内部の部品とフォークリフトを繋いだ後、フォークリフトのエンジンをかけたところ前方に急発進し、フォークリフトの前方にいた作業者の両足が飼料タンクの基礎部分とフォークリフトの間にはさまれた。

07. はさまれ・巻き込まれ

No	発生月	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
34	7	18～20	道路貨物運送業	フォークリフト	作業者はコンテナを運送するドライバー。フォークリフトにてコンテナを降ろす作業の際に、降ろした先に作業者がいることに気付かず、作業者がコンテナにはさまれた。
35	6	6～8	道路貨物運送業	フォークリフト	トレーラートラックのエンジンがかからなかったため、作業者（トラックドライバー）は他社所属で始業前のフォークリフト運転者へ、当該トラックのヘッド車をフォークリフトでけん引してトレーラーから離すよう頼んだ。フォークリフトのアクセルを何度も踏み込むも、ヘッド車は前へ進まなかったところ、何らかの理由でフォークリフトが後退し、フォークリフトの後ろに居た作業者がヘッド車との間にはさまれた。
36	12	10～12	その他	フォークリフト	作業者は元方事業場敷地内のごみ拾い作業を行っていたところ、廃プラを積み込んだパッキン（以下、「荷」という。）を運搬してきた元方事業場の労働者が運転するフォークリフトの荷に激突され、その後、フォークリフトの前輪に腹部を轢かれた。
37	5	14～16	その他	フォークリフト	工場の倉庫から敷地前の道路に停車させた大型トラックに作業者がフォークリフトを用いてドラム缶を積み込んでいたところ、ドラム缶の蓋が歩道に落下したため、フォークリフトを後退させ、停車し、運転席より降りて蓋を拾った際、無人のフォークリフトが動き出し、フォークリフトとトラックの間にはさまれた。

90. その他

No	発生月	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
38	4	8～10	製造業	フォークリフト	作業者がフォークリフトを運転して公道走行中にフォークリフトごと転倒して、フォークリフトの下敷きになった。なお、下り坂（勾配4度～6度）を積荷のない状態でフォークリフトを運転していた。また、作業者は保護帽を装着していなかった。

車両系建設機械及び高所作業車の労働災害による死亡者数の推移と令和4年における発生状況

建設荷役車両安全技術協会 本部

平成20年からの車両系建設機械及び高所作業車（以下車両系建設機械等）の労働災害による死亡者数の推移がグラフ1の折れ線グラフ、また機械の種類別の内訳が棒グラフである。

令和4年の死亡者数は50名であり、平成20の88名と比べ、38名の減（43%減）であった。

機械の種類別にみると、とくに「整地・運搬・積込み用機械」の減少が顕著で、この機種で平成20年：20名→令和4年：8名に減少している。

令和4年に発生した車両系建設機械等の労働災害による死亡者数は、前年の46名より4名増（9%増）の50名となり増加に転じた。

機械の種類別・業種別の死亡者数は表1・グラフ2のとおりである。

機械の種類別では、「掘削用機械」に起因するものが、前年の16名から26名（63%増）となった。例年「掘削用機械」は機種別1位を占めるが、令和4年はとくに比率が高い。「整地・運搬・積込み用機械」は前年より減少した。

「高所作業車」は8名で、ここ数年微増傾

向である。

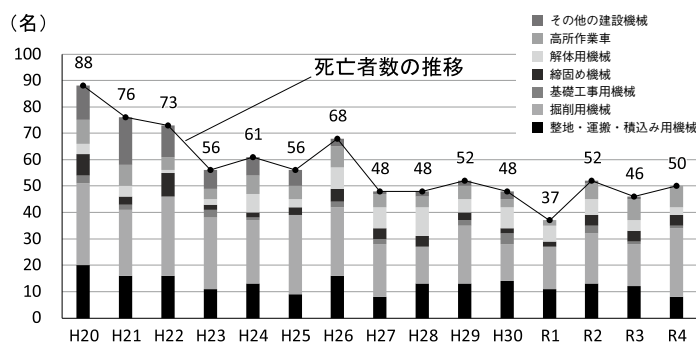
業種別では、「建設業」の40名が全体の80%を占めており、例年同様となった。内訳（「土木工事業」、「建築工事業」、「その他の建設業」）は前年とあまり変わらない。「運輸交通業/貨物取扱業」では前年0より4名に増加した。

次に、車両系建設機械等の種類別・事故の型別に分類したものが表2・グラフ3である。

事故の型では、「墜落・転落」が15名、「はさまれ・巻き込まれ」が14名、「激突され」が12名でこの上位3項目で全体の82%を占めている。これはここ数年の傾向である。

災害事例をみると、件数の多い「掘削用機械」中、ドラグ・ショベルのトラック荷台への積み込み（または積み下ろし）作業中や積み込み後の作業に係るものが4件発生している。また、「高所作業車」の災害事例8件中、4件がアウトリガー格納時の逸走によるもので、傾斜地に駐車する場合の処置やアウトリガー格納手順の再確認が望まれる。

[資料提供：厚生労働省]



グラフ1

車両系建設機械・高所作業車の労働災害による死亡者数の推移

表1 車両系建設機械・高所作業車の種類別・業種別死亡災害発生状況（令和4年）

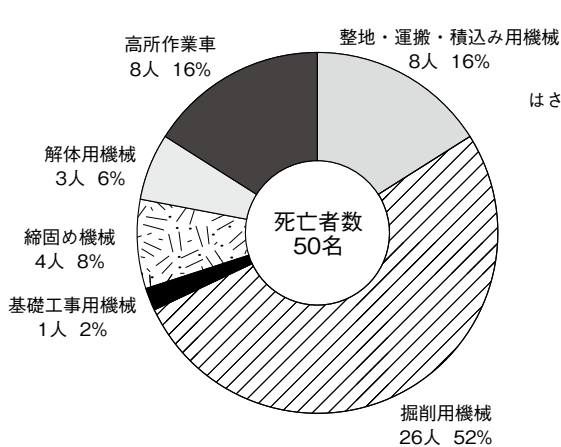
（単位：名）

業種 機械の種類	製造業	鉱業	建設業			運輸交通業/ 貨物取扱業	農林業/ 畜産業・ 水産業	商業	その他	計
			土木事業	建築工事業	その他の 建設業					
整地・運搬・積み込み用 機械	1	0	1	2	1	2	0	1	0	8
掘削用機械	0	1	15	5	1	2	1	0	1	26
基礎工事用機械	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
締固め機械	0	0	2	1	0	0	0	0	1	4
解体用機械	0	0	1	1	1	0	0	0	0	3
高所作業車	0	0	4	2	2	0	0	0	0	8
その他の建設用機械	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	1	24	11	5	4	1	1	2	50

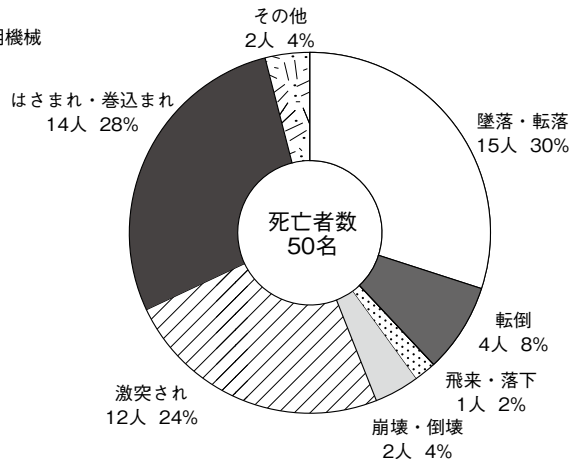
表2 車両系建設機械・高所作業車の種類別・事故の型別死亡災害発生状況（令和4年）

（単位：名）

事故の型 機械の種類	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・ 巻込まれ	その他	計
掘削用機械	8	4	0	1	0	7	6	0	26
基礎工事用機械	0	0	0	0	1	0	0	0	1
締固め機械	2	0	0	0	0	0	2	0	4
解体用機械	1	0	0	0	1	1	0	0	3
高所作業車	1	0	0	0	0	2	4	1	8
その他の建設機械	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	15	4	0	1	2	12	14	2	50



グラフ2 機械の種類別



グラフ3 事故の型別

事故の型別にみた車両系建設機械及び高所作業車による死亡災害事例 (令和4年発生分)

■車両系建設機械

01. 墜落・転落

No	発生月	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
1	7	14～16	建築工事業	整地・運搬・積込み用機械	民家の建設工事に付随した民家の庭を舗装する工事現場の片付け作業をしていた際に、作業者がホイール・ローダーに乗って幅3.7m(アスファルト舗装部分2.4m)の町道を走行していたところ、脇の用水路にホイール・ローダーごと転落し、作業者はホイール・ローダーのヘッドガードの下敷きになった。
2	12	14～16	運輸交通業	整地・運搬・積込み用機械	ドラグ・ショベルをトラック荷台上に積み込んだ後、ドラグ・ショベルの位置を微調整するために荷台上で単独で運転操作を行っていたところ、ドラグ・ショベルもろとも荷台から転落した。作業者は車外に投げ出された後、転落してきたドラグ・ショベルの下敷きになった。
3	8	14～16	運輸交通業	整地・運搬・積込み用機械	採石場内において、作業者は、採石した後の穴へ残土を埋めるため、ブル・ドーザーを運転していた際、何らかの原因により、転落した。その際、作業者は、頸部を負傷し脊髄を損傷した。
4	12	8～10	土木工事業	掘削用機械	年末年始の降雨に備えて、道路面(法面上)から法面下に繋がる仮設道路を均して固める作業を行うため、作業者がドラグ・ショベルで仮設道路を下り始めた際、道路面と仮設道路の境目付近で、ドラグ・ショベルが前方に転倒し、その反動で約20m下にドラグ・ショベルごと法面を転落した。
5	10	10～12	土木工事業	掘削用機械	作業者はドラグ・ショベルを操縦し、台風15号の影響で谷側が崩壊した幅員約2.43mの農道の補修工事を実施していた。アスファルト舗装直下の土と小石が敷き詰められた地面をドラグ・ショベルのバケットの背で押さえつけながら締め固めていた時、ドラグ・ショベルがのっていた農道の一部が崩壊し、ドラグ・ショベルとともに約2.8mm下の地面へ転落し、頸椎を損傷した。
6	12	14～16	土木工事業	掘削用機械	河川整備工事において、小型のドラグ・ショベル(機体重量約3t)で、川沿いの通路(幅2.0m、コンクリート舗装)を走行中、路肩から転落(約3.6m)し、投げ出され頭部が地面(コンクリート)とドラグ・ショベルとの間にはさまれた。
7	11	16～18	建築工事業	掘削用機械	ミニドラグ・ショベル(機体重量約1.6t)を移送するため、2tダンブにアルミブリッジをかけて自走で積み込もうとしたところ、左側のアルミブリッジがずれて落下し、バランスを崩したミニドラグ・ショベルが横転した。
8	7	16～18	建築工事業	掘削用機械	敷地内での杭工事のため掘削後の穴(エレベータシャフト設置用、深さ1.7m)から地上に上がる際、作業者が転落した。昇降に際し作業者は、同僚が運転するドラグ・ショベルのバケット部分に搭乗しており、上昇中何らかのはずみでバランスを崩し転落に至った。
9	3	16～18	建築工事業	掘削用機械	作業者は、土捨て場において、単独でドラグ・ショベル(機体重量1,120kg)を運転し、法肩周辺の土砂を均す作業を行っていた。同機械の履帯で法肩を締め固める、又は何らかの理由により路肩を走行していたところ、右側の履帯が傾斜面(傾斜角約40度)にはみ出し、バランスを崩して約3.5m下に転落し、作業者が下敷きとなった。
10	10	10～12	運輸交通業	掘削用機械	砂防工事の現場入口付近において、作業者が大型トラックの荷台からドラグ・ショベルを降ろそうとして大型トラックの荷台後方を地面に接地するまで傾斜させた後、自らドラグ・ショベルに搭乗し、ドラグ・ショベルを地面まで自走させようとして折り畳まれていたアームを上方に伸ばしたところ、ドラグ・ショベルが下方に滑り落ち、そのまま法面方向へ転落し、更に立木をなぎ倒しながら目測20m下の谷底まで転落した。
11	10	14～16	農林業	掘削用機械	台風14号の影響で山林内の作業路に崩土等が生じたため、作業者が一人でドラグ・ショベルを用いて作業路の崩土等を取り除く作業を行っていたところ、路肩からドラグ・ショベルと共に転落し、途中、作業者は投げ出された。翌日の早朝、法面途中に倒れているところを発見された(路肩から約50m下の地点)。
12	9	16～18	土木工事業	締固め用機械	堤防上の道路舗装作業の現場で、搭乗式振動ローラーを移動させていたところ、誤ってローラーごと河川敷に転落した。
13	8	14～16	土木工事業	締固め用機械	災害復旧のための築堤工事時において、作業者はロード・ローラーを用いて盛土を踏み固めていたところ、路肩から約2m下の地面にロード・ローラーごと転落し、ロード・ローラーと地面の間にはさまれた。
14	11	14～16	土木工事業	解体用機械	作業者は車両系建設機械(解体用つかみ機)を用いて、他の労働者が伐採した法面の木や枝を除去しながら、土砂を除去して重機等が通るための通路を造る作業をしていたところ、法面の路肩が崩れ、同つかみ機ごと墜落した。

02. 転倒

No	発生日	発生日間	業種	起因物	災害発生状況
15	6	8～10	鉱業	掘削用機械	午前中、砂利採取場予定地において、雨水によりできた水溜り（縦10m×横10m程度、水深1.2m程度）の排水を行うため、ドラグ・ショベルを用いて排水ポンプを吊上げたまま走行していたところ、当該水溜りにドラグ・ショベルごと転落し、運転手が溺水した。
16	1	10～12	土木工事業	掘削用機械	河川改修工事の準備工として、建設機械等が通行する仮設道路の造成に着手し、ドラグ・ショベルを用いて、土手の一部を掘削してスロープをつくり、その上に、当該ショベルにより鉄板を設置する作業を行っていた。2枚の鉄板の敷設が完了し、3枚目の鉄板（重量：800kg）を運搬し、設置しようとしたところ、当該ショベルが傾き、運転者は、運転席から飛び降りたが、同じ方向へドラグ・ショベルが倒れ、下敷きとなった。
17	1	8～10	建築工事業	掘削用機械	ドラグ・ショベル（クレーンモード不使用）を用いて荷を吊り、移動させようと走行・旋回した際に、ドラグ・ショベルが転倒。運転者が運転席から投げ出され、ドラグ・ショベルのヘッドガードと地面との間に腹部をはさまれた。
18	1	10～12	その他	掘削用機械	発掘調査現場で、作業者は、ドラグ・ショベルの運転者として調査範囲の掘削した土砂の移動や掘削した土砂を積み上げた地山の成形等を行っていた。その際に、地山の頂上の平地の端で作業していたドラグ・ショベルが斜面に向かって転倒し、作業者がドラグ・ショベルのヘッドガードと地面に胸部付近をはさまれた。

04. 飛来・落下

No	発生日	発生日間	業種	起因物	災害発生状況
19	4	10～12	土木工事業	掘削用機械	作業者が事業場内の資材置場にて、ドラグ・ショベルを用いて金属製の円柱型の管を吊り上げていたところ、管が運転席付近に落下し、作業者が運転席と管の間にはさまれた。

05. 崩壊・倒壊

No	発生日	発生日間	業種	起因物	災害発生状況
20	10	12～14	土木工事業	基礎工事用機械	つり上げ荷重75tの移動式クレーンを用いて、鋼矢板の打設作業を行っていた。1枚目の打設作業を行うため、重量約694kgの矢板をつり上げ棚杭に仮設後、玉掛け用ワイヤロープをはずした。その後、移動式クレーンにつり下げた振動式杭打機により矢板頭部をはさみ込もうとしたところ、矢板が横転し矢板の近くで打設補助作業を行っていた作業者の頭部に激突した。
21	4	16～18	その他の建設業	解体用機械	RC造3階建ての建物を解体用機械を用いて解体作業中、2階から3階部分のコンクリートを破砕していたとしたところ、解体箇所の上部にあった塔屋が解体用機械の運転席に向かい倒壊し、運転席にいた運転者がはさまれた。

06. 激突され

No	発生日	発生日間	業種	起因物	災害発生状況
22	2	14～16	土木工事業	整地・運搬・積込み用機械	商業施設駐車場の排雪作業中、トラクター・ショベルを用いてダンプトラックの荷台に雪を積み込み後、当該トラクター・ショベルを前進させた。その際、バケットの死角に入っていた作業者に気が付かず前進したところ、当該トラクター・ショベルに対し後ろ向きで立っていた作業者の上半身にバケットの左角部分が接触し、作業者がうつ伏せの状態でも路面に倒れこみ、当該トラクター・ショベルの左側前輪に轢かれた。
23	5	14～16	建築工事業	整地・運搬・積込み用機械	消防署庁舎改築工事現場において、作業者が現場内の掘削残土に混入するゴミを手で取り除く作業を行っていたところ、同残土の搬出作業を行っていた別事業場の労働者が運転するドラグ・ショベルのバケットに接触した。
24	12	14～16	土木工事業	掘削用機械	道路整備工事において、作業者は埋め戻し作業を行っていた箇所を巡視していたところ、後進しながら転圧していたドラグ・ショベルに轢かれた。
25	6	10～12	土木工事業	掘削用機械	県発注の河川改修工事において河川敷の整地作業に作業員3名で従事していた。作業員は現場の計測作業を行っていたところ、後進してきたドラグ・ショベルに轢かれた。
26	2	16～18	土木工事業	掘削用機械	ドラグ・ショベルを使用して、河川護岸のブロック積等の裏込め砕石を入れる作業中、下方の状況を確認しようとドラグ・ショベルの運転者が運転席から立ち上がり、確認後に再び運転席に座ろうとしたところ、ズボンのポケットに操作レバーが引っかかり、ドラグ・ショベルが不意に旋回し、バケットが近くにあった作業員に激突した。作業員は、右大腿部をバケットと構造物との間にはさまれた。

06. 激突され

No	発生月	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
27	1	8～10	土木工事業	掘削用機械	災害復旧工事現場の河川において川の流れを変更するため、ドラグ・ショベルによりポリエチレンパイプ（1本当たり200～300kg）が2本連結されたものを吊り上げていたところ、当該ドラグショベルの運転者の上着の裾が操縦レバーに引っかかったため意図せず右旋回し吊荷が揺れ、近くにいた作業者の顔面及び顔面と吊荷が接触した（又はブロック擁壁と吊荷の間に挟まれた）。
28	7	8～10	土木工事業	掘削用機械	工場新設現場の基礎工事において、ドラグ・ショベルの手元作業を行っていた作業者が突然倒れたもの。作業日10時頃の気温は32℃、湿度は50%でWBGT値は27.3℃であったことから、当初熱中症が疑われたが、作業者のヘルメット後頭部に割れがあり、首と左肋骨（1～12番全て）に骨折、左脛に挫創が認められた。
29	6	6～8	土木工事業	掘削用機械	クレーン機能付きのドラグ・ショベルを用いて、重量1tのトンバック2つを吊り上げて移動させていたところ、当該ドラグ・ショベルが倒れ、近くにいた作業員（誘導員）が、トンバック及び当該バケットの下敷きとなった。
30	6	16～18	建築工事業	掘削用機械	地上4階建てRC造ビルの解体工事中、同ビルの2階でドラグ・ショベルの作業状況を確認していた作業者が、旋回したドラグ・ショベルのバケットに激突され、地上まで垂直距離で2.2m、水平距離で3.5m跳ね飛ばされた。
31	7	16～18	建築工事業	解体用機械	木造2階建家屋の解体工事において、解体作業で出たくずを片付けていたところ、その近くで家屋の解体作業を行っていた解体用つかみ機が後進時に横転し、ブームに激突された。

07. はさまれ・巻き込まれ

No	発生月	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
32	4	0～2	製造業	整地・運搬・積込み用機械	三交代制で設備の保守点検のため巡視等の業務に従事していた作業者が、ホイール・ローダーの作業エリアを通行していたところ、木材チップをホッパーに投入するため後進してきたホイール・ローダーに頭部等を轢かれた。
33	4	10～12	その他の建設業	整地・運搬・積込み用機械	製造業事業場の工場建屋内で、構内協力会社労働者1名がトラクター・ショベルを運転し、原料をホッパーに供給する通常作業を行っていた。災害発生時、当該工場で建設工事を請負う一次下請け事業場の作業員2名が、ヤード内設備工事のためヤード内に入った際に、後から入った作業員がトラクター・ショベルの後方を通り作業箇所に向かったため、作業員に気が付かず後進したトラクター・ショベルに轢かれた。
34	12	8～10	土木工事業	掘削用機械	作業員は護岸工事現場においてコンクリートブロックを設置作業を行っていたところ、作業員後方約1mの距離にいたドラグ・ショベルが旋回したため、機体と設置しようとしていたコンクリートブロックとの間にはさまれた。
35	1	8～10	土木工事業	掘削用機械	砂防ダム工事現場内の林道上で車両のすれ違いのため拡幅していた箇所にドラグ・ショベルと4tダンプが停車していた。両車両の間で作業員がダンプの運転手と打ち合わせをしていたところ、ドラグ・ショベルが旋回して、作業員がカウンターウェイトとダンプの車体にはさまれた。
36	11	14～16	土木工事業	掘削用機械	支店敷地内の建屋前において、ドラグ・ショベル（機体重量1.46t）が横転し、作業員がドラグ・ショベルと地面の間に挟まれていたところが発見された。
37	8	12～14	土木工事業	掘削用機械	雨水貯留槽設置工事において、作業員が一段落したため片付けや清掃作業を行っていた。作業員は、ドラグ・ショベルの左右クローラーの間で機体に付着した土砂をスコップで除去していたところ、別の作業員がドラグ・ショベルを旋回させたため、上部旋回体と油圧ホースの金属製カバーに頭部をはさまれた。保護帽は着用していた。
38	1	6～8	その他の建設業	掘削用機械	ダンプトラックのあおりに鉄製の仮付けした側板をドラグ・ショベルのバケットで押す作業を複数回行っていたところ、荷台上の鳥居の位置にいた作業員がバケットに接触し、そのまま押されて、作業員がバケットと鳥居の間にはさまれた。
39	11	16～18	運輸交通業	掘削用機械	重機レンタル業者の敷地内で、作業員は自社のトレーラーの荷台にドラグ・ショベルを2台積み込む作業を1人で行っていた。2台目のドラグ・ショベルを荷台に乗せ、荷台からドラグ・ショベルのバケットを地面につけて機体を浮かせ、何らかの作業を行っていたところ、ドラグ・ショベルがバランスを崩し転倒、作業員は転倒したドラグ・ショベルのバケットの下敷きとなった。
40	5	14～16	建築工事業	締固め用機械	市発注の上下水道工事。振動ローラーの運転者（元請労働者）が操縦レバーをニュートラルに入れて停車させエンジンをかけたまま運転席から離れた。現場責任者（元請の社長）がエンジンを切ろうとして振動ローラーの左側から運転席に身を乗り出したところ、突然これが前進し、前方で背中を向けて清掃作業をしていた下請手元作業員が下肢から胸部にかけて轢かれた。

07. はさまれ・巻き込まれ

No	発生日	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
41	5	8～10	その他	締固め用機械	木造アパート建築工事に付随する道路舗装工事現場において、コンバインド・ローラーをトラックの荷台から降ろし、作業場所に移動させるために後退させた際に、後方で一般車両等の交通誘導を行っていた警備員を轢いた。

90. その他

No	発生日	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
42	2	4～6	商業	整地・運搬・積込み用機械	新聞配達中、除雪車に激突された。

■高所作業車

01. 墜落・転落

No	発生日	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
43	5	14～16	建築工事業	高所作業車	作業者は屋根上の錆を研磨するため、高所作業車を使用して屋根に上ろうとしていたところ、地上から約2mの高さにあるバケットに乗り込むために車両に備え付けられている階段を使用し移動していた際に墜落した。

06. 激突され

No	発生日	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
44	6	12～14	土木工事業	高所作業車	平均勾配2度から3度のトンネル坑内において、無人状態で停車中の高所作業車の後方で路盤清掃作業を行っていた作業者が逸走してきた高所作業車と接触し、高所作業車の下敷きになった。
45	10	16～18	土木工事業	高所作業車	国道の坂道に高所作業車とラフタークレーンを縦列に配置し、雪崩防護網の支柱の据え付け作業を行っていた。作業を終えて高所作業車のアウトリガーを格納した際に高所作業車が後方に動き出し、その後方に配置していたラフタークレーンの後部との間にはさまれた。

07. はさまれ・巻き込まれ

No	発生日	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
46	6	10～12	土木工事業	高所作業車	市道について木の伐採作業中に、斜面に対して上り方向に停車していた高所作業車のフロントアウトリガーを収納したところ、車両が逸走し作業者が道路側溝と車両後部のアウトリガーとの間にはさまれた。
47	7	14～16	建築工事業	高所作業車	高所作業車を用い、高さ約6mの鉄骨梁に補強材を取り付ける作業を行っていたところ、高所作業車に積んでいた補強材と、梁の間に頭部が挟まれた。作業者は単独で当該作業を行っており、高所作業車の操作は作業者自身で行っていた。
48	5	14～16	その他の建設業	高所作業車	光ケーブルの設置工事に用いる高所作業車（機体重量約6t）を約3度の勾配の公道上に停止した状態において、作業者が高所作業車後方において、アウトリガーを格納しようとしていたところ、当該高所作業車が逸走（後退）し、作業者の後方にあった民家のブロック塀との間にはさまれた。
49	3	8～10	その他の建設業	高所作業車	作業を終え、高所作業車のアウトリガーを収納した後、作業者は運転席のドアを開け、車外からエンジンを停止したところ、車両が後方に動き出した。作業者は運転席を出て後方へ移動し車両を止めようとし、電柱との間にはさまれた。

90. その他

No	発生日	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
50	9	14～16	土木工事業	高所作業車	片側1車線の市道において、1車線を規制しながら街路樹（高さ最大7.5m）の剪定作業を高所作業車を使用し、作業員5名で行っていた。作業員2名が高所作業車上で手のこによる剪定作業を終え、地上に降りるため高所作業車のブームの角度を上げながら縮めていたところ、高さ12～13mの箇所にある高圧電線に接触し作業員が感電した。

広報

特自検Q&A

第22回

建設荷役車両安全技術協会 本部

皆様から建荷協にお寄せいただいた「特定自主検査業務に関わる質問」の中より、重要なもの、繰り返しいただいたもの等をQ&Aの形で紹介しています。

より適正な検査の実施および信頼される特自検管理業務の参考にしていただければ幸いです。

1. ファイナンスリース時の特自検について

し、他の検査業者で特自検を実施してもよいでしょう。

Q1：当社においては、フォークリフトを経営的にリース・レンタル会社から借り上げ使用しています。リース機は通常同一の機械を3年程度借り上げ、運転は当社の作業者が行います。

この場合、特定自主検査（以下、特自検）は、当社が実施義務者となりますが、どのような点を注意したら良いでしょうか。

A1：この場合の特自検については、ご認識の通りフォークリフトを借りて使用している貴社の代表者（社長等）が、労働安全衛生法に基づく特自検実施義務者となります。

その時の注意点は、

- ① 貴社にフォークリフトの事業内検査者が在籍する場合は、リース・レンタル会社の了解のもと、事業内検査を行なってください。
- ② 貴社にフォークリフトの事業内検査者が在籍しない場合で、リース・レンタル会社が検査業者の時は、検査料金等を確認の上、依頼するか、リース・レンタル会社と相談

2. メンテナンス契約について

Q2：車両系建設機械を所有しているユーザーです。

一般修理、月次点検、特自検等の一切のサービスを含んだ「メンテナンス契約」を結ぼうかと考えています。

特自検に関して契約書の内容で、どのような点を確認したら良いでしょうか。

A2：「メンテナンス契約」を結ぶ相手によって変わります。

- (1) 特自検登録検査業者と契約の場合
 - ① 毎月支払う一定の金額料金の是非を確認すること。
 - ② 契約書に特自検検査料金が明記されていること。
 - ③ メンテナンス料金に含まれる修理内容等を十分に理解していること。
- (2) リース会社等の特自検登録検査業者ではない会社と契約の場合
 - ① 毎月支払う一定の金額料金の是非を確認すること。
 - ② 作業実施業者名（特自検含む）を

確認すること。

- ③ 契約書に特自検検査料金が明記されていること。
- ④ メンテナンス料金に含まれる修理内容等を十分に理解していること。
- ⑤ 特自検検査記録表の使用事業者名が、御社になっていること。

また、特自検実施後に記録表の内容について説明等が行われ、車両に異常がないことを確認してください。なお、異常がある場合は、速やかに補修し、その上で検査済標章を貼付し、ご使用ください。

特自検に係るご質問をお待ちしています。
質問が採用された方には、薄謝を進呈します。
質問は以下の方法でお寄せ下さい。
•メールにて (E-mail : koho@sacl.or.jp)
•FAXにて (FAX : 03-3221-3665)



新型ホイール式油圧ショベル ZX125W-7 製品紹介

安部 真也*

1. はじめに

ホイール式油圧ショベルは、自動車車検証とナンバープレートを取得することで公道を自走できる、機動性に優れた油圧ショベルである。コンパクトな車体で小回りが利き、作業性に優れていることから、都市土木など、極小地や狭い路地での使用に適している。

1972年にホイール式油圧ショベルWH03を発売して以来、日立建機は建設機械を通じ、国内外の様々な建設現場でユーザーの「生産性向上」「安全性向上」「ライフサイクルコスト低減」に寄与してきた。

ZX125W-7は、従来機ZX125W-6から運転席（キャブ）を刷新して機能と快適性を大幅に向上させた10tクラスのホイール式油圧ショベルであり、生産性・安全性・快適性・ライフサイクルコストに関する機能・性能をさらに進化させた製品である。

本稿ではZX125W-7の「生産性向上」「快適性・安全性向上」「ライフサイクルコスト低減」に関する代表的な機能を紹介する。



写真 ZX125W-7

2. 生産性向上

市場で評価されている従来のコンセプトを踏襲しつつ、顧客ニーズの高度化を踏まえ、大幅な機能アップとユーザビリティ（利便性）向上を重点として取り組んだ。

特にホイール式油圧ショベルに求められる走行を含めた作業において、オペレータの作業効率向上と疲労軽減を目的として搭載している代表的な機能について詳細を説明する。

2-1. オートワーキングブレーキ

オートワーキングブレーキとは、走行状態から車体停止時に自動で作業ブレーキが作動し、アクセルペダルを踏むことで解除する機能である。

掘削・走行を繰り返す現場作業では、掘削時に車体を安定させるため、頻繁に作業ブレーキ（サービスブレーキとアクスルロック）の作動・解除を行う。従来機までは手動によるブレーキスイッチ操作、もしくはブレーキペダルの踏み込みによる操作が必要であるが、本機能は自動的に作業ブレーキを切り替えることにより、車体停止



図 オートワーキングブレーキ

* 日立建機株式会社 コンストラクションビジネスユニット 開発設計統括部 コンストラクション製品開発部 主任技師

時にオペレータによる操作が不要となり、生産性向上に貢献する。

本機能の特徴は、アクセルペダルの操作量と車速より、車体がオペレータの意図通りのタイミングで作業ブレーキが作動するシステムとし、停止前のサービスブレーキの強度をモニタ上で選択することで、路面や作業状況などに応じてオペレータの好みのタイミングで停止することが可能である。



図 モニタでの調整機能

2-2. オートマチックトランスミッション

オートマチックトランスミッションとは、走行時に走行モードの変速を自動的に行う機能である。ZX125W-7に搭載しているトランスミッションは2速であり、従来機はオペレータが走行状況に応じて、手動で切り替え操作を行う。Loギヤは牽引力が大きく、大きな勾配や整地されていない現場で使用され、Hiギヤは速度が必要となる現場間の移動など速く移動したい際に使用される。一方で、現場間の移動においてもHiギヤで登れない急な勾配を走行する際は、Loギヤへの切り替えが必要になる。こうした変速に対するオペレータの操作をなくすため、オートマチックトランスミッション機能を搭載することにより、オペレータの生産性向上に貢献する。

本機能の特徴は、LoとHiのギヤ比差に伴う切り替え時のショックを抑えるために、停止発進時にLoギヤ、速度が出るとHiギヤに切り替わるシステムとし、走行状態に応じて適切なタイミングでLoとHiを自動的に切り替えることにより、変速ショックを抑えた走行が可能となる。

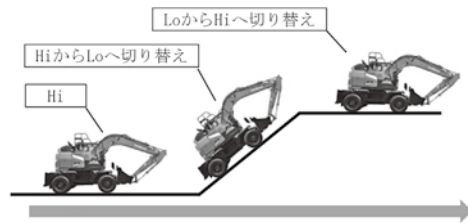


図 自動変速の例

3. 快適性・安全性向上

キャブは新たに開発し、広々とした快適な操作環境を提供するため、すべての配置を見直している。個々の装備は、優れた品質を備え、コンソールとシートデザイン、ペダルレイアウトは、人間工学を元にオペレータの疲労を少なくするように設計している。キャブ居住空間の拡大、十分な足元スペース、そして前窓格納時のヘッドクリアランスの拡大により、従来機よりも快適に作業できる。

特にオペレータの操作性と安全性の向上を図っており、当機に搭載している代表的な機能について詳細を説明する。



写真 ZX125W-7 キャブ全体

3-1. 小径ステアリング

様々なオペレータのシートポジションに合わせた操作性向上と前方の視界性向上を目的に、ステアリング径を従来機380mmから320mmとなる小径ステアリングを採用している。小径ステアリングを採用するにあたり、ステアリング操作力が従来機同等となるようにステアリングバルブの仕様も合わせて見直し、従来機同等のステアリング操作力にて操作できる構成となる。



写真 ステアリングホイール

小径ステアリングを採用することにより、ステアリングコラムのチルト角度を大きくすることができ、ステアリングホイールの位置をオペレータの手前まで調整することが可能となり、ステアリング操作性と前方視界が改善され快適性と安全性が向上する。

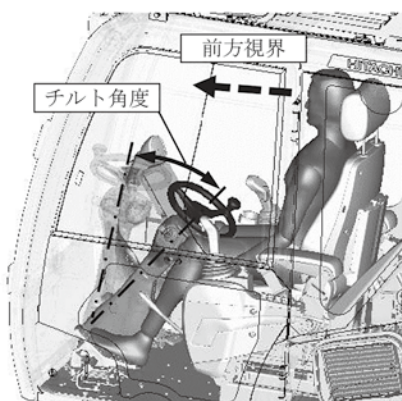


図 チルト角度の向上

3-2. ワイドビューワイパ

ホイール式油圧ショベルの作業現場においては、降雨や積雪時での走行、粉塵の多い現場などでの作業において、オペレータからの視界・視認性を確保することは重要である。

ZX125W-7は、平行リンク式のワイドビューワイパを標準搭載することにより、従来機に対して大幅に払拭面積を拡大し視認性が向上する。



写真 ワイドビューワイパ

ワイパモータやワイパアームの搭載位置については、キャブ下部に搭載しているヘッドライトを格納するカバー内に収めることにより、デザイン性も考慮した構成となる。

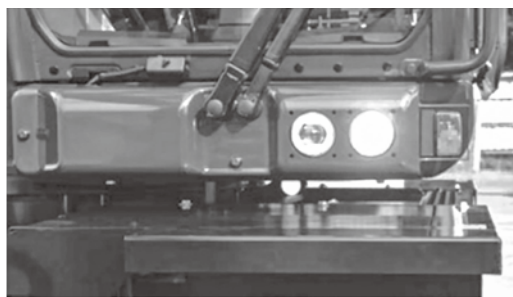


写真 ヘッドライト

4. ライフサイクルコスト低減

油圧システムは、優れた操作性と燃費を実現し、お客様から高い評価を得ている従来機の油圧システムをさらに進化させた。油圧システムは、従来機より改良を加えた最新の油圧システム「HIOS V（ハイオスファイブ）」（国土交通省の新技术活用システム（NETIS）登録技術）である。

「HIOS V」を搭載することで、操作性はそのままにさらなる燃費低減を実現するとともに、多種多様なアタッチメントへの対応力を強化している。微操作時や軽負荷の油圧ロスを低減することで、作業量は従来機以上としながら、大幅な燃費低減を実現している。PWRモードで比較して従来機に対して19%（※1）の燃費を低減する。

アタッチメントへの対応としては、複合操作する際に優先する側のスピード調整をモニタ上で設定することが可能となり、オペレータは自分好みのスピードのバランスが設定可能となる。

※1：燃費データは自社内実測比較結果による。作業条件により変わる。

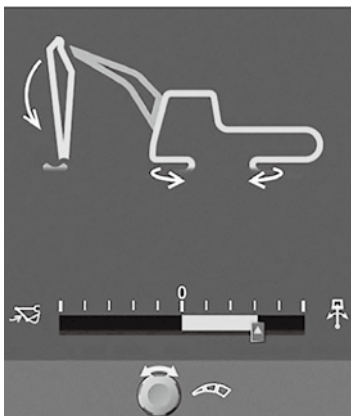


図 モニタでのチューニング機能

5. 基本仕様

表 ZX125W-7 主な仕様

項目		ZX125W-7
標準バケット容量	(m ³)	0.45
運転質量	(t)	14.2
エンジン定格出力	(kW/min-1)	100
最大掘削半径	(mm)	7,910
最大掘削深さ	(mm)	4,840
最大掘削高さ	(mm)	9,170
最大ダンプ高さ	(mm)	6,740
バケット最大掘削力（昇圧時）	(kN)	94
旋回速度	(min-1)	9.8
走行速度（高/低）	(km/h)	38/9.3
全長（走行時）	(mm)	7,445
全幅（バックミラー除く）	(mm)	2,490
全高（走行時）	(mm)	3,460
後端旋回半径	(mm)	1,740
フロント最小旋回半径	(mm)	1,750



写真 ZX125W-7標準仕様

6. おわりに

これからも、革新的で信頼性の高い製品とソリューションを組み合わせ、世の中に提供し、お客さまに寄り添いながら豊かな大地と豊かな街づくりに貢献し、所存である。

イラスト災害事例

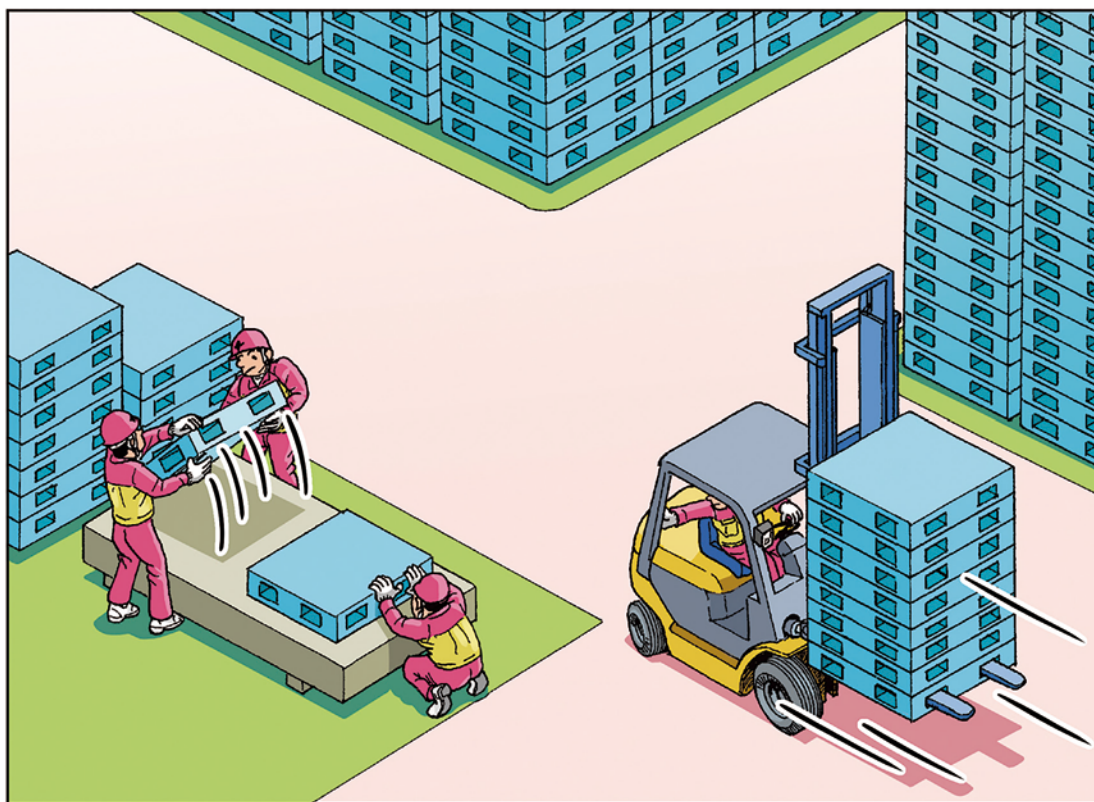
車両系荷役運搬機械および車両系建設機械・高所作業車（特自検対象機械）の労働災害事例について、災害発生前と発生後をイラストにして説明しています。職場の皆様ご覧になり、安全作業、危険予知活動等にご活用ください。

1. 車両系荷役運搬機械の災害事例

【分類】 起因物：フォークリフト 事故の型：飛来・落下

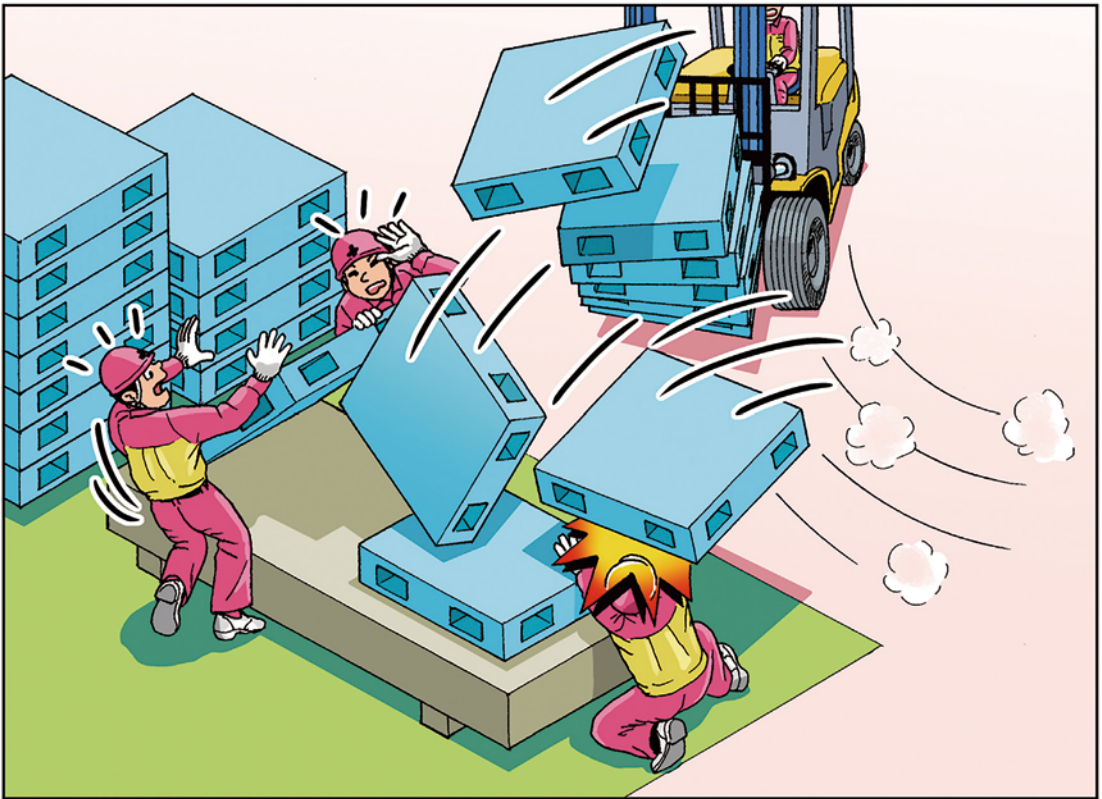
1-1 どんな危険が潜んでいるのでしょうか…（この状況で予知される災害は？）

段積みされたパレットをフォークリフトで運搬しています。後進しながら旋回し、検査台にパレットを載せようとしています。



1-2 どうすれば防げるでしょうか… (こんな災害が発生しました)

旋回したところ、運搬していたパレットが崩れ、検査台でパレットの点検作業をしていた作業者の頭上に落下しました。また、近くにいた作業者2名にもパレットがぶつかり負傷しました。



【災害発生防止のポイント】

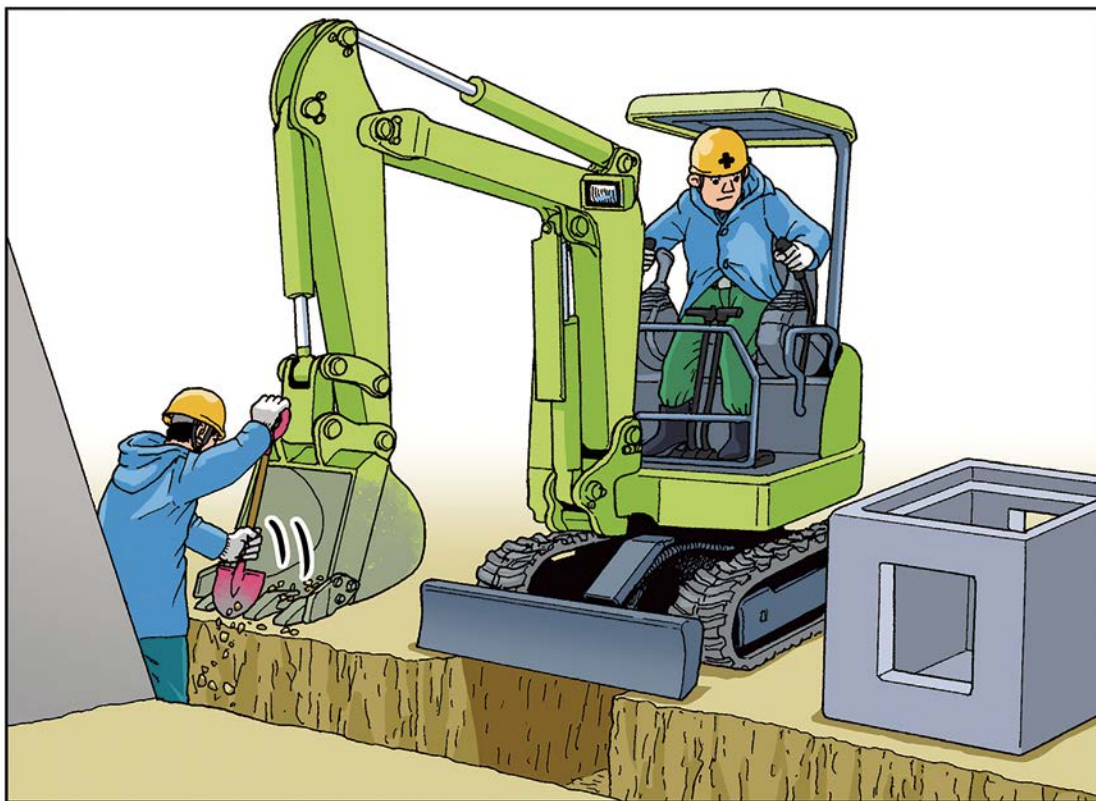
- 積載物はフォークの根本まで差し、走行時はフォークを地面から15～20cmの高さにし、マストを最後傾状態にする。また急発進、急旋回、急停止を行わない。
- バックレストの高さを超えてパレットを積載しない。また段積みして走行する際は、パレットが落下しないよう固定する等の措置をとること。
- 「パレット荷降ろしの際は、点検作業者は検査台から離れる。また、運転者は作業者が離れたことを確認してからパレットを荷降ろしする」など作業計画を事前に作成し、作業関係者に周知すること。

2. 車両系建設機械等の災害事例

【分類】 起 因 物：掘削用機械 事故の型：はさまれ・巻き込まれ

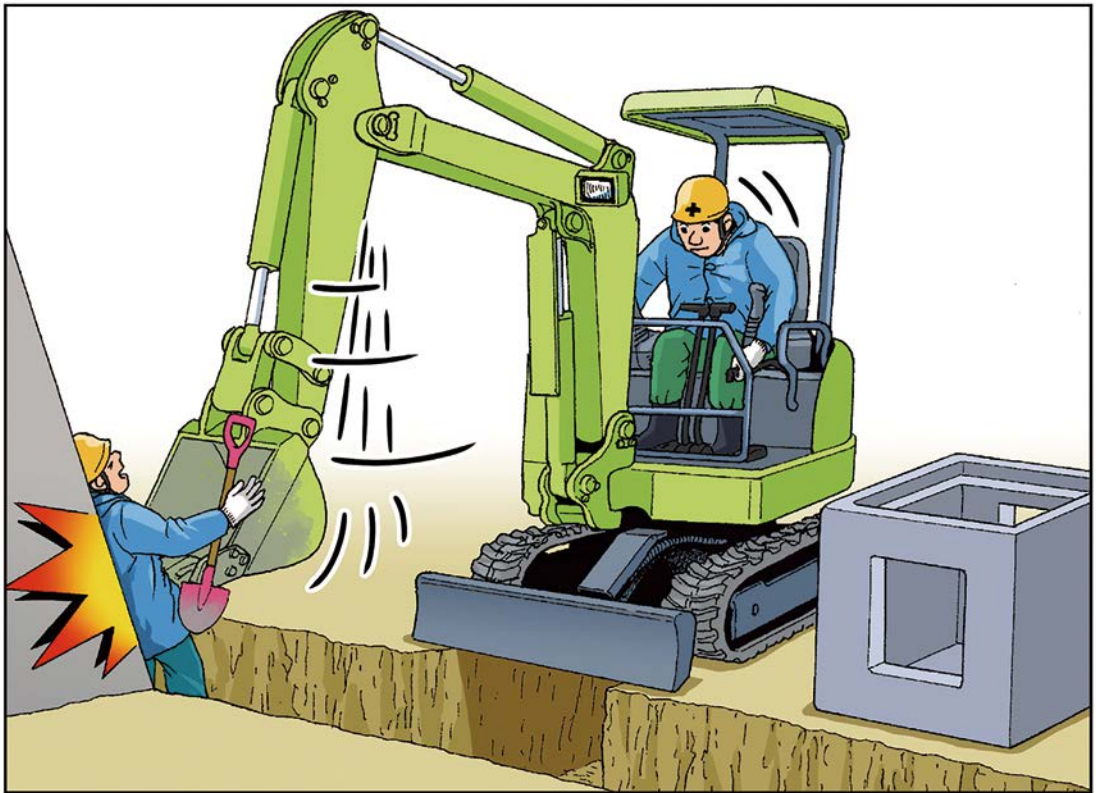
2-1 どんな危険が潜んでいるのでしょうか…（この状況で予知される災害は？）

道路工事において、集水枡の床付け、砕石基礎作業中、作業者がコンクリート擁壁の近くで、ドラグ・ショベルのバケットに入った砂利を掻き出した後、ドラグ・ショベルの運転者がバケットを動かそうと、ロックレバーを解除しました。



2-2 どうすれば防げるでしょうか… (こんな災害が発生しました)

解除したとき、左側の操作レバーが運転者の服の裾に引っかかっていたため、バケットが誤動作し、近くにいた作業者がバケットの爪とコンクリート擁壁との間に腹部を挟まれました。



【災害発生防止のポイント】

- 運転者は運転に適した服装とし、なおかつ服の裾や袖のボタン等は正しくかけておくこと。
- 作業者は砂利を掻き出した後、ドラグ・ショベルの作業半径内から離れること、また運転者は作業者が離れたことを確認してから操作を行うこと。

安全・技術講座

第77回

我が社のセールスポイント

富山県支部
砺波重機株式会社

「我が社のセールスポイント」は、会員同士が切磋琢磨する情報を提供する場として、通年表彰の「企業賞」の受賞企業に「安全管理」、「整備・検査」、「法令遵守」、「技術開発・考案」、「環境」などについて執筆していただき、労働災害防止活動や技術開発・改良・考案等に対する意欲の向上を図ることを目的としています。

267号から、令和5年に表彰された企業をシリーズで紹介していますが、今回は富山県支部の砺波重機様（株）様に執筆をお願いいたしました。

1. はじめに

当社は、1968年9月、富山県東砺波郡井波町に建設機械の整備を目的に発足した株式会社斉藤組重機部が新たに、1971年2月に土木建設機械・各種産業機械・特殊車両の販売、整備及びリース・建設機械荷役車両検査業・指定自動車分解整備事業認証の事業内容を柱とする「砺波重機（株）」として設立されました。

以来、「お客様の立場に立って、質の良いサービスを納期厳守と、適正なコストで提供し信頼を得る。」を社是として社内外に示し、事業を行ってきました。そして1988年1月に（株）小松製作所ディーラー基本契約締結後、本格的に事業のスタートを切りました。

この地域は富山県内でも豪雪地帯と知られ、除雪への対策は官民一体となり強化されており、そのため、除雪車両の整備も行っています。

現在、各メーカー8社と指定工場等の契約を結び、正に地域密着型企業として持続可能な地域社会実現を目指し活動しています。



本社・工場全景

2. 会社概要

名称：砺波重機株式会社

所在地：富山県南砺市岩屋464番地

設立：昭和46年2月

代表者：代表取締役 斉藤 志郎

資本金：1,050万円

売上高：7億3,000万円（令和5年3月期）

従業員数：男21名 女4名 計25名

営業所：富山県南砺市利賀村1ヶ所

事業内容：建設機械・荷役車両・除雪車両等の整備、メンテナンス・保守・サポート・販売・リース・レンタル等

保有する資格：自動車分解整備事業・指定自動車整備事業・特定自主検査事業

登録機種：

- ①整地・運搬・積込み用機械（ブルドーザー・ホイールローダー・モーターグレーダー他）
- ②掘削用機械（油圧ショベル）
- ③解体用機械（ブレイカー・鉄骨切断機・コンクリート圧砕機・解体用つかみ機等）
- ④締固め用機械（ローラ）
- ⑤不整地運搬車
- ⑥フォークリフト

特自検の実施：特自検有資格者 12人

特自検実施台数：539台（令和4年度実績）

3. 協会事業への参加（富山県支部）

登録年月日：昭和54年7月19日

平成2年理事に就任以来、支部運営に尽力し、平成4年4月より巡回指導員を派遣しています。

また平成19年5月から28年5月まで9年間、当時社長（現会長）の斎藤啓作が支部長を務め、支部事業運営に協力してきました。

4. 安全管理の取組

健康を保ち危険がない中で、安心して働くことができるように、毎朝の点呼での服装チェック・目視による体調確認とともに、労働災害に関する注意喚起を行います。毎週金曜日の始業前には、全従業員で敷地内や工場を清掃し、整理整頓を実施しています。またコマツからの通達や災害情報等が入り次第、点呼時に口頭で伝え、掲示板に張り出し周知しています。

業務上、屋外での作業もあるため、暑さ寒さ対策にも毎年、防寒着また熱中症予防の備品や飲食物等を積極的に取り入れ対応しています。

時代の流れとともに、近年メンタルヘルス対策が重要であるため、相談窓口を設置しました。さらに科学物質規制による対応や、従業員の中に高齢者もいますので、職場環境づくりを整える努力を惜しみなく進めています。

従業員とその家族の健康と安定した生活を守るために、様々な取り組みを行っています。

まず、年間休日については113日から120日（今年度）にとし、完全週休二日制を目標としました。結果的に家族との時間が増えたことで、とても喜ばれています。また有休取得も時間単位としています。遅刻や早退に加え外出等にも利用できる、ほぼ全従業員が有効活用しています。

その他、将来のためiDeCo掛金の補てん、入院費用の負担など、従業員が業務に専念できるための仕掛けを行っています。

年に1度の全従業員の定期健康診断も完全受診しており、合わせて関係機関の健康指導も完全実施しています。その甲斐があつてか「健康経営優良法人」に2年連続で認定されました。

交通事故防止については、安全運転管理者を中心に社有車・マイカーの事故防止の徹底を図るため、年1度全従業員を集めて地元の警察署に講師を依頼し「交通安全教室」を開催しています。また毎年SDカードを申請して運転記録を管理し、無事故無違反の成績優秀者には副賞を添えて表彰しています。これは結構みんなに喜ばれています。逆に社有車で事故を惹起した場合は、事故報告書を提出させ再発防止の対策につ

いて、当事者を中心に話し合い、対策を周知徹底します。

5. コンプライアンスの取組

お客様の信頼に応えられるよう法令遵守を基本として、毎年能力向上教育・実務研修・安全教育等、積極的に参加し、検査資格者の意識高揚と検査業務を適切に行うため、チーム化して特定自主検査・分解整備作業を実施しています。

そしてハラスメントについては多種多様化していますが、当社では「小さな会社だから」「こんな田舎では」「これくらいなら」と云う考え方ではなく、断固たる処置をするべく就業規則を改定しました。そして従業員が快く働けるよう日々、目を配らせ管理しています。

6. 技術開発・考案活動の推進

3年前に従業員からアイデアや改善提案を求めることを目的に、「ボイスBOX」を設置しました。業務に関する「無駄はないか?」「こんなやり方があるのでは?」「この作業を行う際に、この道具を使うとミス無く時間短縮になる」等々。これまでいろいろ意見があり、少しずつでも改善していけば良いと考えています。そして実際に採用されると、朝礼等で紹介し副賞を贈っています。



ボイスBOX

7. 技能講習、特別教育の実施

メーカー主催の研修会へ積極的に参加し、学んだ事を報告書にまとめ実機を使い勉強会を実施しています。また外部講師を招き、安全衛生・保守・サポート・法改正等の社員教育も実施しています。



実機を使用した勉強会



外部講師による社員教育

サービス課でクレームや事故案件が発生した時は、速やかにクレーム・事故報告書を提出し、サービス技術部会（役員・超ベテラン従業員がメンバー）で原因を分析します。そして再発防止策を協議し、まとめたものを翌日の始業前にサービス課とサービス営業全員を対象に、講習会を開き徹底します。さらにその講習会内容を文章にまとめ、参加者全員に配付しています。



講習会実施状況（写真上下とも）

その他、コマツからのWeb教育（総合的）なども、すべて対象の従業員が受講しています。

8. 環境への配慮

廃油、残土、金属ゴミ、古紙、一般ゴミ、廃バッテリー、溶接ヒュームを分類別に収集し、各リサイクル業者に回収を委託し処理しています。

事務所・工場の照明をLED化するとともに、不要な照明は点けないこと徹底し、電力消費量低減に取り組み、環境へ配慮した会社を目指しています。

9. おわりに

整備業を取り巻く環境は時代の流れとともに大きく変化しています。特に技術革新がIT化により凄まじく進化し、日々研鑽に努めなければなりません。

さらに人材の確保は大変難しい状況ですが、人員確保の一環として昨年度全社員を対象に生活の一助になればと、インフレ手当を二度の賞与に合わせ支給しました。これは社員の笑顔は元より、地元メディアにも取り上げていただき本当に良かったと思っています。

持続可能な社会の実現と地域への貢献度も高く、この事業はなくてはならないものと考えますので、大いなる未来に向け、是非とも男女を問わず若い人たちに興味をもっていただき、この仕事に飛び込んで来てほしいと切に願っています。

結びに、事業規模の小さな弊社が「企業賞」表彰の栄に浴することを誠に恐縮に存じますとともに、これを契機として貴協会ならびに業界の限りない発展に寄与して参る所存です。

[取締役事業本部長 中山 恵]

製品紹介

製品名	20トンクラス 新型電動ショベル「PC200LCE-11」	コマツ
発売年月	令和5年10月以降（レンタル開始）	

■概要

コマツは、このたび、リチウムイオンバッテリーを搭載した20トンクラスの電動ショベル「PC200LCE/210LCE-11」について、国内および欧州市場へレンタル機として10月以降に導入を開始する予定です。

当該機は、2021年1月よりプロテラ社と共同開発してきた機種であり、世界の各分野の高負荷対応や商用の車両向けに実績があるプロテラ社提供のリチウムイオンバッテリーを搭載しています。お客さまの現場での実証試験を経て、昨年10月の「bauma 2022」や本年3月の「CONEXPO-CON/AGG 2023」へ展示した製品を、このたび、レンタル機として市場に導入します。

■主な特長

1. 環境性・経済性

- バッテリー駆動式で人と作業環境にやさしい排気ガスゼロを実現

2. 快適性・安心

- 大容量リチウムイオンバッテリーによる稼働時間の確保
451kWhのリチウムイオンバッテリーを搭載しておりフル充電で約8時間※1の稼働が可能。付属の充電器を活用してのフル充電は約9時間※2です。
- 静音性に優れた電動モーターで車体騒音・周囲騒音を大幅低減
- エンジンによる車体振動がなくなりオペレーターの疲労を軽減
- 車体からの発熱量低減で、快適な作業環境を実現

3. 安全性・信頼性・整備性

- 安全性・信頼性に優れたバッテリーコンポーネントを搭載
世界の各分野の高負荷対応や商用車両向けに

実績があるプロテラ社提供のリチウムイオンバッテリーと、作業機操作のための油圧ポンプ、コントローラー、電動モーターなどのコンポーネントを、コマツ独自のすり合わせ技術により協調させることで、車体制御システム全体を最適化するとともに、堅牢なバッテリーの保護構造を開発しました。

※1 作業条件や稼働状況により異なる

※2 電源環境により異なる

■主な仕様

項目	単位	PC200LCE-11	
バケット容量	m ³	0.80	
輸送時寸法	全長	mm	9,660
	全幅	mm	2,980
	全高	mm	3,130
後端旋回半径	mm	3,020	
機械質量	kg	24,400	
モーター出力	kw	123	
バッテリー容量	kwh	451	



20トンクラス 新型電動ショベル「PC200LCE-11」

■問合せ先

コマツサステナビリティ推進本部
コーポレートコミュニケーション部
〒107-8414 東京都港区赤坂2-3-6
TEL：03-5561-2616
URL：https://www.komatsu.jp/ja

※ ニュースリリース送付先：〒101-0051千代田区神田神保町3-7-1ニュー九段ビル9F
(公社)建設荷役車両安全技術協会広報部
または E-mail：koho@sacl.or.jp まで

製品名	超小旋回型ミニ油圧ショベル 3機種	キャタピラージャパン合同会社
発売年月	令和5年9月	

■概要

キャタピラージャパン合同会社は、Cat 303 SR、304 SR、305 SR 超小旋回型ミニ油圧ショベル3機種を9月1日より販売開始しました。

今回発売のCat 303 SR、304 SR、305 SRは、従来機 FIGA 030ESR、040ESR、050ESRからのフルモデルチェンジ機で、「もっと使いやすく、より安全に現場をサポート」をキーコンセプトに、下記特長を備えた次世代超小旋回型ミニ油圧ショベルとなります。

■主な特長

1. “もっと使いやすく”を追求した独自の機能

(1) 現場・作業にあわせ操作性を調整できる作業機操作チューニング

ジョイスティックレバーからの電気信号を元に、油圧ポンプの吐出量やコントロールバルブの各スプールの動きを電子制御する次世代型油圧システムを採用しています。作業機のスピードとジョイスティックレバー反応速度を、それぞれ3段階ずつモニターで変更でき、現場の状況や作業内容、オペレータの技量や好みに合わせた作業機操作チューニングが可能となります。

(2) 左手1本で走行操作が可能なスティックステア

左ジョイスティックレバー1本の操作で走行(前後進、左右操向)が可能なスティックステアモードに簡単に切り替えることができます。

(3) 走行を伴う作業を効率アップさせるクルーズコントロール

レバー操作なしで直進走行できるクルーズコントロールを装備しています。スティックステアモード走行時に、左ジョイスティックレバー前側のボタンを押すとその時の走行状態を維持し、操作レバーを保持しなくてもそのまま走行できます。

2. 作業効率を高め、安全をサポートする機能

(1) オフセットブームを楽々操作

左ジョイスティックレバー上のスライドスイッチで、ブームオフセットの操作ができます。スライド量に応じて、ブームオフセットの作動速度を調整ができ、スムーズで安全な作業を実現します。

(2) バケットと運転席との接触を防ぐ干渉防止システム

ブーム上げ操作時に干渉領域にバケットが近づくと、アームを自動制御して運転席を回避するように動くため、作業機を止めずに※、効率の良い作業が可能です。また、アームのかき込み量をモニターで3段階(バケット/平爪/ブレード)

カ)切替可能です。※アームイン操作時、作業機は止まります。

(3) 簡単設定でブーム角度(高さ)を制限

ブームが可動する角度(高さ)を制限でき、設定以上に操作しても、ブームが自動停止し、より安全で効率的な作業が可能です。

3. あらゆる現場にフィットする充実の装備

(1) ブレードフロート機能

ブレードにフロート(浮き)機能が標準装備されており、ブレードの自重を利用した整地作業がブレードレバーをフロートポジションに入れるだけで簡単に行えます。

(2) クローラ拡幅機構(304 SR)

クローラ幅を収縮時:1,470mm、拡幅時:1,900mmに変更できます。

(3) 使い勝手をサポートする装備

カラー液晶モニター、パスコードエンジンスタート、高さ調整機能付きアームレスト、巻込み式シートベルト等使い勝手をサポートする充実の装備品を標準搭載しています。

■主な仕様(キャノピ、ラバーベルト仕様)

		303SR	304SR	305SR
機械質量	kg	2,990	3,700	5,315
機体質量	kg	2,195	2,685	3,915
標準バケット容量(新JIS)	m ³	0.09	0.11	0.22
掘削力(アーム)	kN	18.2	18.8	27.9
掘削力(バケット)	kN	27.0	31.2	43.3
輸送時	全長	mm	4,130	4,640
	全高(トラック全幅)	mm	1,550	1,470
後端旋回半径	全高	mm	2,520	2,570
		mm	775	845
エンジン定格出力/回転数	kW/min ⁻¹	17.6/2,400		33.6/2,400



Cat® 303 SR ミニ油圧ショベル

■問合せ先

キャタピラー

小型製品販売促進部

〒220-0012 神奈川県横浜市西区みなとみらい3丁目7-1

TEL. 045-682-3438

※ 編集の都合により、ニュースリリース記載内容の一部を省略することがあります。掲載は無料です。

製品名	リーダレス型基礎機械「RX3300-7」	日立建機株式会社
発売年月	令和5年8月（受注開始）	

■概要

日立建機株式会社は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」2014年基準に申請予定の、杭打ち工事などに用いられるリーダレス型基礎機械RX3300-7を、日本国内向けに8月1日より受注開始しました。

基礎機械では、スクリュや杭などの打設・引き抜き時の角度をガイドする「リーダ」をフロント部分に備えるタイプが一般的です。しかし、リーダの設置や撤去にはクレーン作業が必要になる場合があるほか、フロント先端に重量のあるリーダを備えるため、アームが伸ばせず作業範囲が狭くなってしまいます。日立建機のリーダレス基礎機械RXシリーズは、多関節のフロントを備えており、そのうち2本のアームを独自技術で制御します。1本のレバー操作でアーム先端を水平・垂直に移動させることが可能で、リーダ無しで高い精度でスクリュによる掘削や杭の打設を行うことができます。リーダレスのためクレーン作業が不要となるほか、広い作業範囲の確保や柔軟なフロント姿勢での作業が可能です。

■主な特長

1. 1本のレバーでアーム先端を水平・垂直に制御可能

日立建機の独自技術により、スクリュや杭などの打設・引き抜きの角度を設定すると、それぞれのアームを個別に操作することなく、一本の操作レバーでアーム先端を直線的に移動できます。これにより、簡単な操作で精度の高い杭打ち作業を実現可能で、壁際や高さ制限のある狭い場所などでの作業性を高め、オペレータの疲労を軽減します。

2. 現場に応じてさまざまな作業に対応

油圧システム「TRIAS III（トライアススリー）」により、フロント動作速度が大幅に上昇し、シリンダ力の強化により引き抜き能力も平均で22%向上しました*。アームの高さ制限機能を装備し、架線などがある場所、橋や高速道路の高架下など、高さ制限のある狭い現場での作業を容易にします。また、地盤に対して垂直な施工だけでなく、最大30度まで任意の斜杭角度を設定することが可能です。

*従来機RX3300-3のファーストアーム（機体に一番近いアーム）が96度時の比較

3. 安全性と操作性を向上

標準搭載の周囲環境視認装置「AERIAL ANGLE（エアリアル アングル）」により、機体周囲を映像で

確認することが可能です。また、運転室内のモニタにRXシリーズ専用の情報を集約して表示し、フロント先端位置などの機械状態を確認できるほか、使用するアタッチメントに合わせて油圧の圧力・流量調整や各種制御を設定することも可能です。

■主な仕様（標準クローラ仕様）

項目	RX3300-7
運転質量 (t)	39.8
エンジン定格出力 (kW/min ⁻¹)	210/1,900
旋回速度 (min ⁻¹)	6.9
走行速度(高/低) (km/h)	5.0/3.2
登坂能力 (%)	36
クローラ全幅 (mm)	3,190
キャブ全高 (mm)	3,290
後端旋回半径 (mm)	3,600
垂直軌跡速度 (m/min)	13~15
垂直軌跡精度 (mm)	±50

注) 単位は国際単位系 (SI) による表示。



リーダレス型基礎機械「RX3300-7」

■問合せ先

日立建機株式会社
ブランド・コミュニケーション本部 広報・IR部
広報グループ
〒110-0015 東京都台東区東上野二丁目16番1号
電話：03-5826-8152

※ 掲載は、定期又は特定自主検査の対象機種とそのアタッチメント、関連商品及び検査測定器です。

Topics

令和4年度 考案賞受賞企業を訪ねて

第2回 銀賞受賞 「フォーク脱着治具」

考案者：茨城県支部 日立建機ロジテック株式会社 コンストラクション物流部
菅原 亮

267号より、令和4年度（令和5年表彰分）考案賞入賞作品中、金賞、銀賞受賞8作品について、考案者の方に直接お話を伺い、考案に至った理由やご苦労話等をシリーズで紹介しています。

第2回は、銀賞を受賞した茨城県支部・日立建機ロジテック(株) コンストラクション物流部に所属する菅原さんがリーダーを務めた小集団活動の作品となります。

なお、受賞作品の詳細内容は、機関誌266号（2023年7月号）31頁をご覧ください。

1. 事業所概要

日立建機ロジテック(株)は、1999年10月に日立建機グループの物流を総合的に担う会社として、設立されました。日立建機グループの製造工場で作られる建設機械の部品調達、出荷における梱包、輸送手配の他、海外へ製品を輸出するための貨物船や航空機手配などの事業を展開、またフォークリフト等運搬機械・荷役機器の販売、修理も行っています。本社のほか、国内20拠点、海外2拠点を構えています。

本社は、日立建機(株)土浦工場内に所在し、本社に所属するコンストラクション物流部（註：令和5年4月に倉庫・梱包物流部より改称）では隣接する工場で、フォークリフト、牽引車等の構内物流機器の修理、自主点検、特定自主検査（以下、特自検）等を実施しています。

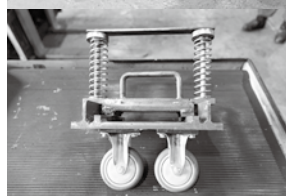
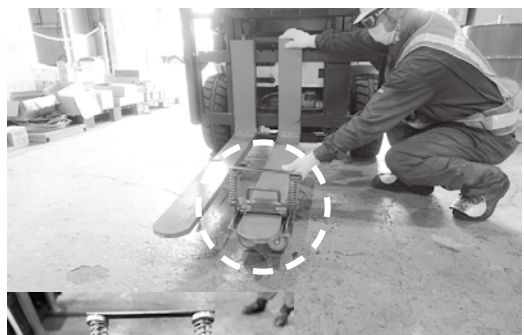
幅約15m×奥行約27mの工場建屋内では、年間に修理・点検約400台、特自検（検査業者および事業内検査）約400台を実施しています。



工場全景

2. 受賞作品

(1) 作品名：「フォーク脱着治具」



考案した受賞作品

今回の考案作品は菅原さんがリーダーを務めた小集団活動（グループ名：「KST」）の成果となります。

(2) 概要

フォークリフトを点検、特自検等で代車と入れ替える際、フォークの交換（付け替え）作業が多く発生しています。従来のフォークの先端を手で持ち上げる交換方法では、腰への負担が大きく、手足の挟まれ等のリスクがありました。（4tフォークリフト用長さ4mのフォーク先端を持ち上げたときの重量：実測55kg）

また交換作業の最初には、フォークをリフトブラケット中央部に合わせる際、推奨される作業手順の通り、フォークを「足」で押し、横移動させています。



フォークを「足」で横移動



フォーク先端を持ち上げ

そこで今回、フォーク交換（付け替え）時、手で持ち上げていた作業を、考案した治具でフォークを受け、マストを下げることでフォーク先端が上がるよう作業方法を変更しました。これにより、作業冒頭のフォークの横移動も「手」で行えます。



考案した治具での作業風景

3. 考案者の横顔

考案者の菅原さんは、入社26年目の熟練者で、コンストラクション物流部・機装係の一員として、入社以来当工場および常陸那珂臨港工場でフォークリフトの検査員を務めています。

今回同席していただいたのは上職の機装係・チームリーダーの山崎さんおよび治具考案当時の倉庫・梱包物流部の部長代理であった星川さんです。

山崎さんは、機装係のチームリーダーとして、チームのマネジメントと修理業務も行っていきます。また星川さんからは、当小集団活動のテーマ選定時に多大なるアドバイスをいただいたそうです（なお、星川さんは令和5年度より茨城県支部の理事に就任されました）。



「KST」サークルメンバー集合
 (後列左端：星川氏、その隣：菅原氏
 前例中央：山崎氏)

4. 考案者との一問一答

以下、菅原さんとの一問一答です。

Q1：考案のいきさつを少し詳細に聞かせてください。

A1：腰痛や手足の挟まれリスクを低減したかったのは、もちろんですが、推奨されている作業手順にも疑問を抱きました（フォークを「足」で横移動、重量物である長フォーク先端を「手」で持ち上げ等）。また、メカニックの新入社員が配属されたこともあり、楽に、安全に作業が出来ないか改善すべく、考案にいたりしました。

Q2：どのくらいの期間で考案（制作）したのですか。

A2：2021年9月の第3週目から2022年2月末までの約5か月間です。小集団活動の予定より少し長くなってしまいました。（理由はA4の項参照）

Q3：このアイデア（形状）が浮かんだ理由は。

A3：すぐにこのアイデア（形状）が浮かんだわけではありません。皆で話し合い、当初、2つの試作品を制作しましたが、治具の重量がともに15kg

未満（*）にならず、再検討の結果、2つの試作品の良い所を取り込んだものが、今回の治具となります。（*：工場内規で手持ち治具重量は15kg未満）

Q4：この考案で考慮、苦心した点は。

A4：実は整備要領が完備され、作業方法を変えなくてもいいのではとの否定的な声も上がりました。ただ何とか改善すべく試作品を作る段階になると、メンバーのモノづくりの血が騒ぎだし、多くの活発な意見がでて（うれしい悲鳴）、一つの形にまとめるのに時間が掛かってしまいました。そのため製作期間が予定より少しオーバーしました。

Q5：試作費用はいくらですか。

A5：不要材を利用し、加工等も自身で行ったため材料費も外注費も発生していません。

Q6：その他の効果はどうですか。

A6：フォークを手で持ち上げる作業がなくなったのはもちろん、手持ち重量15kg以上のフォーク交換作業では、2人作業から1人作業にできました。

Q7：実際に使用した作業員の声は。

A7：4tフォークリフトのフォーク（先端持ち上げ重量約55kg）でも負荷なく、簡単に脱着でき、ずばり、腰に負担がなくなったとの声が多いです。

A8：さらに改善する点はありますか。

Q8：治具のキャスターを凸凹のある地面でも追従させたいとの話が出ています。現在具体的には着手していませんが、スプリング等を挿入し、キャスターを多少押し付ける形にすれば可能かもしれません。

Q9：次なる考案は。

A9：リーダを交代し、KSTサークルとして、新しいテーマにすでに取り組んでいます。

Q10：素晴らしい作品を考案する秘訣は。

A10：「固定観念を捨てる」こと。たとえマニュアルに記載があっても全てが正しいわけではなく、疑うことも必要だと思います。

Q11（山崎チームリーダへ）：受賞者の菅原さんは職場ではどのような方ですか。

A11：仲間とコミュニケーションを良くとっています。また後輩にも優しく、新人には丁寧に作業を教えています。メカニックの中では中心的存在で、汗も知恵も出る頼もしい存在です。



5. 取材を終えて

今回は小集団活動の改善事例でした。取材後、小集団活動の報告書をいただいたのですが、とても内容の充実したボリュームのある資料にビックリ！（そのすべてをここに記載できず残念）。菅原さんがリーダーシップを発揮し、何回も改善のサークルを回し、メンバー全員が本テーマに真摯に取り組んだことがうかがえました。

また、「固定観念を捨てること、例えば推奨される作業手順でも疑うことが必要」との言葉も印象的でした。

すでに新しいリーダのもと、小集団で新たなテーマに取り組んでいるとのこと、この様子では再度考案賞に応募していただけることでしょう。今後とも活発な小集団活動を！

[広報部：水島 記]

受賞者より	上職者より
<div data-bbox="161 1112 318 1290">  </div> <div data-bbox="333 1108 632 1197"> <p>日立建機ロジテック株式会社 コンストラクション物流部 土浦グループ 機装係</p> </div> <div data-bbox="333 1224 509 1257"> <p>菅原 亮 さん</p> </div> <div data-bbox="161 1306 669 1605"> <p>考案賞銀賞を頂き有難う御座いました。 今回、私がリーダとして小集団活動として行った改善で、まさか賞を頂けるとは思わなかったので、協力してくれたメンバー達と共に大変嬉しく思っています。 普段、当たり前に行っていた作業での改善でしたので、なかなか思い通りに行かないことも多くありましたが、今後も日々の当り前の業務に疑問を持ち、改善活動を行っていきたいと思います。</p> </div>	<div data-bbox="710 1112 867 1290">  </div> <div data-bbox="882 1108 1181 1197"> <p>日立建機ロジテック株式会社 コンストラクション物流部 土浦グループ 機装係</p> </div> <div data-bbox="882 1224 1219 1257"> <p>チームリーダ 山崎 太平 さん</p> </div> <div data-bbox="710 1306 1219 1605"> <p>今回、考案賞を頂き有難う御座いました。 固定観念（作業手順）がある中で試作を繰り返し、都度話し合いを行いながら作業手順から改善を行い、それをやり遂げる事が出来、今回リーダを務めた菅原をはじめ係員全員の自信になったかと思えます。 今後もリスク低減が出来る様な改善活動を推進して行き、また考案賞へエントリー出来るようにしたいと思います。</p> </div>

お知らせ

令和6年標章 頒布価格変更について

公益法人が行う公益目的事業について、コロナ禍の影響により研修や巡回指導等の事業を中止または縮小せざるを得ない状況から、事業支出が減少し収支相償が満たされなくなるため、令和4年標章及び令和5年標章の価格を30円引き下げる緊急措置を行いました。

令和5年度については、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行になったことに伴い、協会の活動もコロナ禍以前に戻るようになります。

つきましては、令和6年標章の頒布価格を下表の通り、従来の価格へ戻すことにしました。

令和6年標章 頒布価格

(消費税別途)

品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査済標章（事業内）	BP-LH-06	300円	900円
特定自主検査済標章（検査業）	BP-LR-06		
定期自主検査済標章	BP-LRI-06		

お知らせ

令和5年度「中央労働災害防止協会 緑十字賞」を受賞！
福島県支部前事務局長 菅野 茂氏が受賞

令和5年度の「中央労働災害防止協会 労働安全衛生活動表彰」において、当協会・福島県支部前事務局長である菅野茂氏が「緑十字賞」を受賞されました。福島県内の産業安全推進に多大なる貢献をしたことが認められたものです。

表彰式は9月27日に愛知県名古屋市で開催された全国産業安全衛生大会 総合集会において行われ、表彰状が授与されました。受賞のお祝いを申し上げるとともに、会員の皆様にお知らせいたします。

□ 菅野 茂氏（福島県支部 前事務局長）



福島県支部
前事務局長
菅野 茂氏

菅野前事務局長は、平成25年8月から令和5年7月まで（公社）建設荷役車両安全技術協会福島県支部の事務局長として、とくに建設荷役車両に係る特定自主検査の未実施車両対策の推進、特定自主検査資格取得研修や安全教育等の実施のほか、巡回指導員によるパトロールの実施などの支部事業を10年に亘り取り組み、特定自主検査制度の適正かつ円滑な推進に尽力されました。これらの活動が、福島県内の産業安全推進に多大なる貢献をしたと評価されました。

緑十字賞：長年にわたり我が国の産業安全又は労働衛生の推進向上に尽くし、顕著な功績が認められる個人及び職域グループ等に授与される賞。（主催：中央労働災害防止協会（中災防））

建 荷 協 の 動 き

(令和5年8月1日～令和5年9月30日、
ただし、会員入会状況、新入会員名簿は令和5年6月1日～令和5年9月30日)

常設委員会

令和5年度 第2回特自検委員会

月 日：令和5年9月6日(水)

場 所：建荷協本部会議室

議 事

1. 令和5年度特自検強調月間について
2. 令和5年度新任巡回指導員研修会開催について
3. 巡回指導(特自検普及)の活性化について
4. 図書改訂(案)
5. 検査指針変更に伴う記録表記入について
6. その他(行政処分事案)

令和5年度 第2回検査・整備技術委員会

月 日：令和5年9月27日(水)

場 所：Web会議

議 事

1. 令和5年度検査・整備技術委員会活動経過報告
 - ・委員会及び分科会活動・図書改訂について(マニュアル・記録表)
 - ・機関誌「技術解説」依頼状況
2. 今後の活動予定
 - ・「特定自主検査強調月間」広報活動について
 - ・「考案賞」募集・現地視察(高知、技研製作所)

令和5年度 第2回研修委員会

月 日：令和5年9月19日(火)

場 所：(株)日立建機カミーノ本社工場

議 事：

1. 日立建機カミーノ工場見学他
2. 令和4年度研修・教育実績について
3. 令和5年度研修・教育計画について
4. 令和5年度本部研修日程について
5. 第2回委員会開催日程について
6. その他(質疑等)

令和5年度 第3回広報委員会

月 日：令和5年9月15日(金)

場 所：建荷協本部会議室

議 事：

1. 機関誌中期編集計画の検討(268号～270号)
2. 製品紹介(268号掲載分)
3. イラスト災害事例の検討(268号掲載用初回案)
4. 令和5年度特自検強調月間リーフレットとポスター制作
5. 令和5年度特自検強調月間広報活動
6. 令和6年特自検啓発年間ポスター制作
7. 令和5年度工場取材見学会のご案内
8. 令和5年度広報委員会開催スケジュール
9. 令和5年度広報委員会名簿
10. その他(リース・レンタル業広報委員について、連載講座新テーマについて他)

会員入会状況

令和5年6月1日から令和5年9月30日までの会員の入会状況は次のとおりである。

種別	対象業種別	会 員 数 (社)			
		令和5年 5月末 会員数	令和5年6月1日～ 令和5年9月30日間異動		令和5年 9月末 会員数
			入 会	退 会	
正 会 員	製造業	26			26
	建設業	311	4	3	312
	荷役業	85		1	84
	製造工業等	42	1		43
	リース・レンタル	682	2	4	680
	検査・整備業	2,833	11	9	2,835
	その他業種	176	2	2	176
賛 助 会 員		17			17
総 数		4,172	20	19	4,173

新入会員名簿

会員番号	名 称	〒	所在地	電話番号
30909	(株)ひびき建設	370-3344	群馬県高崎市巾里見町999	027-374-4843
30910	三丹開発(株)	620-0928	京都府福知山市奥野部35番地1	0773-23-1119
30911	(株)源建設	949-3445	新潟県上越市吉川区原之町1856-4	025-548-3900
30912	(株)西山産業	920-2501	石川県白山市白峰チ25番地	076-259-2236
50151	(株)スミテックエンジニアリング	750-0086	山口県下関市彦島塩浜町1-8-5	083-266-1100
61391	(株)カムサ	400-0117	山梨県甲斐市西八幡4080-5	055-260-7588
61392	(株)ニシガキ	679-3423	兵庫県朝来市多々良木64	079-677-0880
76375	三谷興業(株)	460-0003	愛知県名古屋市中区錦1-8-8 いちご錦ファーストビル3F	052-612-3330
76376	西田重機整備	830-0112	福岡県久留米市三瀬町玉満588	0942-64-2096
76377	佐藤重工	384-2204	長野県佐久市協和6430-1	0267-53-6986
76379	中西金属工業(株)	520-3203	滋賀県湖南市日枝町4番地	0748-75-7846
76380	(株)不動テトラ 東京機械センター	306-0213	茨城県古河市北利根8-6	0280-92-0300
76381	(株)山形重機	990-2305	山形県山形市蔵王半郷八小路1620-1	023-666-7704
76382	(株)栗田工業	963-0724	福島県郡山市田村町上行合字北川田15-3	024-983-8778
76383	大田市場石油(株)	143-0001	東京都大田区東海3-2-9	03-5492-2651
76384	(株)ユーキサービス	880-0837	宮崎県宮崎市村角町吉十2919-1	0985-31-1670
76385	有限会社丸豊モータース商会	969-0101	福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字寄井前117	0248-53-2781
76386	(株)サンキサービス	807-0813	福岡県北九州市八幡西区夕原町10-9	093-631-2113
80380	大縄林業原木(株)	319-0304	茨城県水戸市有賀町1916	029-259-5865
80381	(株)シマ商会	975-0042	福島県南相馬市原町区雫字権現下73-2	0244-22-1554

令和 5 年度 特定自主検査資格取得研修・教育の予定表

令和 5 年度における当協会の支部が行う研修・教育の実施予定は別表 1・2 及び 3 のとおりです。

受講される場合は、毎号の機関誌又は当協会のホームページを参考に、支部で実施予定を確認の上、お申込みください。なお、当協会の会員以外の事業所の方も受講できます。

事業所は、退職、異動等で検査者の不足が生じないよう資格取得研修の受講を計画してください。

1. 特定自主検査資格取得研修

(別表 1)

厚生労働省の告示及び通達に基づく、事業内検査者及び検査業者検査員の資格取得のための研修です。

2. 特定自主検査者能力向上教育

(別表 2)

厚生労働省の通達に基づき、「フォークリフト」「整地・運搬・積み込み用、掘削用及び解体用機械」「締固め用機械」「基礎工事用機械」「コンクリート打設用機械」並びに「高所作業車」の特定自主検査者の業務に従事しておおむね 5 年以上経過した方を対象に、技術、知識を付与することを目的とした教育です。

3. 実務研修及び安全教育

(別表 3)

・実務研修「記録表作成コース」

他の法令で資格を取得された方（建設機械施工士他）や記録表の記入要領について再び学びたい方などを対象に、特定自主検査の法令上の位置付け、検査方法、及び具体的な記録表の書き方

などについて学ぶことができます。

なお、このコースには座学だけのコースと実機を使ったコースがあります。

・実務研修「月次定期自主検査（フォークリフト）コース」

定期自主検査の中でも月次検査については、特定自主検査の検査員資格がなくても検査を行うことができます。日頃フォークリフトの整備や運転業務に従事されている方を対象に検査方法や記録表の記入要領について学ぶことができます。

なお、このコースも座学だけのコースと実機を使ったコースがあります。

・実務研修「月次定期自主検査（車両系建機）コース」

上記フォークリフトに引き続き車両系（整地・運搬等）の月次検査についても検査方法や記録表の記入要領について学ぶことができます。

なお、このコースも座学だけのコースと実機を使ったコースがあります。

・実務研修「検査業者業務点検コース」

登録検査業者として、正しい管理運営の在り方について点検表に基づいて、内容を理解しながら研修をします。

・安全教育

厚生労働省の通達に基づき定期自主検査対象であるクレーン機能付油圧ショベルのクレーン部分（「建機付属クレーン部分」という。）並びにショベルローダー等の定期自主検査者を対象とした安全教育です。

※研修・教育の予定は、都合により中止・延期等変更になる場合がありますので事前に開催支部にお問い合わせください。また最新の予定は協会HPをご覧ください。

令和5年度 特定自主検査資格取得研修（事業内） 予定表（別表1）

（令和5年9月25日現在）

地区	支部	フォークリフト			車両系建設機械		
					整地・運搬・積込・掘削・解体用機械		
北海道・東北地区	北海道	8/2～4 EF	9/20～22 EF				
	青森						
	岩手						
	宮城	9/22～23 EF					
	秋田						
	山形						
	福島					9/14～15 EF	
関東地区	茨城	5/22～23 EF	6/9～10 EF			5/11～12 EF	
	栃木	4/8～9 EF					
	群馬	10/20～21 EF					
	埼玉	8/2～4 EF				2/5～7 EF	
	千葉	5/11～13 EF	9/14～16 EF			7/25～27 EF	
	東京	7/20～22 EF	10/26～28 EF				
	神奈川	7/6～8 EF	11/16～18 EF			8/14～16 EF	
中部地区	新潟						
	富山						
	石川						
	福井						
	山梨						
	長野	11/8～10 EF					
	岐阜						
	静岡	6/22～23 EFG	7/6～7 EF			5/11～12 EF	
	愛知	3/7～9 EF				2/27～29 EF	
三重	10/20～22 EF				9/22～24 EF		
近畿地区	滋賀						
	京都						
	大阪	2/13～17 EF				6/6～10 EF	
	兵庫						
	奈良	9/14～17 EF				7/6～8 EF	
中国地区	和歌山						
	鳥取	9/13～15 F					
	鳥根						
	岡山	8/3～4 EF				5/22～23 EF	
四国地区	広島					10/6～7 EF	
	山口	5/12～13 EF				7/6～8 F	
	徳島						
	香川					8/25～27 EF	
九州・沖縄地区	愛媛	9/14～16 EF				7/13～15 EF	
	高知					10/20～21 EF	
	福岡	9/14～16 EFG				7/5～7 EF	
	佐賀	10/5～6 EF				6/14～15 EF	7/11～12 EF
	長崎	7/20～22 EF				10/5～7 EF	
	熊本	10/28～29 EF					
	大分						
宮崎							
鹿児島							
沖縄							

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。
 注2 表中、Eは14時間、Fは9.5時間、Gは5.5時間の受講時間を示します。
 注3 表中の網掛けは終了した研修を示します。

令和5年度 特定自主検査資格取得研修（事業内） 予定表（別表1）

（令和5年9月25日現在）

地区	支部	車両系建設機械			高所作業車	
		基礎工事用	締固め用	コンクリート打設用		
北海道・東北地区	北海道				7/13～15 EF	
	青森					
	岩手		6/8～9 EF			
	宮城					
	秋田					
	山形			9/13～15 EF		
関東地区	福島					
	茨城		11/7～8 EF		9/7～8 EF	
	栃木					
	群馬				9/15～16 EF	
	埼玉		6/13～15 EF		2/14～16 EF	
	千葉				7/5～7 EF	
	東京				6/15～17 EF	9/7～9 EF
神奈川						
中部地区	新潟					
	富山					
	石川					
	福井					
	山梨					
	長野					
	岐阜					
	静岡				9/21～22 EF	1/18～19 EF
	愛知	9/6～8 EF				
近畿地区	三重				7/28～30 EF	
	滋賀					
	京都					
	大阪					
	兵庫					
	奈良					
中国地区	和歌山					
	鳥取				11/15～17 F	
	島根					
	岡山					
	広島					
四国地区	山口		8/24～26 F		6/8～10 F	
	徳島					
	香川		9/22～24 EF			
	愛媛			6/15～17 EF	5/25～27 EF	
九州・沖縄地区	高知					
	福岡				11/17～19 EF	11/24～26 EF
	佐賀		6/21～22 EF			
	長崎					
	熊本					
	大分					
宮崎						
鹿児島						
沖縄						

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中、Eは14時間、Fは9.5時間、Gは5.5時間の受講時間を示します。

注3 表中の網掛けは終了した研修を示します。

令和5年度 特定自主検査資格取得研修（検査業） 予定表（別表1）

（令和5年9月25日現在）

地区	支部	フォークリフト						車両系建設機械					
								整地・運搬・積込・掘削・解体用機械					
北海道・東北地区	北海道	5/24～26	BCD	7/5～7	BCD	9/4～8	ABC	10/4～6	BCD	6/14～16	BC	7/12～14	BC
	青森	6/22～24	BCD							9/7～9	BC		
	岩手	5/16～18	BCD	11/20～30	ABC					7/26～28	BC		
	宮城	7/13～15	BC							6/15～17	BC		
	秋田	6/22～24	BC	12/14～16	BC					10/26～28	BC		
	山形	10/25～27	BCD							7/19～21	BC		
	福島	7/12～14	BC							8/23～25	BC		
関東地区	茨城	6/19～21	BC	10/4～6	BC					7/4～6	BC		
	栃木	7/7～9	BC							6/14～16	BC		
	群馬	7/6～8	BC							9/7～9	BC		
	埼玉	7/10～14	ABCD	3/4～8	ABCD					12/4～8	ABC		
	千葉	6/22～24	BC	12/7～9	BC					10/17～19	BC		
	東京	6/28～7/2	ABC	2/15～17	BC								
	神奈川	6/22～24	BC	10/19～21	BC					9/6～8	BC		
中部地区	新潟	6/7～11	ABC	7/20～22	BCD					6/22～24	BC		
	富山	7/5～7	BC							9/6～8	BC		
	石川	6/15～17	BCD										
	福井	6/15～18	BC							5/18～20	BC		
	山梨	10/17～19	BCD										
	長野	7/5～7	BC							9/6～8	BC		
	岐阜	9/13～15	BCD										
	静岡	6/12～16	ABCD	10/25～27	BC	2/7～9	BCD			5/22～26	ABC	12/13～15	BC
	愛知	6/16～18	BCD	9/14～18	ABCD	10/6～8	BCD			9/27～29	BC		
三重	9/1～3	BCD							5/26～28	BC			
近畿地区	滋賀	2/14～16	BCD										
	京都	9/7～9	BC							7/20～22	BC		
	大阪	7/10～16	ABCD	10/24～28	BCD								
	兵庫	6/28～7/2	BCD							9/21～30	BC		
	奈良												
	和歌山	6/22～24	BC										
中国地区	鳥取	9/13～15	BC										
	島根	7/12～14	BC										
	岡山	7/24～28	ABC	3/11～13	BC					10/17～21	ABC		
	広島	11/9～11	BC							10/18～22	ABC		
	山口	9/14～16	BC							7/6～8	BC		
四国地区	徳島	6/15～17	BC										
	香川	6/29～7/2	BCD										
	愛媛	6/21～25	ABCD	1/19～21	BCD					5/25～27	BC		
	高知	10/17～21	ABCD										
九州・沖縄地区	福岡	6/21～25	ABCD	1/18～20	BCD					2/14～16	BC		
	佐賀	6/6～8	BC										
	長崎	11/16～18	BC										
	熊本	7/14～23	ABCD							2/2～11	ABC		
	大分	6/7～11	ABC							8/2～6	ABC		
	宮崎	7/19～23	ABCD							9/6～10	ABC		
	鹿児島	10/18～22	ABC							7/12～16	ABC		
沖縄	6/7～11	ABC							11/15～19	ABC			

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中、Aは35時間、Bは21時間、Cは18時間、Dは13時間の受講時間を示します。

注3 表中の網掛けは終了した研修を示します。

令和5年度 特定自主検査資格取得研修（検査業）予定表（別表1）

（令和5年9月25日現在）

地区	支部	車両系建設機械			高所作業車	
		基礎工専用	締固め用	コンクリート打設用		
北海道・東北地区	北海道				6/7～9 BC	8/23～25 BC
	青森					
	岩手			9/13～15 BC	10/25～27 BC	
	宮城				7/24～28 ABC	
	秋田				6/7～9 BC	
	山形			6/7～9 BC	4/19～21 BC	
	福島				9/7～9 BC	
関東地区	茨城		10/25～27 BC		7/19～21 BC	
	栃木		10/19～21 BC		8/24～26 BC	
	群馬				6/22～24 BC	
	埼玉	10/16～20 ABC	6/12～16 ABC		1/22～26 ABC	
	千葉				9/5～7 BC	
	東京				11/9～11 BC	
	神奈川					
中部地区	新潟				9/14～16 BC	
	富山					
	石川				10/26～28 BC	
	福井				9/7～9 BC	
	山梨					
	長野				6/14～16 BC	
	岐阜				8/7～9 BC	
	静岡				10/18～20 BC	12/20～22 BC
	愛知	3/13～15 BC			6/23～25 BC	11/10～12 BC
	三重		7/7～9 BC		6/16～18 BC	
近畿地区	滋賀					
	京都				11/9～11 BC	
	大阪				9/26～28 BC	
	兵庫			11/15～17 BC	3/6～8 BC	
	奈良				9/7～9 C	
	和歌山					
中国地区	鳥取				11/15～17 BC	
	島根					
	岡山	11/29～12/1 BC			2/13～17 ABC	
	広島				9/14～16 BC	
四国地区	山口		8/24～26 BC		6/8～10 BC	
	徳島					
	香川				10/26～30 BC	
	愛媛				10/19～21 BC	
	高知					
九州・沖縄地区	福岡	12/6～10 ABC			10/18～22 ABC	2/5～7 BC
	佐賀				9/12～14 BC	
	長崎					
	熊本					
	大分		9/1～3 BC		10/27～29 BC	
	宮崎				1/18～20 BC	
	鹿児島				6/21～25 ABC	
沖縄			5/24～28 ABC	10/25～29 ABC		

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中、Aは35時間、Bは21時間、Cは18時間、Dは13時間の受講時間を示します。

注3 表中の網掛けは終了した研修を示します。

令和5年度 特定自主検査能力向上教育予定表(別表2)

(令和5年9月25日現在)

地区	支部	フォークリフト		車両系建設機械								高所作業車		
				整地・運搬・積込、掘削及び解体用			基礎工専用		締固め用		コンクリート打設用			
北海道・東北地区	北海道	7/25			7/19									
	青森	10/27			7/21									
	岩手													
	宮城	9/8			4/28								8/25	
	秋田	9/6			9/7									
	山形	7/11			6/16							5/11	6/23	
	福島	6/14	11/16		6/7	9/20	10/11				6/22		8/8	
関東地区	茨城	8/22	12/12		6/26	2/7					11/6		9/6	
	栃木	7/27	8/8		4/21									
	群馬	10/27			4/20	10/11							9/21	
	埼玉	9/28			9/7				5/26		3/1		5/31	
	千葉	9/26			9/21								2/7	
	東京	9/13											10/18	
	神奈川				10/26									
中部地区	新潟	7/5	8/24		5/24	1/17							7/12	
	富山	6/8			6/27	7/25							9/21	
	石川	7/5			8/23								7/7	
	福井	7/6			6/8								9/21	
	山梨	7/26			6/29						9/27			
	長野	8/22			8/29						6/26		7/25	
	岐阜	2/8			6/21									
	静岡	1/25	2/15		8/3	10/5					6/8		6/29	7/20
	愛知	6/27	8/22		7/6				3/26		7/11		7/4	
三重	8/24			6/2										
近畿地区	滋賀	7/27												
	京都	2/6								10/6				
	大阪	1/17												
	兵庫	5/24	10/19		7/21	10/6						6/16	6/2	
	奈良													
	和歌山	10/28												
中国地区	鳥取	9/1			10/6									
	島根	8/4												
	岡山	9/20	9/27	10/16	9/11	10/6	11/6	11/10						
	広島	6/7	6/14	6/21	7/5	7/19	7/21						7/20	7/26
	山口	10/6			10/27								10/20	
四国地区	徳島	11/28			11/7									
	香川	9/30			7/22								10/31	
	愛媛	8/26			8/19								9/9	
	高知	9/6												
九州・沖縄地区	福岡	9/6			2/9									
	佐賀	11/10			11/10								10/26	
	長崎	11/7	3/5		11/6	1/16						2/6		
	熊本				1/27									
	大分	11/4			9/16									
	宮崎	8/25			6/16	7/14			8/5					
	鹿児島	9/2			8/19									
沖縄	1/19			12/8									12/15	

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中の網掛けは終了した教育を示します。

令和5年度実務研修、定期自主検査安全教育予定表(別表3)

(令和5年9月25日現在)

地区	支部	実務研修								安全教育				
		記録表作成コース				月次定期自主検査 (フォークリフト)		月次定期自主検査 (建機)		業務点検 コース	建機付属 クレーン部分	ショベル ローダー等		
		座学		実技		座学	実技	座学	実技					
北海道 東北地区	北海道	9/26整									7/27	10/19	6/13	
	青森	11/87整								9/22	5/26			
	岩手	7/20整	8/29縮	9/29高							10/23	12/8	11/30	
		11/17整												
	宮城	9/1整	10/187	11/9整								10/27		
	秋田	5/18整	11/16整									5/17	10/19	7/5
	山形	9/7整										5/16		
福島	8/9整	10/27整									10/26		11/15	
関東地区	茨城			8/25整	1/19整					11/21	5/26		1/15	
	栃木	11/28整								2/8	9/8		10/27	
	群馬	6/6整								10/19	11/8			
	埼玉	11/15整			6/22					12/15	7/27			
	千葉	1/23整								11/7	8/8	12/12	11/15	
	東京													
	神奈川	9/297	11/22整			9/15						10/27		
中部地区	新潟	12/6整								10/4	9/6		8/9	
	富山	12/5整											8/8	
	石川			6/28整						2/7	7/26			
	福井	7/20整											10/5	
	山梨									2/15	11/15			
	長野	10/24整								8/3	6/7			
	岐阜	6/22整	11/22整								10/4	6/20		7/20
		4/27整									11/2	6/6	1/11	2/22
	静岡	9/147	9/28高	10/11整										
		12/7整	2/17											
愛知	8/47			8/2整					11/22	9/12		8/24		
三重	5/11整				8/29				1/18	6/8		6/22		
近畿地区	滋賀									11/2	7/12			
	京都													
	大阪					11/29				1/24				
	兵庫	2/16整	2/227							8/24	4/21	11/10	1/26	
	奈良	11/2整									6/28			
和歌山	8/26整	11/18整							2/17	9/9	11/17			
中国地区	鳥取											11/2		
	鳥根	11/10整										6/8		
	岡山			7/3整								8/23	11/24	
	広島	7/7整	11/2整	2/2整						12/8			6/2	
山口	11/21整										12/7			
四国地区	徳島	6/23整	8/47								7/28			
	香川										9/9			
	愛媛				11/25整						4/8	7/14	1/27	
	高知	7/12整									6/14			
九州・ 沖縄地区	福岡			10/27整						3/19	3/15	8/18		
	佐賀	9/47整	縮							8/24	8/3			
	長崎			9/307	12/2整		8/5	2/15				10/4		
	熊本	8/267整		3/16整						6/3	11/18	9/9		
	大分	10/21整				8/19		7/8			6/24			
	宮崎			5/27整	6/37			6/10		5/13	8/4	4/15	4/8	
	鹿児島	12/9整									8/4		6/3	
沖縄	9/8整				5/12		7/28				8/25			

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中の網掛けは終了した研修・教育を示します。

注3 記録表作成コースの日程の後ろは、対象機械を示す。フ：フォークリフト、整：整地運搬等、縮：縮固め、基：基礎工事、高：高所作業車

令和5年度 運転技能講習予定表

(令和5年9月25日現在)

●フォークリフト												
秋田						9/15～						
石川		5/11～			8/31～							
山梨		5/13～		7/8～		9/2～		11/4～				
大阪		5/18～	6/14～			9/13～	10/4～	11/8～				3/6～
兵庫	4/6～											
熊本			6/17～			9/16～						
宮崎	4/19～	5/17～	6/21～				10/18～		12/6～			

●車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）												
兵庫							10/24～					
鳥取							10/19～					
鳥根						9/20～						

●車両系建設機械（解体用）												
鳥取		5/19～										

●不整地運搬車												
鳥取				7/6～								
鳥根			6/21～									

●高所作業車												
青森	4/14～	5/12～	6/9～	7/7～	8/25～		10/20～	11/17～				
群馬		5/26～				9/22～						
滋賀			6/14～	7/4～		9/13～		11/21～				
鳥取	4/19～				8/23～							
鳥根						9/1～						
沖縄	4/7～		6/16～	7/21～			10/20～	11/10～			2/16～	

注1 各講習会日程の最初の日を掲載しています。詳細は該当支部にお問い合わせください。

注2 表中の網掛けは終了した講習を示します。

お知らせ

〔令和5年度〕
各種研修の受講料

1 資格取得研修

(A) 事業内検査者研修

(単位：円)

(B) 検査業者検査員研修

(単位：円)

研修の種類	14時間コース		8.5・9.5時間コース		5.5時間コース		35時間コース		21時間コース		18時間コース		13時間コース	
	会員	一般	会員	一般	会員	一般	会員	一般	会員	一般	会員	一般	会員	一般
1 フォークリフト	47,850	51,920	43,450	47,520	42,350	46,420	76,450	80,520	54,450	58,520	52,250	56,320	51,150	55,220
2 整地・運搬・積み込み用、掘削用及び解体用機械	56,210	63,580	51,810	59,180	—		89,210	96,580	66,110	73,480	61,710	69,080	—	
3 基礎工事用機械	58,190	65,120	53,790	60,720	—		91,190	98,120	66,990	73,920	62,590	69,520	—	
4 締固め用機械	49,390	53,790	44,990	49,390	—		77,990	82,390	55,990	60,390	53,790	58,190	—	
5 コンクリート打設用機械	63,800	68,970	58,300	63,470	—		113,300	118,470	80,300	85,470	78,100	83,270	—	
6 高所作業車	51,920	57,200	47,520	52,800	—		86,020	91,300	62,920	68,200	60,720	66,000	—	

2 能力向上教育

(単位：円)

3 実務研修

(単位：円)

教育の種類	会員	一般	研修の種類	座学コース		実技コース	
				会員	一般	会員	一般
1 フォークリフト	12,760	14,630	フォークリフト	12,760	14,960	18,260	20,460
			整地・運搬・積み込み用、掘削用及び解体用機械	13,090	15,400	18,590	20,900
2 整地・運搬・積み込み用、掘削用及び解体用機械	13,530	15,840	基礎工事用機械	13,090	15,400	18,590	20,900
			締固め用機械	12,870	15,070	18,370	20,570
			コンクリートポンプ車	12,870	15,070	18,370	20,570
			高所作業車	12,760	14,960	18,260	20,460
			月次定期自主検査コース	6,710	7,260	12,210	12,760
3 基礎工事用機械	11,880	13,310	車両系建機	9,240	9,680	14,740	15,180
			検査業者業務点検コース	会員 一般		9,350 10,230	
4 締固め用機械	10,890	11,880					
5 コンクリート打設用機械	10,780	11,770					
6 高所作業車	10,230	10,890					
4 安全教育				(単位：円)			
教育の種類		会員		一般			
建機付属クレーン部分		7,700		8,250			
ショベルローダー等		12,980		15,070			

- (注) 1. 受講料には、テキスト代及び消費税10%が含まれています。
 2. 当協会会員所属の受講者の受講料は、協会が教材費の一部を負担した額です。
 3. 本表に含まれるテキスト代以外の教材類を追加する等の際は、本表受講料と異なる場合があります。
 4. 受講料は、研修を実施する建荷協・支部に納金してください。

特定自主検査者資格取得者名簿

(令和 5 年 8 月 1 日～令和 5 年 9 月 30 日)

資格の種類ごとに氏名五十音順・敬称略

事業内検査者資格取得者

■フォークリフト

秋山哲也	奥園康平	佐々木悠	千北雄大	根本博文	森下康博
秋山祥輝	小野本洸	佐藤精治	辻河智昭	根本裕一	森下直隆
荒平隆弘	尾本田吉	汐口拓政	綱屋啓隆	濱田フェルナンド	谷野隆一
粟木隆正	加藤藤健	島田村真生	照米地雅	平野昌信	八尋憲太郎
飯塚将太	加藤藤孝	白石弘一	中谷野村健	深堀田秀博	山川口田太也
今井野泰明	加藤藤孝	菅原典克	中野村健	増三浦井裕	山山田井勝彦
岩屋山誠一	蒲生田隆	菅原典克	中野村健	水水水三	山山田井正稔
牛崎勝也	清小林英樹	高玉田	中野村健	水水水三	山山田井正稔
大江植和	小森英樹	田	西家	水水水三	山山田井正稔
大庭郁矢	小森英樹	田	西家	水水水三	山山田井正稔

■整地・運搬・積込み用・掘削用及び解体用機械

阿部泰巳	大西康治	後藤高春	田中隆広	平井俊行	三枝宏維
有松大	大西平	藤谷貴紀	中島島	平井佑直	枝本敏一
伊藤大	小川田	櫻井見田	西原村	福藤本	村森宿山
井今内	荻加藤	酒嶋杉	西野中	藤本前	森宿山
浦川智弘	加藤口	嶋杉	野野久	前馬水	山山山
江道寺	川邊	高竹	羽野田	馬水	山山山
太田武典	川邊	竹	原	水	山山山
大搦典男	川邊	竹	原	水	山山山

■基礎工事用機械

上原啓吾 | 慶田俊一郎 | 高橋一平 | 寺崎信次

■締固め用機械

伊藤藤保	菊地昭彦	坂本誉夫	津田健	糠森光幸	福永健
今村原祐	栗黒川	高橋千昭	中根由布	原田順	松下拓也
大原博文	黒川	高橋千昭	長崎	原田順	松下拓也

■整地・運搬・積込み用・掘削用及び解体用機械

浅川裕二	金澤克美	白鳥元気	坪井智裕	野尻吉根	三上寿文
池川明	亀田勝朗	菅原直也	照井差智蓮	博井本信一	三井橋正俊
泉直琢哉	香山端晃健	杉本森木章健	徳富吉島村野鍋西	橋谷川林嶋津野田沼本	森安山山山横吉
遠藤直雅也	川端玉藤口木	杉鈴芹高橋高瀧武田	中中永村野城田村山	林嶋津野田沼本	安山山山山横吉
遠藤竹俊輔	兒近坂佐々木	高橋孝是裕知賢	中中永村野城田村山	林嶋津野田沼本	安山山山山横吉
大大西涼太	佐々木藤司谷	高橋孝是裕知賢	中中永村野城田村山	林嶋津野田沼本	安山山山山横吉
大大野寅一	佐々木藤司谷	高橋孝是裕知賢	中中永村野城田村山	林嶋津野田沼本	安山山山山横吉
小野寺淳圭	佐々木藤司谷	高橋孝是裕知賢	中中永村野城田村山	林嶋津野田沼本	安山山山山横吉
小見間大力	佐々木藤司谷	高橋孝是裕知賢	中中永村野城田村山	林嶋津野田沼本	安山山山山横吉
加藤藤斗	佐々木藤司谷	高橋孝是裕知賢	中中永村野城田村山	林嶋津野田沼本	安山山山山横吉

■基礎工事用機械

大越武留	黒瀬義弘	清水直希	田中魁星	平野伸洋
------	------	------	------	------

■締固め用機械

井出和樹	竹本政剛	中村浩志	羽鳥英行	三浦弘貴	向井地誠
菊地知也					

■コンクリート打設用機械

葛西恭寿	田中僚徹	角田隆太	平泉涼
------	------	------	-----

■高所作業車

新子竜之介	大久保雄	神野雅史	高橋壮	中谷崇将	松木仁
安藤真汰	大橋柚希	小松大晶	高武田健志	中谷崇将	松木仁
五十嵐建博	大矢功一郎	小齋藤康之	武田坂新一郎	中谷崇将	松木仁
壺岐邦太	小野洋平也	齋藤井永	田中真裕二	中谷崇将	松木仁
池田康太	甲斐竜也	桜井木智博	田中真裕二	中谷崇将	松木仁
伊崎隆行	加倉井健康	佐々木子智博	田中真裕二	中谷崇将	松木仁
石黒大輔	笠井健康	庄藤木智博	田中真裕二	中谷崇将	松木仁
石田茅人	甲木大貴	進藤木智博	田中真裕二	中谷崇将	松木仁
石原和毅	鎌田泰正	末藤木智博	田中真裕二	中谷崇将	松木仁
猪口敬太郎	川元将輝	鈴木孝平	田中真裕二	中谷崇将	松木仁
猪股泰太郎	北健市也	鈴木孝平	田中真裕二	中谷崇将	松木仁
入倉健至	木村卓篤	鈴木孝平	田中真裕二	中谷崇将	松木仁
榎木祥仁	木村卓篤	鈴木孝平	田中真裕二	中谷崇将	松木仁

お知らせ

けんにきょう

建荷協発行図書等のご案内

令和5年度版

ゼロ災害の意識を持って 特自検



建設荷役車両安全技術協会

ご案内する図書等は公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会（略称 建荷協（けんにきょう））都道府県各支部にてご購入いただけます。

■ 特定自主検査制度

特定自主検査の対象機械について

特定自主検査対象機械の概要

特定自主検査を行うべき機械等の代表的なものを写真、図で示し、特徴、用途などの概要をまとめたものです。

また、一部対象外機械についても掲載しています。

(R4.3改訂E版発行)

品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査対象機械の概要	SC-ZC-01-E	660円	1100円



■ 特定自主検査済標準

特定自主検査 実施年月の明示

特定（定期）自主検査済標準

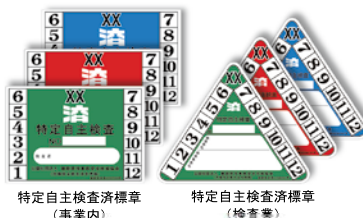
・ 特定自主検査済標準

労働安全衛生規則に基づき、フォークリフト、不整地運搬車、車両系建設機械及び高所作業車について、年1回（不整地運搬車は2年に1回）実施することとされている特定自主検査を行った年月を明らかにするため、厚生労働省のご指導のもとに作成した標準です。検査業者用と事業内用とがあります。

・ 定期自主検査済標準

労働安全衛生規則に基づき、「建機付属クレーン部分」、「ショベルローダー、フォークローダー及びストラドルキャリアー」について、年1回実施することとされている定期自主検査（年次検査）を行った年月を明らかにするため当該機械に貼る標準です。

品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査済標準（事業内）	BP-LH-05	297円	957円
特定自主検査済標準（検査業）	BP-LR-05		
定期自主検査済標準	BP-LRI-05		



特定自主検査済標準（事業内）

特定自主検査済標準（検査業）



定期検査済標準

【注記】 検査済標準の色は、毎年1月1日をもって暦年ごとに変更されます。旧年発行の標準は同日以降使用できませんのでご注意ください。

特定自主検査に係る標準等について

標準の使い方から管理まで

特定自主検査を行ったときに貼付する標準等の取扱いについて解説したものです。

(H27.4改訂E版発行)

品名	品番	会員価格	一般価格
標準の使い方から管理まで	BC-ZC-05-E	220円	330円



表記の価格は全て消費税10%込の価格です。

■ 特定自主検査の実施

検査方法と判定基準

定期自主検査指針

労働安全衛生法、第45条第3項の規定に基づき公示にされた特定(定期)自主検査の検査項目、検査方法および判定基準をまとめたものです。

品名	品番	会員価格	一般価格
フォークリフト	SG-LC-01-A	330円	440円
不整地運搬車	SG-GR-01	220円	330円
車両系建設機械	SG-KC-01-B	440円	550円
高所作業車	SG-HL-01	330円	440円
フォークリフト(月次)	SG-LC-11-A	220円	330円



検査結果の記録

特定(定期)自主検査記録表

特定(定期)自主検査を行った際に、当該機械の検査結果および補修措置等を記録しておくものです。

- ・記録表は3年間の保存義務があります。
- ・記録表は公益社団法人建設荷役車両安全技术協会の著作物です。無断で複製、転用することを禁じています。
- ・記録表は機械性能の向上に伴い随時改訂しています。



品名	品番	会員価格	一般価格
特定(定期)自主検査記録表(普通紙)	1冊50部	495円	770円
特定(定期)自主検査記録表(ノンカーボン)	1冊25部(正副2枚で1部)	737円	1100円

記録表の記入方法

特定自主検査記録表の記入要領

特定自主検査記録表は、機械性能の向上により随時改訂されています。

最新の記録表についても正確に記入できる様、記入方法を解説しています。

(R2.4改訂Q版発行)



品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査記録表の記入要領	TC-ZC-02-Q	440円	550円

記録表の保存

特定自主検査記録簿

省令により3年間保存義務がある特定自主検査記録表をファイリングしておくためのものです。



品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査記録簿	BP-ZC-03	110円	165円

特定自主検査業務を適正に行うための帳簿

特定自主検査台帳

- ・特定自主検査台帳 事業内用

特定自主検査済標章の受払を管理する「標章受払簿」と、保有機械の特定自主検査実施状況管理に使用する「標章貼付簿」を一体にしたものです。

- ・特定自主検査台帳 検査業者用

特定自主検査済標章の受払を管理する「標章受払簿」と、特定自主検査業務を適正に行うための「特定自主検査台帳」、検査料収納の管理に使用する「検査料金収納簿」を一体にしたものです。

品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査台帳 事業内用	BC-ZC-04-A	550円	825円
特定自主検査台帳 検査業者用	BC-ZC-07	1650円	2200円



表記の価格は全て消費税10%込の価格です。

■ 検査者標識

検査者標識は、「検査者であることを第3者が識別できる」とこと、「検査者としての意識の高揚」を目的として検査者に着用させるものです。

協会では**腕章**及び**ワッペン**（作業服等にアイロンで接着させる方式）とヘルメット等に貼付できる**シール**を用意しています。

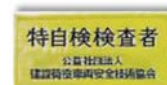
・検査者腕章、特自検腕章

特定自主検査資格者であることを示すため着用するものです。

品名	品番	会員価格	一般価格
検査者腕章	BP-YC-01	1100円	1650円
検査者ワッペン	BP-YC-02	330円	550円



検査者腕章



検査者ワッペン

・検査者シール（検査業者用、事業内用）

検査者が特定自主検査を行える資格の種類（検査業者、事業内）、機種を示すためのものです。

特定自主検査対象機種	検査業者用	事業内用	会員価格	一般価格
フォークリフト	BP-YC-11-A	BP-YC-21	110円	165円
整地・運搬・積込用・掘削用および解体用機械	BP-YC-12-A	BP-YC-22		
基礎工事用機械	BP-YC-13-A	BP-YC-23		
締固め用機械	BP-YC-14-A	BP-YC-24		
コンクリートポンプ車	BP-YC-15-A	BP-YC-25		
高所作業車	BP-YC-16-A	BP-YC-26		
不整地運搬車	BP-YC-17-A	BP-YC-27		



■ 教育資料

当協会で開催する特定自主検査者資格取得研修および能力向上教育等で使用されている図書です。

・特定自主検査マニュアル 特定自主検査の検査方法等を機種、部位別に解説しています。

品名	品番	会員価格	一般価格
検査機器	TQ-ZC-01-E	660円	990円
原動機(ディーゼル・ガソリン)	TQ-KE-01-F	2420円	3630円
油圧装置	TQ-KH-01-E	1540円	1980円
上部旋回体 下部走行体	TQ-KB-01-E	2420円	3080円
ジブ・リーダー・ワイヤーロープ	TQ-KJ-01-D	1210円	1540円
フォークリフト	TQ-LC-02-H	1320円	1980円
不整地運搬車	TQ-GR-01-E	880円	1320円
車両系建設機械(整地等用)	TQ-GC-02-A	3300円	5280円
〃(基礎工事用)	TQ-FC-01-E	3080円	4620円
〃(締固め用)	TQ-RC-01-E	1210円	1760円
〃(コンクリート打設用)	TQ-GP-01-F	1100円	1760円
高所作業車	TQ-HL-01-E	1430円	2200円
特定自主検査と補修	TC-ZC-01-F	550円	880円



・能力向上教育テキスト 機種別に最新の技術等を紹介しています。

品名	品番	会員価格	一般価格
フォークリフト	TL-LC-01-E	3520円	5280円
整地・運搬等&ブレーカ	TL-GE-01-F	3630円	5500円
締固め用機械	TL-RC-01-D	1650円	2530円
基礎工事用機械	TL-FC-01-D	1980円	2970円
不整地運搬車	TL-GR-01-B	660円	990円
コンクリートポンプ	TL-CP-01-D	1540円	2420円
高所作業車	TL-HL-01-D	990円	1540円



・その他

品名	品番	会員価格	一般価格
フォークリフト安全運転テキスト	T0-LC-02-B	1540円	1540円
ショベルローダー等定期自主検査マニュアル検査・整備基準値表	TQ-SR-02-D	1760円	2640円
業務点検コーステキスト	TT-YC-01-C	1100円	1650円



表記の価格は全て消費税10%込の価格です。

■ 特定自主検査業務の管理

特定自主検査の適正実施のために

特定自主検査業務マニュアル

検査業者の業務や事業内検査の業務を適正に遂行するための管理のポイントおよび実務の詳細を説明したものです。

また、特定自主検査全般を管理する事業者が知っておかなければならない労働災害防止に関する法令や事業者の責務等をまとめたものです。(R1.11 発行)

注記)本書は特定自主検査業務マニュアル検査業者用(BP-ZC-01-F)、事業内検査(BP-ZC-02-E)および特定自主検査とその管理(BC-ZC-06-D)の内容を合わせたものです。



品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査業務マニュアル	BC-ZC-08	1650 円	2530 円

特定自主検査制度に関する法令、通達

特定自主検査関係法令通達集

特定自主検査制度に関する法の条文ごとに関係する最新の規則・通達等をまとめたものです。

(H28.3 改訂 J 版発行)



品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査関係法令通達集	BC-ZC-03-J	2310 円	3520 円

特定自主検査の実施経歴の管理

特定自主検査実施経歴書

特定自主検査の実施時期を明確にするとともに、特定自主検査が、いつ、だれが実施したかを記入できるようになっており、機械の履歴管理に活用できます。

品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査実施経歴書(フォーク)	BP-LC-01	55 円	110 円
経歴書ゼニルケース(フォーク用)	BP-LC-02	165 円	330 円
特定自主検査実施経歴書(建機用)	BP-OH-01	55 円	110 円
特定自主検査実施経歴書(解体機用)	BP-OH-02	55 円	110 円

登録検査業者の諸手続きについて

特定自主検査登録検査業者必携

登録検査業者が、厚生労働大臣または都道府県労働局長に登録申請・業務規程変更等の際に留意すべきポイントを解り易く解説したものです。また、参考となる業務規程例を示してあります。

(H31.4 改訂 K 版発行)



品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査登録検査業者必携	BC-ZC-01-K	550 円	880 円

特定自主検査制度についての疑問を解説

特定自主検査に関する Q & A

特定自主検査制度に関するさまざまな疑問を「Q&A 集」としてまとめたものです。

(H26.10 改訂 A 版発行)



品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査に関する Q & A	BC-YC-01-A	440 円	770 円



表記の価格は全て消費税 10%込の価格です。

お問い合わせ先

LF-YC-01-23 令和 5 年 3 月

支 部 一 覧

令和5年10月1日現在

支部名	〒	所在地	電話番号	FAX
北海道	060-0004	北海道札幌市中央区北4条西7丁目 NCO札幌ホワイトビル9階	011(271)7720	011(271)7580
青 森	030-0902	青森県青森市合浦1-10-7	017(765)5432	017(765)5433
岩 手	020-0873	岩手県盛岡市松尾町17-9 岩手県建設会館2階	019(626)2616	019(626)2627
宮 城	983-0842	宮城県仙台市宮城野区五輪1-6-9 五輪黄葉ビル201号	022(298)2150	022(298)2151
秋 田	010-0923	秋田県秋田市旭北錦町1-14 秋田ファーストビル210号室	018(823)8258	018(823)8260
山 形	990-8681	山形県山形市流通センター 2-3 山形流通団地組合会館内	023(666)6581	023(666)6582
福 島	960-8035	福島県福島市本町5-8 福島第一生命ビル4階	024(521)8065	024(521)8248
茨 城	311-3116	茨城県東茨城郡茨城町長岡3652-559	029(292)6546	029(292)6547
栃 木	321-0912	栃木県宇都宮市石井町3149-28 卸商業団地協同組合別館202	028(656)6111	028(656)6112
群 馬	371-0805	群馬県前橋市南町4-30-3 勢多会館1階	027(223)3448	027(223)3451
埼 玉	330-0062	埼玉県さいたま市浦和区仲町1-12-1 カタヤマビル5階A	048(835)3050	048(835)3055
千 葉	260-0026	千葉県千葉市中央区千葉港4-3 千葉県経営者会館3階303号	043(245)9926	043(245)9927
東 京	102-0072	東京都千代田区飯田橋1-7-10 山京別館4階	03(3511)5225	03(3511)5224
神奈川	231-0011	神奈川県横浜市中区太田町6-87 横浜フコク生命ビル10階	045(664)1811	045(664)1817
新 潟	950-0961	新潟県新潟市中央区東出来島11-16 新潟県自動車会館内	025(285)4699	025(285)4685
富 山	930-0094	富山県富山市安住町3-14 富山県建設会館内	076(442)4358	076(442)6748
石 川	920-0806	石川県金沢市神宮寺3-1-20 コマツ石川(株)レンタル事業部事務所2階	076(208)3302	076(208)3303
福 井	910-0854	福井県福井市御幸4-19-25 広田第2ビル2階	0776(24)7277	0776(24)9507
山 梨	409-3867	山梨県中巨摩郡昭和町清水新居1602 ササモトビル2階	055(226)3558	055(226)3631
長 野	380-0872	長野県長野市妻科426-1 長野県建築士会館4階	026(232)2880	026(232)6606
岐 阜	504-0843	岐阜県各務原市蘇原青雲町5-34	058(382)5011	058(382)5120
静 岡	422-8045	静岡県静岡市駿河区西島127	054(236)4008	054(236)4031
愛 知	450-0002	愛知県名古屋市中村区名駅4-23-13 大同生命ビル3階	052(586)0069	052(586)0010
三 重	514-0009	三重県津市羽所町601 アカツカビル4階	059(223)7177	059(223)7180
滋 賀	520-0043	滋賀県大津市中央4-5-33 まるなかビル2階C	077(521)5260	077(521)5352
京 都	600-8009	京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉦町78 京都経済センター 4階	075(351)0250	075(351)0251
大 阪	540-6591	大阪府大阪市中央区大手前1-7-31 OMM19階	06(6944)6611	06(6944)6612
兵 庫	650-0024	兵庫県神戸市中央区海岸通8 神港ビル703号	078(332)4936	078(392)8921
奈 良	630-8124	奈良県奈良市三条松町29-3 奈良県電気工事工業組合内	0742(93)5181	0742(93)5181
和歌山	640-8287	和歌山県和歌山市築港3-23 和歌山港湾労働者福祉センター 1階	073(435)3337	073(435)3338
鳥 取	682-0802	鳥取県倉吉市東巖城町12 中部建設会館1F	0858(22)1400	0858(23)4667
島 根	690-0012	島根県松江市古志原2-20-54	0852(27)0340	0852(27)0556
岡 山	700-0907	岡山県岡山市北区下石井2-8-6 第2三木ビル205	086(222)6039	086(222)4296
広 島	733-0011	広島県広島市西区横川町1-4-36 アンビエンテ平松2F-201	082(291)1150	082(291)3413
山 口	753-0083	山口県山口市後河原25 愛山会ビル2階	083(932)1858	083(932)1859
徳 島	770-0808	徳島県徳島市南前川町4-14 船橋設計ビル2階	088(622)8243	088(624)8258
香 川	760-0062	香川県高松市塩上町10-5 池商はせ川ビル113	087(837)3668	087(837)3671
愛 媛	790-0003	愛媛県松山市三番町7-8-1 山本ビル2階	089(941)6740	089(941)7361
高 知	780-0072	高知県高知市杉井流9-11	088(882)5025	088(882)0837
福 岡	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2-6-14 正和ビル4階402	092(474)2246	092(474)2312
佐 賀	849-1301	佐賀県鹿島市大字常広139-2	0954(62)6315	0954(62)6368
長 崎	854-0065	長崎県諫早市津久葉町5-121 津久葉エスレートビル213号室	0957(49)8000	0957(49)8001
熊 本	860-0845	熊本県熊本市中央区上通町7-32 蚕糸会館3階	096(356)6323	096(356)6325
大 分	870-0846	大分県大分市花園2-6-51 大分県林業会館4階	097(540)7177	097(540)7127
宮 崎	880-0802	宮崎県宮崎市別府町2-12 宮崎建友会館3階	0985(23)5061	0985(23)5129
鹿 児 島	891-0123	鹿児島県鹿児島市卸本町6-12 オロシティーホール内	099(260)0615	099(260)0646
沖 縄	901-2131	沖縄県浦添市牧港5-6-3 南海ビル4階	098(879)3744	098(879)3757

編集後記

遅まきながら、当社もCO₂削減の取り組みの一つとして、カーボンニュートラル対応車両であるEV（電気トラック）やFCV（燃料電池トラック）の導入を計画、順次納車を進めている。一方、バッテリーフォークリフトの導入促進も加速させており、加えて、水素燃料電池フォークリフトの今後の動向も気になるところである。

そもそも、それらの車両の製造から廃車までのライフサイクルCO₂排出量はどうかという疑問もなくはないが、まずは使用者として取り組める部分からということになる。

EVやFCV等のビックリするような高い車両代金、充電設備や水素の供給スタンドの確保、航続距離や充電時間等の課題も山積していて、社内導入先の拒否反応に対する説明・説得にもかなり苦労している。しかし、考えているだけでは普及していかないし、運送屋の責務として、少しでも地球温暖化抑制のお役に立てるのであればと地道な取り組みを進めているところである。

[広報委員：日本通運(株) 佐藤 武志 記]

機関誌に対するご意見・ご要望等は、E-mail：koho@sacl.or.jp までお願いします。

機関誌編集 広報委員会

委員長

山本 泰徳 [池田内燃機工業(株)]

平山 哲也 [大成建設(株)]

副委員長

佐藤 裕治 [住友建機(株)]

佐藤 武志 [日本通運(株)]

辻 正紀 [N X商事(株)]

委員

重松 純 [コベルコ建機(株)]

中村 隆史 [コマツカスタマーサポート(株)]

縄田 英樹 [事務局：常務理事]

比留間 茂 [キャタピラー]

水島 敏文 [事務局：広報部]

高達 恒 [日立建機(株)]

吉田 岳 [同]

加藤 彰秀 [株豊田自動織機]

古口 光 [清水建設(株)]

(令和5年10月1日現在)

「建設荷役車両」 VOL. 45 第268号

令和5年10月19日 印刷

令和5年11月1日 発行

発行所 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-7-1 ニュー九段ビル9F

TEL:03 (3221) 3661 / FAX:03 (3221) 3665

URL <http://www.sacl.or.jp/>

編集 広報委員会

発行人 縄田 英樹

印刷所 株式会社東伸企画

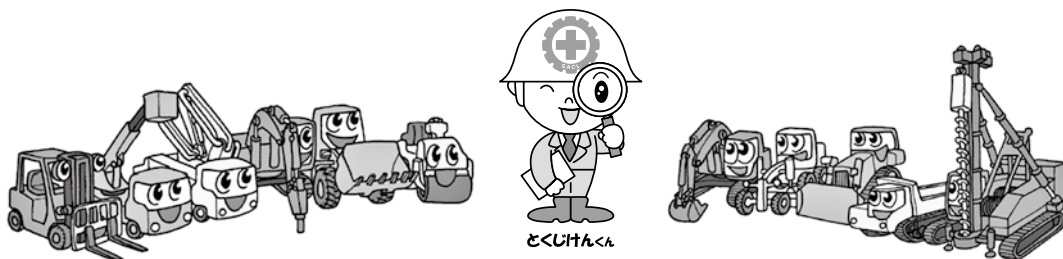
協会ホームページ／会員ページへのログイン：ユーザー名(U) saclhp パスワード(P) saclhp

「建設荷役車両」年間総目次

2023年(令和5年)1月号(第263号)

5

2023年(令和5年)11月号(第268号)



2023年(令和5年)1月号(第263号)

巻頭カラーグラビア

令和5年 特自検査発年間のポスター 1(1)
 特自検査発年間のリーフレット 3(3)

巻頭言

新年のご挨拶 酒井 信介 8(8)
 年頭所感 釜石 英雄 9(9)

広報

特自検 Q & A 第17回 11(11)

技術解説

ICTに対応したボブキャットグレーダーアタッチメント
 竹田有志朗 13(13)

イラスト災害事例 19(19)

連載講座

みんなが知っておきたい！インボイス制度と改正電子帳簿
 保存法 第3回 根津 信之 23(23)

安全・技術講座

我が社のセールスポイント 28(28)
 島根県支部 株式会社原商

製品紹介

後方超小旋回ミニショベル「SK45SR-7/SK55SR-7」/
 次世代大型油圧ショベル 352/新型燃料電池フォークリフ
 ト/クローラ式屈伸ブーム型高所作業車「NUL7シリー
 ズ」3機種/不整地運搬車「MST110C」 32(32)

Topics

令和3年度 考案賞受賞企業を訪ねて 37(37)
 第1回 金賞受賞 「ゴムクローラ取り外し治具」
 考案者：埼玉県支部 日立建機日本株式会社 関東支社
 関東サービス工場 菊池 孝典
 フォークリフト安全ポスターデザインコンテスト
 受賞作品決定！ 41(41)
 埼玉県で労働局・陸災防・建荷協の3者で実施 埼玉県支部

お知らせ

建荷協の動き 42(42)
 令和4年度 特定自主検査資格取得研修・教育の予定表 44(44)
 令和4年度 各種研修の受講料 52(52)
 令和4年度版 建荷協発行図書等のご案内 53(53)
 特定自主検査者資格取得者名簿
 (令和4年10月1日～令和4年11月30日) 57(57)
 支部一覧 60(60)
 編集後記 61(61)
 令和5年 特定自主検査済標章について 62(62)

2023年(令和5年)3月号(第264号)

巻頭言

30年ぶりの「受験勉強」体験記 加藤 憲治 4(66)

広報

令和4年度 全国支部長会議 5(67)
 令和4年度 建設荷役車両特定自主検査強調月間実施結果報告
 9(71)
 令和3年度 特定自主検査実施状況(検査業者によるもの)
 14(76)
 特自検 Q & A 第18回 19(81)

技術解説

ヤンマー建機(株) ViO17-1 ミニショベル新機能
 松本 健吾 22(84)

連載講座

みんなが知っておきたい！インボイス制度と改正電子帳簿
 保存法 第4回
 根津 信之 27(89)

企業取材シリーズ

住友重機械工業(株) 愛媛製造所 新居浜工場を訪ねて
 中村 隆史 33(95)
 グラビア-住友重機械工業(株) 愛媛製造所 新居浜工場
 37(99)

イラスト災害事例 41(103)

安全・技術講座

我が社のセールスポイント 45(107)
 香川県支部 株式会社タクテック

製品紹介

全旋回式クローラキャリア「CD110R-3」/次世代ホイール
 ロoader Cat® 907 49(111)

Topics

令和3年度 考案賞受賞企業を訪ねて
 第2回 銀賞受賞 「移動式半自動洗車機」
 考案者：愛知県支部 日立建機日本株式会社 中部支社
 愛知三重支店 東三河営業所 白井 秀幸
 51(113)

お知らせ

建荷協の動き 54(116)
 令和5年度 特定自主検査資格取得研修・教育の予定表 56(118)
 令和5年度 各種研修の受講料 64(126)
 令和5年度版 建荷協発行図書等のご案内 65(127)
 特定自主検査者資格取得者名簿
 (令和4年12月1日～令和5年1月31日) 69(131)
 支部一覧 71(133)
 編集後記 72(134)

2023年(令和5年)5月号(第265号)

巻頭

令和6年 特自検啓発「年間標語」の募集

巻頭言

製品安全について三鶯 勇 4(138)

広報

令和5年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」
の実施について 5(139)

特定自主検査記録表の記入要領(抜粋版)の紹介 16(150)

特自検 Q & A 第19回 32(166)

連載講座

みんなが知っておきたい!インボイス制度と改正電子帳簿
保存法 第5回
.....根津 信之 34(168)

イラスト災害事例 41(175)

製品紹介

中型ホイールローダ Cat® 966GC/5トンミニショベル「TB350R」
/10トンホイール式油圧ショベル「TB395W」/クローラ式7m屈
伸ブーム型バッテリー高所作業車「NUL07E-7」..... 45(179)

Topics

令和3年度 考案賞受賞企業を訪ねて

第3回 銀賞受賞 「クレーン性能検査用分割式テストウエイト」
考案者:埼玉県支部 コベルコ建機日本株式会社 関東支社
埼玉西工場 田尻 信悟 49(183)

動画で見る作業手順書

コマツカスタマーサポート(株) 北海道カンパニー 札幌南支店
札幌南支店サービスセンタ 長谷川 和宏 53(187)

お知らせ

建荷協の動き58(192)

令和5年度 特定自主検査資格取得研修・教育の予定表 ..60(194)

令和5年度 各種研修の受講料68(202)

令和5年度版 建荷協発行図書等のご案内69(203)

特定自主検査者資格取得者名簿

(令和5年2月1日~令和5年3月31日)73(207)

支部一覧76(210)

編集後記77(211)

2023年(令和5年)7月号(第266号)

巻頭

「特定自主検査記録表作成支援ソフト」アップデートのお願い
..... 1(213)

巻頭言

回顧録坂本 英俊 6(218)

広報

令和5年度全国安全週間実施要綱 7(219)

フォークリフト、車両系建設機械等の定期自主検査指針
改正について 11(223)

令和4年(1~12月)特定自主検査済標章等頒布状況 14(226)

常設委員会報告 17(229)

令和4年度考案賞入賞作品 26(238)

特自検 Q & A 第20回 36(248)

技術解説

ブーム系クローラ式電動高所作業車 NUL07E-7 の紹介
.....新井 健司 38(250)

連載講座

みんなが知っておきたい!インボイス制度と改正電子帳簿
保存法 第6回
.....根津 信之 43(255)

現場取材シリーズ

新名神高速道路 梶原トンネル工事現場を訪ねて
.....古口 光 49(261)新名神高速道路 梶原トンネル工事現場 グラビア
..... 55(267)

イラスト災害事例 59(271)

製品紹介

超小旋回型 小型油圧ショベル「PC78UU-11」/次世代ホイール
ローダ Cat®950/962/軌陸両用高所作業車「LK12C1 FN」
/高所作業車「AT-280XTG」/新型杭圧入引抜機「サイレント
トライラー® F112」..... 63(275)

Topics

令和3年度 考案賞受賞企業を訪ねて

第4回 銀賞受賞 「バケットエッジ交換治具」

考案者:愛知県支部 日立建機日本株式会社

中部支社 中部サービス工場 鈴木 章浩

..... 68(280)

お知らせ

建荷協の動き72(284)

令和5年度 特定自主検査資格取得研修・教育の予定表 ..74(286)

令和5年度 各種研修の受講料82(294)

令和5年度版 建荷協発行図書等のご案内83(295)

特定自主検査者資格取得者名簿

(令和5年4月1日~令和5年5月31日)87(299)

支部一覧90(302)

編集後記91(303)

令和5年度「考案賞」対象考案の募集について93(305)

2023年(令和5年)9月号(第267号)

巻頭言

デジタル化真っ只中佐久本嘉幸 4(312)

広報

第12回 定時総会報告 5(313)

令和5年度全国労働衛生週間にあたって 19(327)

令和5年度建設荷役車両特定自主検査強調月間 28(336)

特自検 Q & A 第21回 33(341)

イラスト災害事例 35(343)

技術解説

新型ミニショベル7型シリーズの開発
.....中田 信也 39(347)

連載講座

みんなが知っておきたい！インボイス制度と改正電子帳簿
保存法 第7回(終)

.....根津 信之 44(352)

安全・技術講座

我が社のセールスポイント 50(358)

群馬県支部 株式会社ユニバーサル建販

製品紹介

後方超小旋回ミニショベル「SK30SR-7/SK35SR-7」/クロー
ラ式ブーム屈折型電動高所作業車「RU09A1SM」/ホイ
ール式油圧ショベル「ZX125W-7」/クラウド型転圧管理ソリュー
ション「Solution Linkage Compactor」(対象機種拡大)/全
旋回式クローラキャリア「IC70R」..... 55(363)

Topics

令和4年度 考案賞受賞企業を訪ねて

第1回 金賞受賞 「燃料タンクバキューム装置」

考案者：福井県支部 コマツサービスエース株式会社

本社 整備・車検チーム 清水 薫 60(368)

令和5年度「安全衛生に係る厚生労働大臣功績賞」を受賞！

..... 64(372)

お知らせ

令和6年 特自検査啓発「年間標語」決定！65(373)

「定期自主検査指針改正説明会」東京都支部で開催.....65(373)

建荷協の動き66(374)

令和5年度 特定自主検査資格取得研修・教育の予定表 ..67(375)

令和5年度 各種研修の受講料75(383)

特定自主検査者資格取得者名簿

(令和5年6月1日～令和5年7月31日)76(384)

令和5年度版 建荷協発行図書等のご案内79(387)

支部一覧83(391)

編集後記84(392)

2023年(令和5年)11月号(第268号)

巻頭カラーグラビア

令和5年度 特自検査強調月間ポスター 1(393)

巻頭言

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて
.....小倉 崇 7(399)

広報

令和5年度 特定自主検査強調月間実施中！ 8(400)

特定自主検査 業務点検表〔検査業者用〕の解説 11(403)

特定自主検査 業務点検表〔事業内用〕の解説 23(415)

車両系荷役運搬機械の労働災害による

死者数の推移と令和4年における発生状況 31(423)

車両系建設機械及び高所作業車の労働災害による

死者数の推移と令和4年における発生状況 37(429)

特自検 Q & A 第22回 43(435)

技術解説

新型ホイール式油圧ショベル ZX125W-7 製品紹介
.....安部 真也 45(437)

イラスト災害事例 49(441)

安全・技術講座

我が社のセールスポイント 53(445)

富山県支部 砺波重機株式会社

製品紹介

20トンクラス 新型電動ショベル「PC200LCE-11」/超小
旋回型ミニ油圧ショベル 3機種/リーダレス型基礎機械
「RX3300-7」..... 57(449)

Topics

令和4年度 考案賞受賞企業を訪ねて

第2回 銀賞受賞 「フォーク脱着治具」

考案者：茨城県支部 日立建機ロジテック株式会社

コンストラクション物流部 菅原 亮 60(452)

お知らせ

令和6年標章 頒布価格変更について64(456)

令和5年度 「中央労働災害防止協会 緑十字賞」を受賞！
.....64(456)

建荷協の動き65(457)

令和5年度 特定自主検査資格取得研修・教育の予定表 ..67(459)

令和5年度 各種研修の受講料75(467)

特定自主検査者資格取得者名簿

(令和5年8月1日～令和5年9月30日)76(468)

令和5年度版 建荷協発行図書等のご案内79(471)

支部一覧83(475)

編集後記84(476)

「建設荷役車両」年間総目次85(477)

機関誌「建設荷役車両」広告掲載案内

建設荷役車両に関わるすべての企業のために
私たちの協会があります。

当協会は、建設荷役車両(車両系建設機械、荷役運搬機械)の検査・整備業、リース・レンタル業、ユーザー、メーカーなどから構成された団体です。

これらの企業が協力して、建設荷役車両の性能の保持向上と作業の安全を確保するために定期(特定)自主検査制度の定着化を推進しています。

販売促進の可能性をつむぎ出すために・・・。

B(Business) to B(Business) & H(Heart) to H(Heart)

「建設荷役車両」広告掲載料金
B5版 隔月奇数月発行 発行部数：6,500部

(消費税別)

掲載場所	頁/色	掲載料金
表紙2	1頁/1色(黒)	42,000円
表紙3	1頁/1色(黒)	36,000円
表紙4	1頁/4色(カラー)	54,000円
後付	1頁/1色(黒)	30,000円

- 広告原稿サイズ：(1頁) 天地230mm×左右160mm
- 広告原稿締切日：機関誌発行前々月末
- 上記広告掲載料金以外に図案制作、エアブラシ、トレース及び製版等の制作費及び消費税は別途頂戴致します。

お問い合わせ先 広報部まで TEL：03-3221-3661
E-mail：koho@sacl.or.jp



公益
社団法人 **建設荷役車両安全技術協会**
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

会長 酒井 信介

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-7-1 ニュー九段ビル9F
TEL：03-3221-3661 FAX：03-3221-3665 URL <http://www.sacl.or.jp/>



AI歩行者検知360度録画付きカメラ/モニターのご案内

歩行者、バイク、自転車が警戒エリアに侵入すると

LEDフラッシュとボイスで近づき過ぎを注意！

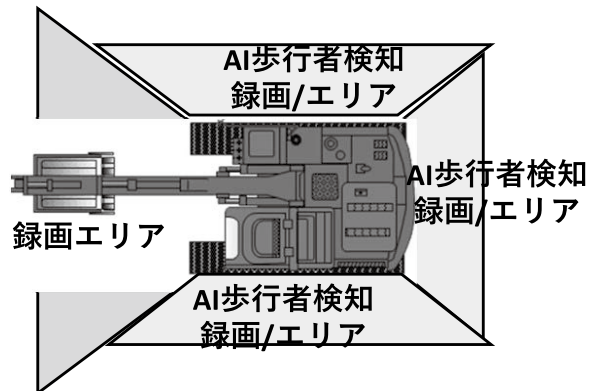
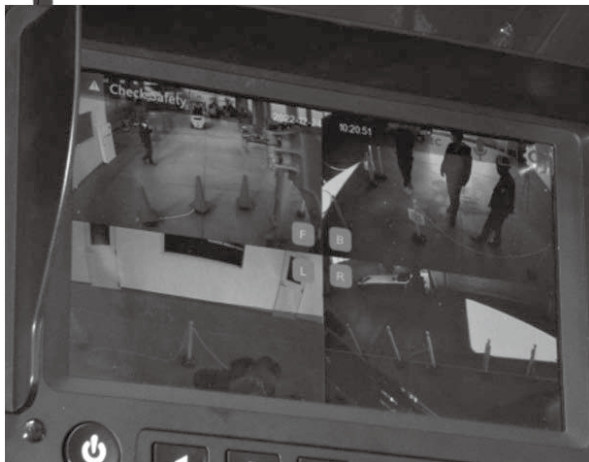


録画機能 (前後左右) 4方向
SDカード256G



従来製品と違い作業者にも
危険を知らせます！

ビー！
危険です、近づか
ないでください。



使用可能カメラ 有線タイプ

BALL型 通常タイプ コンパクト

モニターセット売価は大変お買い得です。

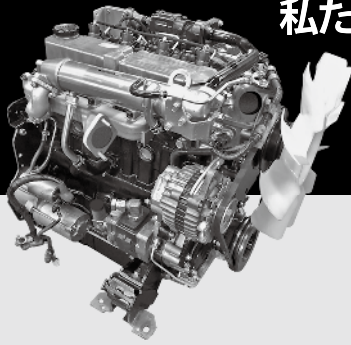
機械の貸出、デモごお気軽にご連絡下さい。

取扱店 (敬称省略) 東海クラリオン/ELPIS/富山・北陸クラリオン

(株) スティーラジャパン 東京都三鷹市新川6-32-15 Tel042-266-2010

✉ j-sato@installer-pro.work HP <https://www.installer-pro.work/>

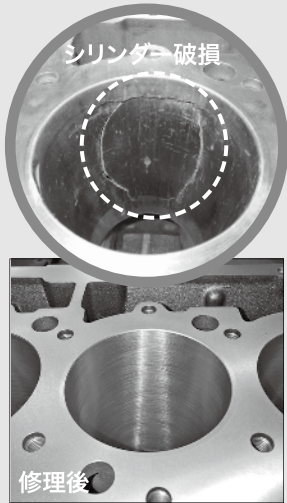
私たちが皆様の自社工場・専属ワークスとしてご利用下さい



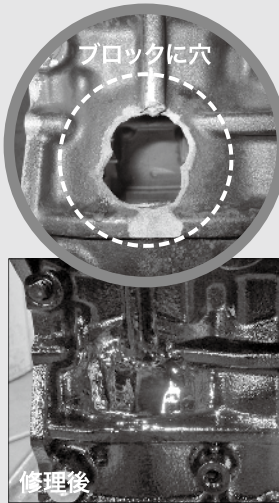
まだ使えます、そのエンジン!

こんな状態でも修理が可能です!

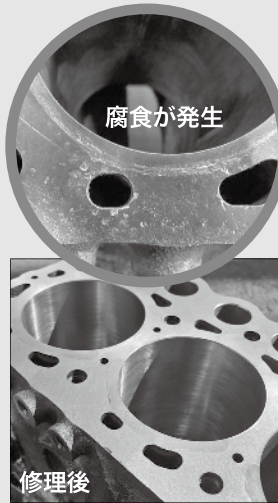
シリンダー破損
スリーブ製作挿入修理



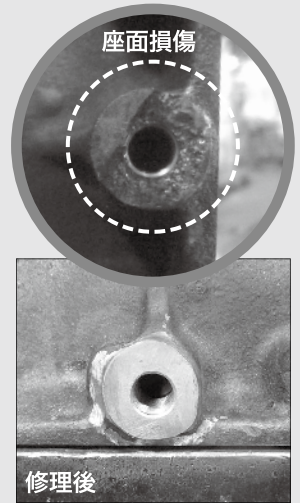
シリンダーブロック
足出し修理



シリンダーブロック・ヘッド
肉盛溶接面研磨修理



エンジンマウント
座面再形成修理



あきらめる前には是非ご一報下さい!!

業務内容 各種エンジンとユニット品のオーバーホール・修理・リビルト品販売

- シリンダーブロック・ヘッドの特殊修理、加工 ●エンジン ●噴射ポンプ
- 噴射ノズル ●ウォーターポンプ ●ターボチャージャー ●電装品
- エンジン関連金属品加工修理 ●非常用発電機のエンジンメンテナンス・・・等



製品に関するご質問・価格等のお問合せは下記まで。

TEL.076-272-3334 FAX.076-272-3332

詳細はホームページで  URL:<http://www.web-krw.com> E-mail: info@web-krw.com



ボッシュサービスステーション

株式会社 **北日本リビルトワークス**

〒920-2132
石川県白山市明島町山 142 番地 1

※ 弊社の全再生品は、整備業者様のみの販売とさせていただきます。(脱着・整備等が困難なため、エンドユーザー様への販売はしていません。)



大型解体機向け 超高耐久カップリング

解体作業を効率良くクリーンに!

セイン 超高耐久 TLXシリーズ



1. 超高耐久

ブレーカー、鉄骨カッター、小割機、大割機等の圧力変動の大きな各種解体アタッチメントに適応します。

2. 分離時液ダレ無し

分離時油モレのないフラットフェースデザインはアタッチメント交換時の環境汚染を防ぎ、作動油の補充量を大幅に削減します。

3. 被圧下分離・接続可能

油圧回路内に圧力が残った状態での分離、接続が可能です。(レンチ等が必要な場合があります)

TLXシリーズ主な特徴

高合金鋼ボディ

- ・高い耐圧力性能を実現します。
- ・最高使用圧力42MPa

ピンロック採用

- ・振動による緩みを防ぎます。

シール交換可能

- ・最も消耗の激しい接続部シールはユーザー交換が可能です。
- ・その他製品内部のシールも消耗した場合、工場にて分解修理します。

シールプロテクトデザイン

- ・接続時、シール材(リング)が作動油流路に露出せず、急激な流速変化(サージフロー)が発生した時にシール材をダメージから守ります。



フラットフェースデザイン

- ・分離時作動油のモレがありません。
- ・作業環境の汚損を防ぎます。
- ・異物混入を防ぎ機器の性能を維持、寿命を延ばします。

大きなねじ込みピッチ

- ・効率良く接続、分離が可能です。
- ・傷つきにくく清掃が容易です。

亜鉛ニッケルメッキ採用

- ・高い防食性能を実現します。

▼ TLX カップリングの動画・顧客事例 ▼

